

# 文 教 委 員 会

令和7年6月11日

## 議 案

- (1) 議案第60号 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 (教育指導課長)
- (2) 議案第68号 葛飾区体育施設条例の一部を改正する条例 (生涯スポーツ課長)

## 庶務報告

### 1 議案関係

- (1) 令和7年度葛飾区一般会計補正予算(第1号)について (教育総務課長)
- (2) 葛飾区立南奥戸小学校外壁改修(塗装)その他工事請負契約締結について (学校施設課長)
- (3) 葛飾区立堀切中学校外壁改修(塗装)その他工事請負契約締結について (学校施設課長)
- (4) 葛飾区立木根川小学校既存校舎等解体工事請負契約締結について (学校施設整備担当課長)
- (5) 葛飾区立常盤中学校電気設備工事請負契約締結について (学校施設整備担当課長)
- (6) 葛飾区立常盤中学校給排水衛生設備工事請負契約締結について (学校施設整備担当課長)
- (7) 葛飾区立常盤中学校空調設備工事請負契約締結について (学校施設整備担当課長)
- (8) 葛飾区立学校折りたたみ式テントの買入れについて (学務課長)
- (9) 葛飾区立常盤中学校給食用厨房機器の買入れについて (学務課長)
- (10) 小菅西公園スケートボード場設置工事請負契約締結について (生涯スポーツ課長)

### 2 一 般

- (1) 二上小学校及び宝木塚小学校の改築について (学校施設整備担当課長)
- (2) 柴又地域統合小学校改築基本構想・基本計画(案)等について (学校施設整備担当課長)
- (3) 就学援助費の支給額の改定について (学務課長)
- (4) 学校給食費の改定について (学務課長)
- (5) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正について (教育指導課長)

- |  |                            |
|--|----------------------------|
| (6) いじめによる重大事態の発生について                    | (教育指導課長)                   |
| (7) 令和6年度区立小・中学校卒業生の進路状況について             | (教育指導課長)                   |
| (8) かつしかチャレンジプログラムについて                   | 教育指導課長<br>(学校教育推進)<br>担当課長 |
| (9) (仮称)お花茶屋地区屋内温水プール建設工事基本設計<br>(案)について | (学校教育推進)<br>担当課長           |
| (10) 「ことばの教室」の増設について                     | (総合教育センター)<br>管理担当課長       |
| (11) 令和7年度学童保育クラブ等入会状況について               | (放課後支援課長)                  |
| (12) 令和7年度における学童保育クラブの取組について             | (放課後支援課長)                  |
| (13) 郷土と天文の博物館のプラネタリウム投映休止について           | (生涯学習課長)                   |
| (14) お花茶屋図書館の改修について                      | (中央図書館長)                   |
| (15) 中央図書館の改修について                        | (中央図書館長)                   |

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

教育指導課

1 改正理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正を踏まえ、所要の改正をするもの

2 改正概要

妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等について定めること。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行日

令和7年10月1日

## 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 新旧対照表 (改正部分抜粋)

現 行	改 正 案
<p>第1条～第18条の4 (略)</p> <p>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</p> <p>第18条の5 教育委員会は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の教育委員会規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の教育委員会規則で定める措置を講じなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第18条の6 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第1条～第18条の4 (略)</p> <p>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</p> <p>第18条の5 教育委員会は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の教育委員会規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請(以下「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の教育委員会規則で定める措置を講じなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第18条の6 (略)</p> <p><u>(妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等)</u></p> <p><u>第18条の7 教育委員会は、職員の育児休業等に関する条例(平成4年葛飾区条例第1号)第18条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員(以下この項におい</u></p>

て「申出職員」という。) に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の教育委員会規則で定める事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 職員の育児休業等に関する条例第18条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして教育委員会規則で定める事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 教育委員会は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、教育委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の教育委員会規則で定める事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

	<p><u>(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして教育委員会規則で定める事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u></p> <p><u>3 教育委員会は、第1項第3号又は前項第3号に掲げる措置により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u></p>
--	---

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 教育委員会は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、改正後の第18条の7第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

## 葛飾区体育施設条例の一部を改正する条例

生涯スポーツ課

## 1 改正理由

営利を目的として体育施設を使用する場合の利用料金の限度額を定めるもの

## 2 概要

## (1) 対象とする体育施設

名称	対象施設
葛飾区奥戸総合スポーツセンター 葛飾区東新小岩運動場	陸上競技場
葛飾区水元総合スポーツセンター 葛飾区東金町運動場 葛飾区葛飾にいじゅくみらい公園運動場	多目的広場
葛飾区小菅西公園フットサル場 葛飾区堀切橋フットサル場	フットサル場
葛飾区柴又球技場 葛飾区荒川小菅球技場 葛飾区四つ木橋球技場 葛飾区木根川橋球技場	球技場

## (2) 利用区分及び利用料金限度額

## ア 利用区分の設定

現行は施設によって「入場料その他これに類する料金を徴収する場合」及び「興行を目的とする場合」が規定されているが、上記「(1) 対象とする体育施設」について「営利を目的とする場合」を加える。

## イ 営利を目的とする場合の利用料金限度額

体育目的又は体育目的以外で使用する場合それぞれの区分に応じた限度額の

100分の200相当額とする。

(3) 施行日

令和7年10月1日

なお、改正後の規定は施行日以後の利用申請による使用に適用し、施行日前の利用申請については適用しない。

3 新旧対照表

別紙のとおり

## 葛飾区体育施設条例新旧対照表（関連部分抜粋）

現 行	改正案
<p>○葛飾区体育施設条例</p> <p style="text-align: right;">昭和59年3月14日 条例第5号</p> <p>（利用料金）</p> <p>第16条 施設の利用に係る料金（以下「施設利用料金」という。）は別表第3に定める額の範囲内において、体育施設備付器具の利用に係る料金は1件1回につき9,000円の範囲内において、駐車場の利用に係る料金（以下「駐車場利用料金」という。）は別表第4に定める額の範囲内において、あらかじめ委員会の承認を得て、指定管理者が定める。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、一般開放による施設等の使用については、無料とする。</p> <p>3 第1項の場合において、指定管理者は、別表第3に定める貸切りでない場合の施設利用料金及び別表第4に定める駐車場利用料金（駐車広場の利用に係る料金を除く。）については、回数券による施設利用料金又は駐車場利用料金を定めることができる。</p> <p>4 使用者は、施設利用料金及び体育施設備付器具の利用に係る料金（以下これらを「施設等利用料金」という。）を指定管理者に使用の承認の際に納付しなければならない。ただし、委員会規則で定めるところにより、後納することができる。</p> <p>5 第14条第1項の規定により駐車場を使用した者は、駐車場利用料金を指定管理者に自動車を退車させる際に納付しなければならない。ただし、駐車広場にあつては、自動車を入車させる際に駐車場利用料金を納付しなければならない。</p> <p>6 施設等利用料金及び駐車場利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p style="text-align: center;">（平17条例26・全改）</p> <p>付 則 （施行期日）</p> <p>1 この条例は、昭和59年4月1日から施行する。ただし、葛飾区総合スポーツセンターに係る部分の規定は、委員会規則で定める日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">（昭和59年教委規則第7号で昭和59年11月1日から施行）</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この条例施行の際、東京都葛飾区総合区民センター条例（昭和40年葛飾区条例第8号）、東京都葛飾区水元区民センター条例（昭和54年葛飾区条例第1号）及び東京都葛飾区立運動場条例（昭和40年葛飾区条例第20号）の規定により、既にこの条例に該当する体育施設の使用の承認を受けている者は、この条例の規定により承認を受けたものとみなす。</p> <p style="text-align: center;">（葛飾区東新小岩運動場の管理に関する特例）</p> <p>3 第3条の2の規定にかかわらず、葛飾区東新小岩運動場にあつては、令和6年9月1日から委員会規則で定める日までの間、その管理は、委員会が行うものとする。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句はそれぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて適用し、第4条、第16条及び第20条の規定は適用し</p>	<p>○葛飾区体育施設条例</p> <p style="text-align: right;">昭和59年3月14日 条例第5号</p> <p>（利用料金）</p> <p>第16条 施設の利用に係る料金（以下「施設利用料金」という。）は別表第3に定める額の範囲内において、体育施設備付器具の利用に係る料金は1件1回につき9,000円の範囲内において、駐車場の利用に係る料金（以下「駐車場利用料金」という。）は別表第4に定める額の範囲内において、あらかじめ委員会の承認を得て、指定管理者が定める。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、一般開放による施設等の使用については、無料とする。</p> <p>3 第1項の場合において、指定管理者は、別表第3に定める貸切りでない場合の施設利用料金及び別表第4に定める駐車場利用料金（駐車広場の利用に係る料金を除く。）については、回数券による施設利用料金又は駐車場利用料金を定めることができる。</p> <p>4 使用者は、施設利用料金及び体育施設備付器具の利用に係る料金（以下これらを「施設等利用料金」という。）を指定管理者に使用の承認の際に納付しなければならない。ただし、委員会規則で定めるところにより、後納することができる。</p> <p>5 第14条第1項の規定により駐車場を使用した者は、駐車場利用料金を指定管理者に自動車を退車させる際に納付しなければならない。ただし、駐車広場にあつては、自動車を入車させる際に駐車場利用料金を納付しなければならない。</p> <p>6 施設等利用料金及び駐車場利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p style="text-align: center;">（平17条例26・全改）</p> <p>付 則 （施行期日）</p> <p>1 この条例は、昭和59年4月1日から施行する。ただし、葛飾区総合スポーツセンターに係る部分の規定は、委員会規則で定める日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">（昭和59年教委規則第7号で昭和59年11月1日から施行）</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この条例施行の際、東京都葛飾区総合区民センター条例（昭和40年葛飾区条例第8号）、東京都葛飾区水元区民センター条例（昭和54年葛飾区条例第1号）及び東京都葛飾区立運動場条例（昭和40年葛飾区条例第20号）の規定により、既にこの条例に該当する体育施設の使用の承認を受けている者は、この条例の規定により承認を受けたものとみなす。</p> <p style="text-align: center;">（葛飾区東新小岩運動場の管理に関する特例）</p> <p>3 第3条の2の規定にかかわらず、葛飾区東新小岩運動場にあつては、令和6年9月1日から委員会規則で定める日までの間、その管理は、委員会が行うものとする。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句はそれぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて適用し、第4条、第16条及び第20条の規定は適用し</p>

ない。

第5条第1項ただし書	指定管理者があらかじめ委員会の承認を得て	委員会が
第5条第2項及び第3項、第6条、第7条、第11条ただし書、第12条、第14条第1項並びに第18条第1項	指定管理者	委員会
第5条第2項及び第3項	ときは、あらかじめ委員会の承認を得て	ときは
第17条第1項	指定管理者は、委員会規則で定めるところにより、施設等利用料金	委員会は、特別の理由があると認めるときは、付則第5項の葛飾区東新小岩運動場の施設の使用料及び体育施設備付器具の使用料（以下「施設等使用料」という。）
第17条第2項	指定管理者は、委員会規則で定めるところにより、駐車場利用料金	委員会は、特別の理由があると認めるときは、付則第5項の葛飾区東新小岩運動場の駐車場の使用料
第18条第1項並びに第19条第1項及び第2項	施設等利用料金	施設等使用料
第18条第2項	駐車場利用料金	付則第5項の葛飾区東新小岩運動場の駐車場の使用料
第19条第1項	第16条第4項ただし書 指定管理者に納付し	付則第6項ただし書 納付し
第19条第2項	、あらかじめ委員会の承認を得て、指定管理者が	委員会規則で
第19条第3項	指定管理者は、委員会規則で定めるところにより	委員会は、やむを得ない事情があると認めるときは

(令6条例25・全改)

(葛飾区東新小岩運動場の開館時間)

4 前項の場合において、葛飾区東新小岩運動場の施設及び駐車場の開館時間又は開場時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、委員会は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(令6条例25・全改)

(葛飾区東新小岩運動場の使用料)

5 第3項の場合において、葛飾区東新小岩運動場の施設及び駐車場の使用料は次のとおりとし、体育施設備付器具の使用料は1件1回につき9,000円の範囲内において委員会規則で定める額とする。

ない。

第5条第1項ただし書	指定管理者があらかじめ委員会の承認を得て	委員会が
第5条第2項及び第3項、第6条、第7条、第11条ただし書、第12条、第14条第1項並びに第18条第1項	指定管理者	委員会
第5条第2項及び第3項	ときは、あらかじめ委員会の承認を得て	ときは
第17条第1項	指定管理者は、委員会規則で定めるところにより、施設等利用料金	委員会は、特別の理由があると認めるときは、付則第5項の葛飾区東新小岩運動場の施設の使用料及び体育施設備付器具の使用料（以下「施設等使用料」という。）
第17条第2項	指定管理者は、委員会規則で定めるところにより、駐車場利用料金	委員会は、特別の理由があると認めるときは、付則第5項の葛飾区東新小岩運動場の駐車場の使用料
第18条第1項並びに第19条第1項及び第2項	施設等利用料金	施設等使用料
第18条第2項	駐車場利用料金	付則第5項の葛飾区東新小岩運動場の駐車場の使用料
第19条第1項	第16条第4項ただし書 指定管理者に納付し	付則第6項ただし書 納付し
第19条第2項	、あらかじめ委員会の承認を得て、指定管理者が	委員会規則で
第19条第3項	指定管理者は、委員会規則で定めるところにより	委員会は、やむを得ない事情があると認めるときは

(令6条例25・全改)

(葛飾区東新小岩運動場の開館時間)

4 前項の場合において、葛飾区東新小岩運動場の施設及び駐車場の開館時間又は開場時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、委員会は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(令6条例25・全改)

(葛飾区東新小岩運動場の使用料)

5 第3項の場合において、葛飾区東新小岩運動場の施設及び駐車場の使用料は次のとおりとし、体育施設備付器具の使用料は1件1回につき9,000円の範囲内において委員会規則で定める額とする。

## (1) 会議室

施設の種別	使用単位	貸切りの場合の使用料
第一会議室	第1回	400円
	第2回	800円
	第3回	800円
	第4回	900円
	全日	2,600円
第二会議室又は第三会議室	第1回	500円
	第2回	900円
	第3回	900円
	第4回	1,000円
	全日	2,900円

## 備考

- 表中「第1回」とは、午前9時から午前11時30分までを、「第2回」とは、午後零時30分から午後3時までを、「第3回」とは、午後3時30分から午後6時までを、「第4回」とは、午後6時30分から午後9時までを、「全日」とは、午前9時から午後9時までをいう。
- 貸切り使用の使用者が、1回の使用時間を超えて使用する場合の当該超過時間の使用料は、超過時間30分につき、当該施設の当該使用単位の使用料の100分の20相当額とする。ただし、2以上の使用単位を引き続き使用する場合の中間時間については、この限りでない。
- 貸切り使用の使用者が、入場料その他これに類する料金を徴収する場合の使用料は、それぞれ当該施設の当該使用単位の使用料の100分の150相当額とする。
- 貸切り使用の使用者が、興行を目的とする場合の使用料は、当該施設の当該使用単位の使用料の100分の300相当額とする。

## (2) 陸上競技場

施設の種別	使用単位	貸切りの場合の使用料				貸切りでない場合の使用料	
		体育目的で使用する場合		体育目的以外で使用する場合		一般(高校生以上)	小・中学生
		平日	土曜日	日曜日又は休日			
トラック及びフィールド	午前	16,900円	67,600円	84,500円	92,950円		
	午後	22,300円	89,200円	11,500円	12,650円		
	夜間	19,300円	77,200円	96,500円	106,150円		
	全日	52,700円	21,800円	26,350円	28,980円		
	1人1回2時					300円	100円

## (1) 会議室

施設の種別	使用単位	貸切りの場合の使用料
第一会議室	第1回	400円
	第2回	800円
	第3回	800円
	第4回	900円
	全日	2,600円
第二会議室又は第三会議室	第1回	500円
	第2回	900円
	第3回	900円
	第4回	1,000円
	全日	2,900円

## 備考

- 表中「第1回」とは、午前9時から午前11時30分までを、「第2回」とは、午後零時30分から午後3時までを、「第3回」とは、午後3時30分から午後6時までを、「第4回」とは、午後6時30分から午後9時までを、「全日」とは、午前9時から午後9時までをいう。
- 貸切り使用の使用者が、1回の使用時間を超えて使用する場合の当該超過時間の使用料は、超過時間30分につき、当該施設の当該使用単位の使用料の100分の20相当額とする。ただし、2以上の使用単位を引き続き使用する場合の中間時間については、この限りでない。
- 貸切り使用の使用者が、入場料その他これに類する料金を徴収する場合の使用料は、それぞれ当該施設の当該使用単位の使用料の100分の150相当額とする。
- 貸切り使用の使用者が、興行を目的とする場合の使用料は、当該施設の当該使用単位の使用料の100分の300相当額とする。

## (2) 陸上競技場

施設の種別	使用単位	貸切りの場合の使用料				貸切りでない場合の使用料	
		体育目的で使用する場合		体育目的以外で使用する場合		一般(高校生以上)	小・中学生
		平日	土曜日	日曜日又は休日			
トラック及びフィールド	午前	16,900円	67,600円	84,500円	92,950円		
	午後	22,300円	89,200円	11,500円	12,650円		
	夜間	19,300円	77,200円	96,500円	106,150円		
	全日	52,700円	21,800円	26,350円	28,980円		
	1人1回2時					300円	100円

	間につ き			
フィー ルド	1回に つき	3, 3 00円		

備考

- 表中「午前」とは、午前9時から午後零時までを、「午後」とは、午後1時から午後5時までを、「夜間」とは、午後5時30分から午後9時までを、「全日」とは、午前9時から午後9時までをいう。
- トラック及びフィールドの貸切り使用の使用者が、1回の使用時間を超えて使用する場合の当該超過時間の使用料は、超過時間30分につき、当該施設の当該使用単位の使用料の100分の20相当額とする。ただし、2以上の使用単位を引き続き使用する場合の中間時間については、この限りでない。
- トラック及びフィールドの貸切り使用の使用者が、入場料その他これに類する料金を徴収する場合の使用料は、それぞれ当該施設の当該使用単位の使用料の100分の150相当額とする。
- トラック及びフィールドの貸切り使用の使用者が、興行を目的とする場合の使用料は、体育目的以外で使用する場合の当該施設の当該使用単位の使用料の100分の300相当額とする。
- フィールドの貸切りの場合の使用単位については、次に定めるとおりとする。
  - 第1回 午前9時から午前11時まで
  - 第2回 午前11時から午後1時まで
  - 第3回 午後1時30分から午後3時30分まで
  - 第4回 午後3時30分から午後5時30分まで
  - 第5回 午後6時から午後8時まで
- フィールドの貸切り使用の使用者が、1回の使用時間を超えて使用する場合の当該超過時間の使用料は、超過時間30分につき、当該施設の当該使用単位の使用料の100分の20相当額とする。ただし、2以上の使用単位を引き続き使用する場合の中間時間については、この限りでない。
- フィールドの貸切り使用の使用者は、使用に際し、入場料その他これに類する料金を徴収し、又は興行を目的として使用することはできない。

(3) 野球場及びテニスコート

施設の種別	貸切りの場合の使用料（1回につき）			
	体育目的で使用する 場合	体育目的以外で使用する場 合		
		平日	土曜日	日曜日又 は休日
東新小岩野 球場（1面）	3, 000円	12, 000円	15, 000円	16, 500円
テニスコ ート（1面）	1, 200円	4, 800円	6, 000円	6, 600円

備考 貸切りの場合の使用単位については、次に定めるとおりとする。

	間につ き			
フィー ルド	1回に つき	3, 3 00円		

備考

- 表中「午前」とは、午前9時から午後零時までを、「午後」とは、午後1時から午後5時までを、「夜間」とは、午後5時30分から午後9時までを、「全日」とは、午前9時から午後9時までをいう。
- トラック及びフィールドの貸切り使用の使用者が、1回の使用時間を超えて使用する場合の当該超過時間の使用料は、超過時間30分につき、当該施設の当該使用単位の使用料の100分の20相当額とする。ただし、2以上の使用単位を引き続き使用する場合の中間時間については、この限りでない。
- トラック及びフィールドの貸切り使用の使用者が、入場料その他これに類する料金を徴収する場合の使用料は、それぞれ当該施設の当該使用単位の使用料の100分の150相当額とする。
- トラック及びフィールドの貸切り使用の使用者が、営利を目的とする場合の使用料は、当該施設の当該使用単位の使用料の100分の200相当額とする。
- トラック及びフィールドの貸切り使用の使用者が、興行を目的とする場合の使用料は、体育目的以外で使用する場合の当該施設の当該使用単位の使用料の100分の300相当額とする。
- フィールドの貸切りの場合の使用単位については、次に定めるとおりとする。
  - 第1回 午前9時から午前11時まで
  - 第2回 午前11時から午後1時まで
  - 第3回 午後1時30分から午後3時30分まで
  - 第4回 午後3時30分から午後5時30分まで
  - 第5回 午後6時から午後8時まで
- フィールドの貸切り使用の使用者が、1回の使用時間を超えて使用する場合の当該超過時間の使用料は、超過時間30分につき、当該施設の当該使用単位の使用料の100分の20相当額とする。ただし、2以上の使用単位を引き続き使用する場合の中間時間については、この限りでない。
- フィールドの貸切り使用の使用者は、使用に際し、入場料その他これに類する料金を徴収し、又は興行を目的として使用することはできない。

(3) 野球場及びテニスコート

施設の種別	貸切りの場合の使用料（1回につき）			
	体育目的で使用する 場合	体育目的以外で使用する場 合		
		平日	土曜日	日曜日又 は休日
東新小岩野 球場（1面）	3, 000円	12, 000円	15, 000円	16, 500円
テニスコ ート（1面）	1, 200円	4, 800円	6, 000円	6, 600円

備考 貸切りの場合の使用単位については、次に定めるとおりとする。

- (1) 第1回 午前9時から午前11時まで
- (2) 第2回 午前11時から午後1時まで
- (3) 第3回 午後1時から午後3時まで
- (4) 第4回 午後3時から午後5時まで
- (5) 第5回 午後5時から午後7時まで
- (6) 第6回 午後7時から午後9時まで

(4) 屋外照明設備

施設の種別	貸切りの場合の使用料（1回30分につき）	
東新小岩陸上競技場	全灯点灯	1,700円
	全灯の5割6分点灯	950円
東新小岩野球場	全灯点灯	2,025円
	全灯の8割3分点灯	1,680円
	全灯の5割5分点灯	1,110円
	全灯の2割7分点灯	545円
テニスコート		275円

備考 屋外照明設備を使用する場合は、施設使用料に加算するものとする。

(5) 駐車場

名称	区分	駐車時間30分まで	30分を超える駐車時間30分までごとに	1日1回につき
葛飾区東新小岩運動場駐車場	葛飾区東新小岩運動場の使用者	無料	100円	
	その他	400円	400円	

(令6条例25・全改)

6 第3項の場合において、葛飾区東新小岩運動場の使用者にあつては施設等使用料を使用の承認の際に、葛飾区東新小岩運動場駐車場の使用者にあつては駐車場の使用料を自動車を退車させる際に納付しなければならない。ただし、施設等使用料にあつては、委員会規則で定めるところにより、後納することができる。

(令6条例25・全改)

別表第3（第16条関係）

(昭60条例9・昭60条例15・昭61条例20・昭62条例14・昭62条例43・昭63条例27・昭63条例44・平2条例41・平4条例41・平5条例1・平7条例73・一部改正、平8条例44・旧別表第2繰下・一部改正、平11条例67・平15条例24・平15条例69・平17条例26・平23条例23・平24条例29・平24条例47・平26条例37・平27条例40・平29条例26・平30条例20・令2条例10・令6条

- (1) 第1回 午前9時から午前11時まで
- (2) 第2回 午前11時から午後1時まで
- (3) 第3回 午後1時から午後3時まで
- (4) 第4回 午後3時から午後5時まで
- (5) 第5回 午後5時から午後7時まで
- (6) 第6回 午後7時から午後9時まで

(4) 屋外照明設備

施設の種別	貸切りの場合の使用料（1回30分につき）	
東新小岩陸上競技場	全灯点灯	1,700円
	全灯の5割6分点灯	950円
東新小岩野球場	全灯点灯	2,025円
	全灯の8割3分点灯	1,680円
	全灯の5割5分点灯	1,110円
	全灯の2割7分点灯	545円
テニスコート		275円

備考 屋外照明設備を使用する場合は、施設使用料に加算するものとする。

(5) 駐車場

名称	区分	駐車時間30分まで	30分を超える駐車時間30分までごとに	1日1回につき
葛飾区東新小岩運動場駐車場	葛飾区東新小岩運動場の使用者	無料	100円	
	その他	400円	400円	

(令6条例25・全改)

6 第3項の場合において、葛飾区東新小岩運動場の使用者にあつては施設等使用料を使用の承認の際に、葛飾区東新小岩運動場駐車場の使用者にあつては駐車場の使用料を自動車を退車させる際に納付しなければならない。ただし、施設等使用料にあつては、委員会規則で定めるところにより、後納することができる。

(令6条例25・全改)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の付則第5項及び別表第3（1の部（1）の款備考第4項及び第5項並びに2の部（1）の款備考第5項を除く。）の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る使用について適用し、同日前の申請に係る使用については、なお従前の例による。

別表第3（第16条関係）

(昭60条例9・昭60条例15・昭61条例20・昭62条例14・昭62条例43・昭63条例27・昭63条例44・平2条例41・平4条例41・平5条例1・平7条例73・一部改正、平8条例44・旧別表第2繰下・一部改正、平11条例67・平15条例24・平15条例69・平17条例26・平23条例23・平24条例29・平24条例47・平26条例37・平27条例40・平29条例26・平30条例20・令2条例10・令6条

例25・一部改正)

1 葛飾区奥戸総合スポーツセンター

(1) 体育館

施設の種別	使用単位	貸切りの場合の限度額				貸切りでない場合の限度額	
		体育目的で使用する場合	体育目的以外で使用する場合			一般(高校生以上)	小・中学生
			平日	土曜日	日曜日又は休日		
大体育室	第1回	16,000円	64,100円	80,100円	87,400円		
	第2回	20,400円	81,500円	101,900円	112,100円		
	第3回	20,400円	81,500円	101,900円	112,100円		
	第4回	24,800円	99,000円	123,800円	135,400円		
	全日	73,400円	293,500円	366,900円	402,300円		
	1人1回30分につき					100円	200円
小体育室	第1回	5,900円	23,900円	29,900円	32,600円		
	第2回	7,700円	30,900円	38,500円	42,600円		
	第3回	7,700円	30,900円	38,500円	42,600円		
	第4回	9,200円	36,600円	45,900円	50,400円		
	全日	27,500円	110,100円	137,600円	151,300円		
	1人1回30分につき					100円	200円
第一武道場又は第二武道場	第1回	2,400円	9,400円	11,600円	12,900円		
	第2回	3,200円	12,800円	16,000円	17,600円		
	第3回	3,200円	12,800円	16,000円	17,600円		
	第4回	3,600円	14,600円	18,100円	19,900円		
	全日	11,200円	44,600円	55,600円	61,200円		

例25・一部改正)

1 葛飾区奥戸総合スポーツセンター

(1) 体育館

施設の種別	使用単位	貸切りの場合の限度額				貸切りでない場合の限度額	
		体育目的で使用する場合	体育目的以外で使用する場合			一般(高校生以上)	小・中学生
			平日	土曜日	日曜日又は休日		
大体育室	第1回	16,000円	64,100円	80,100円	87,400円		
	第2回	20,400円	81,500円	101,900円	112,100円		
	第3回	20,400円	81,500円	101,900円	112,100円		
	第4回	24,800円	99,000円	123,800円	135,400円		
	全日	73,400円	293,500円	366,900円	402,300円		
	1人1回30分につき					100円	200円
小体育室	第1回	5,900円	23,900円	29,900円	32,600円		
	第2回	7,700円	30,900円	38,500円	42,600円		
	第3回	7,700円	30,900円	38,500円	42,600円		
	第4回	9,200円	36,600円	45,900円	50,400円		
	全日	27,500円	110,100円	137,600円	151,300円		
	1人1回30分につき					100円	200円
第一武道場又は第二武道場	第1回	2,400円	9,400円	11,600円	12,900円		
	第2回	3,200円	12,800円	16,000円	17,600円		
	第3回	3,200円	12,800円	16,000円	17,600円		
	第4回	3,600円	14,600円	18,100円	19,900円		
	全日	11,200円	44,600円	55,600円	61,200円		

		00円	00円	00円	00円		
	1人 1回 30分につき	/				10 0円	20 円
弓道場	第1回	4,300円	17,000円	21,300円	23,400円		
	第2回	5,500円	22,000円	27,400円	30,200円		
	第3回	5,500円	22,000円	27,400円	30,200円		
	第4回	6,600円	26,400円	33,000円	36,300円		
	全日	19,700円	78,600円	98,300円	108,100円		
	1人 1回 30分につき	/				10 0円	20 円
エアライフル場又はアーチェリー場	第1回	3,800円	15,200円	19,000円	20,900円		
	第2回	4,900円	19,600円	24,500円	26,950円		
	第3回	4,900円	19,600円	24,500円	26,950円		
	第4回	5,900円	23,600円	29,500円	32,450円		
	全日	17,600円	70,400円	88,000円	96,800円		
	1人 1回 30分につき	/				80 円	20 円
トレーニングルーム	1人 1回 30分につき	/				75 円	
第一会議室	第1回	1,400円					
	第2回	2,000円					
	第3回	2,000円					
	第4回	2,100円					
	全日	6,800円					
第二会議室	第1回	800円					
	第2回	1,400円					

		00円	00円	00円	00円		
	1人 1回 30分につき	/				10 0円	20 円
弓道場	第1回	4,300円	17,000円	21,300円	23,400円		
	第2回	5,500円	22,000円	27,400円	30,200円		
	第3回	5,500円	22,000円	27,400円	30,200円		
	第4回	6,600円	26,400円	33,000円	36,300円		
	全日	19,700円	78,600円	98,300円	108,100円		
	1人 1回 30分につき	/				10 0円	20 円
エアライフル場又はアーチェリー場	第1回	3,800円	15,200円	19,000円	20,900円		
	第2回	4,900円	19,600円	24,500円	26,950円		
	第3回	4,900円	19,600円	24,500円	26,950円		
	第4回	5,900円	23,600円	29,500円	32,450円		
	全日	17,600円	70,400円	88,000円	96,800円		
	1人 1回 30分につき	/				80 円	20 円
トレーニングルーム	1人 1回 30分につき	/				75 円	
第一会議室	第1回	1,400円					
	第2回	2,000円					
	第3回	2,000円					
	第4回	2,100円					
	全日	6,800円					
第二会議室	第1回	800円					
	第2回	1,400円					

第三 会議 室	第3 回	1,400円	
	第4 回	1,600円	
	全日	4,700円	
	第1 回	500円	
	第2 回	1,000円	
	第3 回	1,000円	
	第4 回	1,200円	
	全日	3,300円	

備考

- 表中「第1回」とは、午前9時から午前11時30分までを、「第2回」とは、午後零時30分から午後3時までを、「第3回」とは、午後3時30分から午後6時までを、「第4回」とは、午後6時30分から午後9時までを、「全日」とは、午前9時から午後9時までをいう。
- 早朝（午前6時から午前9時までの間をいう。以下同じ。）又は深夜（午後9時から午後11時までの間をいう。以下同じ。）に貸切りで使用する場合の限度額は、当該施設の使用時間30分につき、次のとおりとする。
  - 早朝 当該施設の第1回の使用単位の限度額の100分の20相当額
  - 深夜 当該施設の第4回の使用単位の限度額の100分の20相当額
- 貸切り使用の利用者が、1回の使用時間を超えて使用する場合の当該超過時間の限度額は、超過時間30分につき、当該施設の当該使用単位の限度額の100分の20相当額とする。ただし、2以上の使用単位を引き続き使用する場合の中間時間については、この限りでない。
- 利用者が、入場料その他これに類する料金を徴収する場合の限度額は、それぞれ当該施設の当該使用単位の限度額の100分の150相当額とする。
- 利用者が、興行を目的とする場合の限度額は、体育目的以外で使用する場合の当該施設の当該使用単位の限度額の100分の300相当額とする。
- 大体育室の床面積を、2分割又は3分割して貸切り使用する場合の限度額は、当該施設の当該使用単位の限度額にその割合を乗じて得た額とする。ただし、100円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。
- 小・中学生は、エアライフル場を使用することができない。
  - 陸上競技場

施設の種別	使用単位	貸切りの場合の限度額		貸切りでない場合の限度額	
		体育目	体育目的以外で使用する場	一般	小・中

第三 会議 室	第3 回	1,400円	
	第4 回	1,600円	
	全日	4,700円	
	第1 回	500円	
	第2 回	1,000円	
	第3 回	1,000円	
	第4 回	1,200円	
	全日	3,300円	

備考

- 表中「第1回」とは、午前9時から午前11時30分までを、「第2回」とは、午後零時30分から午後3時までを、「第3回」とは、午後3時30分から午後6時までを、「第4回」とは、午後6時30分から午後9時までを、「全日」とは、午前9時から午後9時までをいう。
- 早朝（午前6時から午前9時までの間をいう。以下同じ。）又は深夜（午後9時から午後11時までの間をいう。以下同じ。）に貸切りで使用する場合の限度額は、当該施設の使用時間30分につき、次のとおりとする。
  - 早朝 当該施設の第1回の使用単位の限度額の100分の20相当額
  - 深夜 当該施設の第4回の使用単位の限度額の100分の20相当額
- 貸切り使用の利用者が、1回の使用時間を超えて使用する場合の当該超過時間の限度額は、超過時間30分につき、当該施設の当該使用単位の限度額の100分の20相当額とする。ただし、2以上の使用単位を引き続き使用する場合の中間時間については、この限りでない。
- 貸切り使用の利用者が、入場料その他これに類する料金を徴収する場合の限度額は、それぞれ当該施設の当該使用単位の限度額の100分の150相当額とする。
- 貸切り使用の利用者が、興行を目的とする場合の限度額は、体育目的以外で使用する場合の当該施設の当該使用単位の限度額の100分の300相当額とする。
- 大体育室の床面積を、2分割又は3分割して貸切り使用する場合の限度額は、当該施設の当該使用単位の限度額にその割合を乗じて得た額とする。ただし、100円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。
- 小・中学生は、エアライフル場を使用することができない。
  - 陸上競技場

施設の種別	使用単位	貸切りの場合の限度額		貸切りでない場合の限度額	
		体育目	体育目的以外で使用する場	一般	小・中

	的で使用する場合	合			(高校生以上)	学生
		平日	土曜日	日曜日又は休日		
トラック及びフィールド	午前	16,900円	67,700円	84,700円	93,100円	
	午後	22,300円	89,300円	111,700円	122,400円	
	夜間	19,300円	77,000円	96,200円	105,900円	
	全日	52,700円	210,600円	263,300円	289,300円	
	1人1回30分につき				75円	25円
フィールド	1回30分につき	825円				

備考

- 表中「午前」とは、午前9時から午後零時までを、「午後」とは、午後1時から午後5時までを、「夜間」とは、午後5時30分から午後9時までを、「全日」とは、午前9時から午後9時までをいう。
- トラック及びフィールドの貸切り使用の使用者が、1回の使用時間を超えて使用する場合の当該超過時間の限度額は、超過時間30分につき、当該施設の当該使用単位の限度額の100分の20相当額とする。ただし、2以上の使用単位を引き続き使用する場合の中間時間については、この限りでない。
- トラック及びフィールドの貸切り使用の使用者が、入場料その他これに類する料金を徴収する場合の限度額は、それぞれ当該施設の当該使用単位の限度額の100分の150相当額とする。
- トラック及びフィールドの貸切り使用の使用者が、興行を目的とする場合の限度額は、体育目的以外で使用する場合の当該施設の当該使用単位の限度額の100分の300相当額とする。
- フィールドの貸切り使用の使用者は、使用に際し、入場料その他これに類する料金を徴収し、又は興行を目的として使用することはできない。

(3) プール

施設の種別	使用単位	貸切りの場合の限度額		貸切りでない場合の限度額	
		体育目的で使用する場合	体育目的以外で使用する場合	一般(高校生)	小・中学生

	的で使用する場合	合			(高校生以上)	学生
		平日	土曜日	日曜日又は休日		
トラック及びフィールド	午前	16,900円	67,700円	84,700円	93,100円	
	午後	22,300円	89,300円	111,700円	122,400円	
	夜間	19,300円	77,000円	96,200円	105,900円	
	全日	52,700円	210,600円	263,300円	289,300円	
	1人1回30分につき				75円	25円
フィールド	1回30分につき	825円				

備考

- 表中「午前」とは、午前9時から午後零時までを、「午後」とは、午後1時から午後5時までを、「夜間」とは、午後5時30分から午後9時までを、「全日」とは、午前9時から午後9時までをいう。
- トラック及びフィールドの貸切り使用の使用者が、1回の使用時間を超えて使用する場合の当該超過時間の限度額は、超過時間30分につき、当該施設の当該使用単位の限度額の100分の20相当額とする。ただし、2以上の使用単位を引き続き使用する場合の中間時間については、この限りでない。
- トラック及びフィールドの貸切り使用の使用者が、入場料その他これに類する料金を徴収する場合の限度額は、それぞれ当該施設の当該使用単位の限度額の100分の150相当額とする。
- トラック及びフィールドの貸切り使用の使用者が、営利を目的とする場合の限度額は、当該施設の当該使用単位の限度額の100分の200相当額とする。
- トラック及びフィールドの貸切り使用の使用者が、興行を目的とする場合の限度額は、体育目的以外で使用する場合の当該施設の当該使用単位の限度額の100分の300相当額とする。
- フィールドの貸切り使用の使用者は、使用に際し、入場料その他これに類する料金を徴収し、又は興行を目的として使用することはできない。

(3) プール

施設の種別	使用単位	貸切りの場合の限度額		貸切りでない場合の限度額	
		体育目的で使用する場合	体育目的以外で使用する場合	一般(高校生)	小・中学生

			以上)	
温水プール	1回 30分につき	1コースにつき900円(初心者用プールを除く。)	1人につき75円	1人につき25円
屋外プール	1人 1回 30分につき		75円	25円
第一会議室	第1回	2,300円		
	第2回	3,200円		
	第3回	3,200円		
	第4回	3,700円		
	全日	11,200円		
第二会議室	第1回	800円		
	第2回	800円		
	第3回	800円		
	第4回	1,100円		
	全日	3,200円		

備考

- 表中「第1回」とは、午前9時から午前11時30分までを、「第2回」とは、午後零時30分から午後3時までを、「第3回」とは、午後3時30分から午後6時までを、「第4回」とは、午後6時30分から午後9時までを、「全日」とは、午前9時から午後9時までをいう。
- 早朝又は深夜に第一会議室及び第二会議室を貸切りで使用する場合の限度額は、当該施設の使用時間30分につき、次のとおりとする。
  - 早朝 当該施設の第1回の使用単位の限度額の100分の20相当額
  - 深夜 当該施設の第4回の使用単位の限度額の100分の20相当額
- 貸切り使用(温水プールの使用を除く。)の使用者が、1回の使用時間を超えて使用する場合の当該超過時間の限度額は、超過時間30分につき、当該施設の当該使用単位の限度額の100分の20相当額とする。ただし、2以上の使用単位を引き続き使用する場合の中間時間については、この限りでない。
- 貸切り使用の使用者が、入場料その他これに類する料金を徴収する場合の限度額は、それぞれ当該施設の当該使用単位の限度額の100分の150相当額とする。
- 貸切り使用の使用者が、興行を目的とする場合の限度額は、当該施設の当該使用単位の限度額の100分の300相当額とする。
  - エイトホール

			以上)	
温水プール	1回 30分につき	1コースにつき900円(初心者用プールを除く。)	1人につき75円	1人につき25円
屋外プール	1人 1回 30分につき		75円	25円
第一会議室	第1回	2,300円		
	第2回	3,200円		
	第3回	3,200円		
	第4回	3,700円		
	全日	11,200円		
第二会議室	第1回	800円		
	第2回	800円		
	第3回	800円		
	第4回	1,100円		
	全日	3,200円		

備考

- 表中「第1回」とは、午前9時から午前11時30分までを、「第2回」とは、午後零時30分から午後3時までを、「第3回」とは、午後3時30分から午後6時までを、「第4回」とは、午後6時30分から午後9時までを、「全日」とは、午前9時から午後9時までをいう。
- 早朝又は深夜に第一会議室及び第二会議室を貸切りで使用する場合の限度額は、当該施設の使用時間30分につき、次のとおりとする。
  - 早朝 当該施設の第1回の使用単位の限度額の100分の20相当額
  - 深夜 当該施設の第4回の使用単位の限度額の100分の20相当額
- 貸切り使用(温水プールの使用を除く。)の使用者が、1回の使用時間を超えて使用する場合の当該超過時間の限度額は、超過時間30分につき、当該施設の当該使用単位の限度額の100分の20相当額とする。ただし、2以上の使用単位を引き続き使用する場合の中間時間については、この限りでない。
- 貸切り使用の使用者が、入場料その他これに類する料金を徴収する場合の限度額は、それぞれ当該施設の当該使用単位の限度額の100分の150相当額とする。
- 貸切り使用の使用者が、興行を目的とする場合の限度額は、当該施設の当該使用単位の限度額の100分の300相当額とする。
  - エイトホール

使用単位	貸切りの場合の限度額		貸切りでない場合の限度額	
	体育目的で使用する場合	体育目的以外で使用する場合	一般（高校生以上）	小・中学生
第1回	6,300円			
第2回	8,200円			
第3回	8,200円			
第4回	9,700円			
全日	29,200円			
1人1回30分につき			60円	20円

備考

- 表中「第1回」とは、午前9時から午前11時30分までを、「第2回」とは、午後零時30分から午後3時までを、「第3回」とは、午後3時30分から午後6時までを、「第4回」とは、午後6時30分から午後9時までを、「全日」とは、午前9時から午後9時までをいう。
- 早朝又は深夜に貸切りで使用する場合の限度額は、当該施設の使用時間30分につき、次のとおりとする。
  - 早朝 当該施設の第1回の使用単位の限度額の100分の20相当額
  - 深夜 当該施設の第4回の使用単位の限度額の100分の20相当額
- 貸切り使用の利用者が、1回の使用時間を超過して使用する場合の当該超過時間の限度額は、超過時間30分につき、当該施設の当該使用単位の限度額の100分の20相当額とする。ただし、2以上の使用単位を引き続き使用する場合の中間時間については、この限りでない。
- 貸切り使用の利用者が、入場料その他これに類する料金を徴収する場合の限度額は、それぞれ当該施設の当該使用単位の限度額の100分の150相当額とする。
- 貸切り使用の利用者が、興行を目的とする場合の限度額は、当該施設の当該使用単位の限度額の100分の300相当額とする。

(5) 野球場、テニスコート及び少年野球場

施設の種別	貸切りの場合の限度額（1回30分につき）			
	体育目的で使用する場合	体育目的以外で使用する場合		
		平日	土曜日	日曜日又は休日
野球場（1面）	750円	3,000円	3,750円	4,125円
テニスコート（1面）	300円	1,200円	1,500円	1,650円
少年野球場（1面）	300円 （中学生以下の使用は、無料とする。）	1,200円	1,500円	1,650円

2 葛飾区水元総合スポーツセンター

(1) 体育館

施設	使用	貸切りの場合の限度額	貸切りでない場合の限度額

使用単位	貸切りの場合の限度額		貸切りでない場合の限度額	
	体育目的で使用する場合	体育目的以外で使用する場合	一般（高校生以上）	小・中学生
第1回	6,300円			
第2回	8,200円			
第3回	8,200円			
第4回	9,700円			
全日	29,200円			
1人1回30分につき			60円	20円

備考

- 表中「第1回」とは、午前9時から午前11時30分までを、「第2回」とは、午後零時30分から午後3時までを、「第3回」とは、午後3時30分から午後6時までを、「第4回」とは、午後6時30分から午後9時までを、「全日」とは、午前9時から午後9時までをいう。
- 早朝又は深夜に貸切りで使用する場合の限度額は、当該施設の使用時間30分につき、次のとおりとする。
  - 早朝 当該施設の第1回の使用単位の限度額の100分の20相当額
  - 深夜 当該施設の第4回の使用単位の限度額の100分の20相当額
- 貸切り使用の利用者が、1回の使用時間を超過して使用する場合の当該超過時間の限度額は、超過時間30分につき、当該施設の当該使用単位の限度額の100分の20相当額とする。ただし、2以上の使用単位を引き続き使用する場合の中間時間については、この限りでない。
- 貸切り使用の利用者が、入場料その他これに類する料金を徴収する場合の限度額は、それぞれ当該施設の当該使用単位の限度額の100分の150相当額とする。
- 貸切り使用の利用者が、興行を目的とする場合の限度額は、当該施設の当該使用単位の限度額の100分の300相当額とする。

(5) 野球場、テニスコート及び少年野球場

施設の種別	貸切りの場合の限度額（1回30分につき）			
	体育目的で使用する場合	体育目的以外で使用する場合		
		平日	土曜日	日曜日又は休日
野球場（1面）	750円	3,000円	3,750円	4,125円
テニスコート（1面）	300円	1,200円	1,500円	1,650円
少年野球場（1面）	300円 （中学生以下の使用は、無料とする。）	1,200円	1,500円	1,650円

2 葛飾区水元総合スポーツセンター

(1) 体育館

施設	使用	貸切りの場合の限度額	貸切りでない場合の限度額

の種別	単位	い場合の限度額				一般 小・中 校生 (高 以上)	小・中 校生 (高 以上)
		体育目的 で使 用する 場合	体育目的以外で使用する場 合				
			平日	土曜日	日曜日 又は休 日		
メイン アリー ナ	第1 回	10,200円	40,800円	51,000円	56,100円		
	第2 回	12,700円	50,800円	63,500円	69,850円		
	第3 回	12,700円	50,800円	63,500円	69,850円		
	第4 回	12,700円	50,800円	63,500円	69,850円		
	第5 回	15,500円	62,000円	77,500円	85,250円		
	全日	57,200円	228,800円	286,000円	314,600円		
	1人 1回 30分 につき					1人 につ き1 00 円	1人 につ き2 00 円
サブ アリー ーナ	第1 回	5,000円	20,000円	25,000円	27,500円		
	第2 回	6,200円	24,800円	31,000円	34,100円		
	第3 回	6,200円	24,800円	31,000円	34,100円		
	第4 回	6,200円	24,800円	31,000円	34,100円		
	第5 回	7,200円	28,800円	36,000円	39,600円		
	全日	27,700円	110,800円	138,500円	152,350円		
	1人 1回 30分 につき					1人 につ き1 00 円	1人 につ き2 00 円
第一 武道 場	第1 回	1,800円	7,200円	9,000円	9,900円		
	第2 回	2,300円	9,200円	11,500円	12,650円		
	第3 回	2,300円	9,200円	11,500円	12,650円		
	第4 回	2,300円	9,200円	11,500円	12,650円		
	第5 回	2,900円	11,600円	14,500円	15,950円		
	全日	10,400円	41,600円	52,000円	57,200円		
	1人 1回 30分 につき					1人 につ き1 00 円	1人 につ き2 00 円

の種別	単位	い場合の限度額				一般 小・中 校生 (高 以上)	小・中 校生 (高 以上)
		体育目的 で使 用する 場合	体育目的以外で使用する場 合				
			平日	土曜日	日曜日 又は休 日		
メイン アリー ナ	第1 回	10,200円	40,800円	51,000円	56,100円		
	第2 回	12,700円	50,800円	63,500円	69,850円		
	第3 回	12,700円	50,800円	63,500円	69,850円		
	第4 回	12,700円	50,800円	63,500円	69,850円		
	第5 回	15,500円	62,000円	77,500円	85,250円		
	全日	57,200円	228,800円	286,000円	314,600円		
	1人 1回 30分 につき					1人 につ き1 00 円	1人 につ き2 00 円
サブ アリー ーナ	第1 回	5,000円	20,000円	25,000円	27,500円		
	第2 回	6,200円	24,800円	31,000円	34,100円		
	第3 回	6,200円	24,800円	31,000円	34,100円		
	第4 回	6,200円	24,800円	31,000円	34,100円		
	第5 回	7,200円	28,800円	36,000円	39,600円		
	全日	27,700円	110,800円	138,500円	152,350円		
	1人 1回 30分 につき					1人 につ き1 00 円	1人 につ き2 00 円
第一 武道 場	第1 回	1,800円	7,200円	9,000円	9,900円		
	第2 回	2,300円	9,200円	11,500円	12,650円		
	第3 回	2,300円	9,200円	11,500円	12,650円		
	第4 回	2,300円	9,200円	11,500円	12,650円		
	第5 回	2,900円	11,600円	14,500円	15,950円		
	全日	10,400円	41,600円	52,000円	57,200円		
	1人 1回 30分 につき					1人 につ き1 00 円	1人 につ き2 00 円

	1人 1回 30分 につき	/				1人 につき 1 00 円	1人 につき 2 00 円
第二 武道 場	第1 回	2,000 円	8,000 円	10,000 円	11,000 円	/	
	第2 回	2,500 円	10,000 円	12,500 円	13,750 円	/	
	第3 回	2,500 円	10,000 円	12,500 円	13,750 円	/	
	第4 回	2,500 円	10,000 円	12,500 円	13,750 円	/	
	第5 回	3,200 円	12,800 円	16,000 円	17,600 円	/	
	全日	11,400 円	45,600 円	57,000 円	62,700 円	/	
	1人 1回 30分 につき	/				1人 につき 1 00 円	1人 につき 2 00 円
温水 プー ル	1回 30分 につき	1コースにつき900円（幼児用プール及び歩行用プールを除く。）				1人 につき 7 5円	1人 につき 2 5円
トレ ーニ ング ルー ム	1人 1回 30分 につき	/				1人 につき 7 5円	/
フィット ネス スタ ジオ	第1 回	1,200 円	4,800 円	6,000 円	6,600 円	/	
	第2 回	1,500 円	6,000 円	7,500 円	8,250 円	/	
	第3 回	1,500 円	6,000 円	7,500 円	8,250 円	/	
	第4 回	1,500 円	6,000 円	7,500 円	8,250 円	/	
	第5 回	1,800 円	7,200 円	9,000 円	9,900 円	/	
	全日	6,700 円	26,800 円	33,500 円	36,850 円	/	
	1人 1回 30分 につき	/				1人 につき 7 5円	/
第一 会議 室	第1 回	1,100円				/	
	第2 回	1,400円				/	
	第3 回	1,400円				/	
	第4 回	1,400円				/	
	第5 回	1,600円				/	
	全日	6,200円				/	
第二	第1	1,100円				/	

	1人 1回 30分 につき	/				1人 につき 1 00 円	1人 につき 2 00 円
第二 武道 場	第1 回	2,000 円	8,000 円	10,000 円	11,000 円	/	
	第2 回	2,500 円	10,000 円	12,500 円	13,750 円	/	
	第3 回	2,500 円	10,000 円	12,500 円	13,750 円	/	
	第4 回	2,500 円	10,000 円	12,500 円	13,750 円	/	
	第5 回	3,200 円	12,800 円	16,000 円	17,600 円	/	
	全日	11,400 円	45,600 円	57,000 円	62,700 円	/	
	1人 1回 30分 につき	/				1人 につき 1 00 円	1人 につき 2 00 円
温水 プー ル	1回 30分 につき	1コースにつき900円（幼児用プール及び歩行用プールを除く。）				1人 につき 7 5円	1人 につき 2 5円
トレ ーニ ング ルー ム	1人 1回 30分 につき	/				1人 につき 7 5円	/
フィット ネス スタ ジオ	第1 回	1,200 円	4,800 円	6,000 円	6,600 円	/	
	第2 回	1,500 円	6,000 円	7,500 円	8,250 円	/	
	第3 回	1,500 円	6,000 円	7,500 円	8,250 円	/	
	第4 回	1,500 円	6,000 円	7,500 円	8,250 円	/	
	第5 回	1,800 円	7,200 円	9,000 円	9,900 円	/	
	全日	6,700 円	26,800 円	33,500 円	36,850 円	/	
	1人 1回 30分 につき	/				1人 につき 7 5円	/
第一 会議 室	第1 回	1,100円				/	
	第2 回	1,400円				/	
	第3 回	1,400円				/	
	第4 回	1,400円				/	
	第5 回	1,600円				/	
	全日	6,200円				/	
第二	第1	1,100円				/	

会議室	回		
	第2回	1,400円	
	第3回	1,400円	
	第4回	1,400円	
	第5回	1,600円	
	全日	6,200円	
地域交流ホールA	第1回	1,100円	
	第2回	1,400円	
	第3回	1,400円	
	第4回	1,400円	
	第5回	1,600円	
	全日	6,200円	
地域交流ホールB	第1回	1,200円	
	第2回	1,500円	
	第3回	1,500円	
	第4回	1,500円	
	第5回	1,900円	
	全日	6,800円	
地域交流ホールC	第1回	900円	
	第2回	1,100円	
	第3回	1,100円	
	第4回	1,100円	
	第5回	1,400円	
	全日	5,000円	

備考

- 表中「第1回」とは、午前9時から午前11時までを、「第2回」とは、午前11時30分から午後1時30分までを、「第3回」とは、午後2時から午後4時までを、「第4回」とは、午後4時30分から午後6時30分までを、「第5回」とは、午後7時から午後9時までを、「全日」とは、午前9時から午後9時までをいう。
- 早朝又は深夜にメインアリーナ、サブアリーナ、第一武道場、第二武道場、フィットネススタジオ、第一会議室、第二会議室、地域交流ホールA、地域交流ホールB及び地域交流ホールCを貸切りで使用する場合

会議室	回		
	第2回	1,400円	
	第3回	1,400円	
	第4回	1,400円	
	第5回	1,600円	
	全日	6,200円	
地域交流ホールA	第1回	1,100円	
	第2回	1,400円	
	第3回	1,400円	
	第4回	1,400円	
	第5回	1,600円	
	全日	6,200円	
地域交流ホールB	第1回	1,200円	
	第2回	1,500円	
	第3回	1,500円	
	第4回	1,500円	
	第5回	1,900円	
	全日	6,800円	
地域交流ホールC	第1回	900円	
	第2回	1,100円	
	第3回	1,100円	
	第4回	1,100円	
	第5回	1,400円	
	全日	5,000円	

備考

- 表中「第1回」とは、午前9時から午前11時までを、「第2回」とは、午前11時30分から午後1時30分までを、「第3回」とは、午後2時から午後4時までを、「第4回」とは、午後4時30分から午後6時30分までを、「第5回」とは、午後7時から午後9時までを、「全日」とは、午前9時から午後9時までをいう。
- 早朝又は深夜にメインアリーナ、サブアリーナ、第一武道場、第二武道場、フィットネススタジオ、第一会議室、第二会議室、地域交流ホールA、地域交流ホールB及び地域交流ホールCを貸切りで使用する場合

の限度額は、当該施設の使用時間30分につき、次のとおりとする。

(1) 早朝 当該施設の第1回の使用単位の限度額の4分の1相当額

(2) 深夜 当該施設の第5回の使用単位の限度額の4分の1相当額

3 貸切り使用(温水プールの使用を除く。)の使用者が、1回の使用時間を超えて使用する場合の当該超過時間の限度額は、超過時間30分につき、当該施設の当該使用単位の限度額の100分の20相当額とする。ただし、2以上の使用単位を引き続き使用する場合の中間時間については、この限りでない。

4 貸切り使用の使用者が、入場料その他これに類する料金を徴収する場合の限度額は、それぞれ当該施設の当該使用単位の限度額の100分の150相当額とする。

5 使用者が、興行を目的とする場合の限度額は、体育目的以外で使用する場合の当該施設の当該使用単位の限度額の100分の300相当額とする。

6 メインアリーナの床面積を2分割して貸切り使用する場合の限度額は、当該施設の当該使用単位の限度額に100分の50を乗じて得た額とする。

(2) テニスコート及び水元多目的広場

施設の種別	貸切りの場合の限度額(1回30分につき)			
	体育目的で使用する場合	体育目的以外で使用する場合		
		平日	土曜日	日曜日又は休日
テニスコート(1面)	300円	1,200円	1,500円	1,650円
水元多目的広場(全面)	900円(中学生以下の使用は、無料とする。)	3,600円	4,500円	4,950円
水元多目的広場(半面)	450円(中学生以下の使用は、無料とする。)	1,800円	2,250円	2,475円

### 3 葛飾区東新小岩運動場

(1) 会議室

施設の種別	使用単位	貸切りの場合の限度額
第一会議室	第1回	400円
	第2回	800円
	第3回	800円
	第4回	900円
	全日	2,600円
第二会議室又は第三会議室	第1回	500円
	第2回	900円
	第3回	900円
	第4回	1,000円
	全日	2,900円

の限度額は、当該施設の使用時間30分につき、次のとおりとする。

(1) 早朝 当該施設の第1回の使用単位の限度額の4分の1相当額

(2) 深夜 当該施設の第5回の使用単位の限度額の4分の1相当額

3 貸切り使用(温水プールの使用を除く。)の使用者が、1回の使用時間を超えて使用する場合の当該超過時間の限度額は、超過時間30分につき、当該施設の当該使用単位の限度額の100分の20相当額とする。ただし、2以上の使用単位を引き続き使用する場合の中間時間については、この限りでない。

4 貸切り使用の使用者が、入場料その他これに類する料金を徴収する場合の限度額は、それぞれ当該施設の当該使用単位の限度額の100分の150相当額とする。

5 貸切り使用の使用者が、興行を目的とする場合の限度額は、体育目的以外で使用する場合の当該施設の当該使用単位の限度額の100分の300相当額とする。

6 メインアリーナの床面積を2分割して貸切り使用する場合の限度額は、当該施設の当該使用単位の限度額に100分の50を乗じて得た額とする。

(2) テニスコート及び水元多目的広場

施設の種別	貸切りの場合の限度額(1回30分につき)			
	体育目的で使用する場合	体育目的以外で使用する場合		
		平日	土曜日	日曜日又は休日
テニスコート(1面)	300円	1,200円	1,500円	1,650円
水元多目的広場(全面)	900円(中学生以下の使用は、無料とする。)	3,600円	4,500円	4,950円
水元多目的広場(半面)	450円(中学生以下の使用は、無料とする。)	1,800円	2,250円	2,475円

備考 水元多目的広場(全面)及び水元多目的広場(半面)の貸切り使用の使用者が、営利を目的とする場合の限度額は、当該施設の限度額の100分の200相当額とする。

### 3 葛飾区東新小岩運動場

(1) 会議室

施設の種別	使用単位	貸切りの場合の限度額
第一会議室	第1回	400円
	第2回	800円
	第3回	800円
	第4回	900円
	全日	2,600円
第二会議室又は第三会議室	第1回	500円
	第2回	900円
	第3回	900円
	第4回	1,000円
	全日	2,900円

備考

- 1 表中「第1回」とは、午前9時から午前11時30分までを、「第2回」とは、午後零時30分から午後3時までを、「第3回」とは、午後3時30分から午後6時までを、「第4回」とは、午後6時30分から午後9時までを、「全日」とは、午前9時から午後9時までをいう。
- 2 貸切り使用の使用者が、1回の使用時間を超えて使用する場合の当該超過時間の限度額は、超過時間30分につき、当該施設の当該使用単位の限度額の100分の20相当額とする。ただし、2以上の使用単位を引き続き使用する場合の中間時間については、この限りでない。
- 3 貸切り使用の使用者が、入場料その他これに類する料金を徴収する場合の限度額は、それぞれ当該施設の当該使用単位の限度額の100分の150相当額とする。
- 4 貸切り使用の使用者が、興行を目的とする場合の限度額は、当該施設の当該使用単位の限度額の100分の300相当額とする。

(2) 陸上競技場

施設の種別	使用単位	貸切りの場合の限度額				貸切りでない場合の限度額	
		体育目的以外で使用する場合			一般(高校生以上)	小・中学生	
		体育目的で使用する場合	平日	土曜日			日曜日又は休日
トラック及びフィールド	午前	16,900円	67,600円	84,500円	92,950円		
	午後	22,300円	89,200円	11,500円	12,650円		
	夜間	19,300円	77,200円	96,500円	106,150円		
	全日	52,700円	21,800円	26,350円	28,980円		
	1人1回30分につき					75円	25円
フィールド	1回30分につき	825円					

備考

- 1 表中「午前」とは、午前9時から午後零時までを、「午後」とは、午後1時から午後5時までを、「夜間」とは、午後5時30分から午後9時までを、「全日」とは、午前9時から午後9時までをいう。
- 2 トラック及びフィールドの貸切り使用の使用者が、1回の使用時間を超えて使用する場合の当該超過時間の限度額は、超過時間30分につき、当該施設の当該使用単位の限度額の100分の20相当額とする。

備考

- 1 表中「第1回」とは、午前9時から午前11時30分までを、「第2回」とは、午後零時30分から午後3時までを、「第3回」とは、午後3時30分から午後6時までを、「第4回」とは、午後6時30分から午後9時までを、「全日」とは、午前9時から午後9時までをいう。
- 2 貸切り使用の使用者が、1回の使用時間を超えて使用する場合の当該超過時間の限度額は、超過時間30分につき、当該施設の当該使用単位の限度額の100分の20相当額とする。ただし、2以上の使用単位を引き続き使用する場合の中間時間については、この限りでない。
- 3 貸切り使用の使用者が、入場料その他これに類する料金を徴収する場合の限度額は、それぞれ当該施設の当該使用単位の限度額の100分の150相当額とする。
- 4 貸切り使用の使用者が、興行を目的とする場合の限度額は、当該施設の当該使用単位の限度額の100分の300相当額とする。

(2) 陸上競技場

施設の種別	使用単位	貸切りの場合の限度額				貸切りでない場合の限度額	
		体育目的以外で使用する場合			一般(高校生以上)	小・中学生	
		体育目的で使用する場合	平日	土曜日			日曜日又は休日
トラック及びフィールド	午前	16,900円	67,600円	84,500円	92,950円		
	午後	22,300円	89,200円	11,500円	12,650円		
	夜間	19,300円	77,200円	96,500円	106,150円		
	全日	52,700円	21,800円	26,350円	28,980円		
	1人1回30分につき					75円	25円
フィールド	1回30分につき	825円					

備考

- 1 表中「午前」とは、午前9時から午後零時までを、「午後」とは、午後1時から午後5時までを、「夜間」とは、午後5時30分から午後9時までを、「全日」とは、午前9時から午後9時までをいう。
- 2 トラック及びフィールドの貸切り使用の使用者が、1回の使用時間を超えて使用する場合の当該超過時間の限度額は、超過時間30分につき、当該施設の当該使用単位の限度額の100分の20相当額とする。

ただし、2以上の使用単位を引き続き使用する場合の中間時間については、この限りでない。

3 トラック及びフィールドの貸切り使用の利用者が、入場料その他これに類する料金を徴収する場合の限度額は、それぞれ当該施設の当該使用単位の限度額の100分の150相当額とする。

4 トラック及びフィールドの貸切り使用の利用者が、興行を目的とする場合の限度額は、体育目的以外で使用する場合の当該施設の当該使用単位の限度額の100分の300相当額とする。

5 フィールドの貸切り使用の利用者は、使用に際し、入場料その他これに類する料金を徴収し、又は興行を目的として使用することはできない。

(3) 野球場及びテニスコート

施設の種別	貸切りの場合の限度額（1回30分につき）				
	体育目的で使用する場合	体育目的以外で使用する場合			
		平日	土曜日	日曜日又は休日	
東新小岩野球場（1面）	750円	3,000円	3,750円	4,125円	
テニスコート（1面）	300円	1,200円	1,500円	1,650円	

4 その他

施設の種別	貸切りの場合の限度額（1回30分につき）				貸切りでない場合の限度額（1人1回30分につき）
	体育目的で使用する場合	体育目的以外で使用する場合			
		平日	土曜日	日曜日又は休日	
野球場（1面）	300円	1,200円	1,500円	1,650円	/
ソフトボール場（1面）	300円	1,200円	1,500円	1,650円	
少年野球場又は少年硬式野球場	300円（中学生以下の使用は、無料とする。）	1,200円	1,500円	1,650円	
少年ソフトボール場（1面）	300円（中学生以下の使用は、無料とする。）	1,200円	1,500円	1,650円	
球技場（1面）	300円（中学	1,200円	1,500円	1,650円	

ただし、2以上の使用単位を引き続き使用する場合の中間時間については、この限りでない。

3 トラック及びフィールドの貸切り使用の利用者が、入場料その他これに類する料金を徴収する場合の限度額は、それぞれ当該施設の当該使用単位の限度額の100分の150相当額とする。

4 トラック及びフィールドの貸切り使用の利用者が、営利を目的とする場合の限度額は、当該施設の当該使用単位の限度額の100分の200相当額とする。

5 トラック及びフィールドの貸切り使用の利用者が、興行を目的とする場合の限度額は、体育目的以外で使用する場合の当該施設の当該使用単位の限度額の100分の300相当額とする。

6 フィールドの貸切り使用の利用者は、使用に際し、入場料その他これに類する料金を徴収し、又は興行を目的として使用することはできない。

(3) 野球場及びテニスコート

施設の種別	貸切りの場合の限度額（1回30分につき）				
	体育目的で使用する場合	体育目的以外で使用する場合			
		平日	土曜日	日曜日又は休日	
東新小岩野球場（1面）	750円	3,000円	3,750円	4,125円	
テニスコート（1面）	300円	1,200円	1,500円	1,650円	

4 その他

施設の種別	貸切りの場合の限度額（1回30分につき）				貸切りでない場合の限度額（1人1回30分につき）
	体育目的で使用する場合	体育目的以外で使用する場合			
		平日	土曜日	日曜日又は休日	
野球場（1面）	300円	1,200円	1,500円	1,650円	/
ソフトボール場（1面）	300円	1,200円	1,500円	1,650円	
少年野球場又は少年硬式野球場	300円（中学生以下の使用は、無料とする。）	1,200円	1,500円	1,650円	
少年ソフトボール場（1面）	300円（中学生以下の使用は、無料とする。）	1,200円	1,500円	1,650円	
球技場（1面）	300円（中学	1,200円	1,500円	1,650円	

	生以下の使用は、無料とする。)				
少年球技場(1面)	300円(中学生以下の使用は、無料とする。)	1,200円	1,500円	1,650円	
テニスコート(1面)	300円	1,200円	1,500円	1,650円	
小菅フットサル場(1面)	650円	2,600円	3,250円	3,570円	
堀切フットサル場(1面)	300円	1,200円	1,500円	1,650円	
東金町多目的広場(全面)	900円(中学生以下の使用は、無料とする。)	3,600円	4,500円	4,950円	
東金町多目的広場(半面)	450円(中学生以下の使用は、無料とする。)	1,800円	2,250円	2,475円	
新宿多目的広場(全面)	900円(中学生以下の使用は、無料とする。)	3,600円	4,500円	4,950円	
新宿多目的広場(半面)	450円(中学生以下の使用は、無料とする。)	1,800円	2,250円	2,475円	
プール		4,225円		一般(高校生以上)	60円
				小・中学生	10円

	生以下の使用は、無料とする。)				
少年球技場(1面)	300円(中学生以下の使用は、無料とする。)	1,200円	1,500円	1,650円	
テニスコート(1面)	300円	1,200円	1,500円	1,650円	
小菅フットサル場(1面)	650円	2,600円	3,250円	3,570円	
堀切フットサル場(1面)	300円	1,200円	1,500円	1,650円	
東金町多目的広場(全面)	900円(中学生以下の使用は、無料とする。)	3,600円	4,500円	4,950円	
東金町多目的広場(半面)	450円(中学生以下の使用は、無料とする。)	1,800円	2,250円	2,475円	
新宿多目的広場(全面)	900円(中学生以下の使用は、無料とする。)	3,600円	4,500円	4,950円	
新宿多目的広場(半面)	450円(中学生以下の使用は、無料とする。)	1,800円	2,250円	2,475円	
プール		4,225円		一般(高校生以上)	60円
				小・中学生	10円

幼児用 プール	825円				高校生 以上の 同伴者	60円
	1,200円	4,800円	6,000円	6,600円		
ボルダリングウォール					一般(高校生以上)	100円
					小・中学生	20円
リードウォール	900円	3,600円	4,500円	4,950円	一般(高校生以上)	100円
					小・中学生	20円
スピードウォール	900円	3,600円	4,500円	4,950円	一般(高校生以上)	100円
					小・中学生	20円

備考

- ボルダリングウォールの床面積を3分割して貸切り使用する場合の限度額は、ボルダリングウォールの項貸切りの場合の限度額(1回30分につき)の欄に規定する額にその割合を乗じて得た額とする。
- リードウォールの床面積を2分割して貸切り使用する場合の限度額は、リードウォールの項貸切りの場合の限度額(1回30分につき)の欄に規定する額にその割合を乗じて得た額とする。ただし、100円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。
- スピードウォールの床面積を2分割して貸切り使用する場合の限度額は、スピードウォールの項貸切りの場合の限度額(1回30分につき)の欄に規定する額にその割合を乗じて得た額とする。ただし、100円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

幼児用 プール	825円				高校生 以上の 同伴者	60円
	1,200円	4,800円	6,000円	6,600円		
ボルダリングウォール					一般(高校生以上)	100円
					小・中学生	20円
リードウォール	900円	3,600円	4,500円	4,950円	一般(高校生以上)	100円
					小・中学生	20円
スピードウォール	900円	3,600円	4,500円	4,950円	一般(高校生以上)	100円
					小・中学生	20円

備考

- ボルダリングウォールの床面積を3分割して貸切り使用する場合の限度額は、ボルダリングウォールの項貸切りの場合の限度額(1回30分につき)の欄に規定する額にその割合を乗じて得た額とする。
- リードウォールの床面積を2分割して貸切り使用する場合の限度額は、リードウォールの項貸切りの場合の限度額(1回30分につき)の欄に規定する額にその割合を乗じて得た額とする。ただし、100円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。
- スピードウォールの床面積を2分割して貸切り使用する場合の限度額は、スピードウォールの項貸切りの場合の限度額(1回30分につき)の欄に規定する額にその割合を乗じて得た額とする。ただし、100円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。
- 球技場(1面)、小菅フットサル場(1面)、堀切フットサル場(1面)、東金町多目的広場(全面)、東金町多目的広場(半面)、新宿多目的広場(全面)及び新宿多目的広場(半面)の貸切り使用の使用者が、営利を目的とする場合の限度額は、当該施設の限度額の100分の200相当額とする。

葛飾区立南奥戸小学校外壁改修（塗装）その他工事請負契約締結について

学校施設課

## 1 工事の目的

葛飾区立南奥戸小学校については、葛飾区有建築物保全工事計画により保全工事が必要な時期の対象物件となっている。このことを踏まえ、葛飾区立南奥戸小学校外壁改修（塗装）その他工事を行う。

## 2 契約の概要

### (1) 工事件名

葛飾区立南奥戸小学校外壁改修（塗装）その他工事

### (2) 工事箇所

葛飾区奥戸三丁目5番1号

### (3) 契約の方法

施工能力審査型総合評価一般競争入札による契約

### (4) 予定価格

2億7,789万3,000円

### (5) 契約金額

2億7,538万9,400円

### (6) 契約の相手

東京都葛飾区高砂一丁目23番3号

清水ペイント株式会社

代表取締役 深野正治

### (7) 工期

契約締結の日の翌日から令和8年3月13日まで

### 3 工事の概要

- |              |    |                |
|--------------|----|----------------|
| (1) 外壁塗装改修工事 | 面積 | 5,614.00平方メートル |
| (2) 防水改修工事   | 面積 | 783.00平方メートル   |

### 4 参考資料

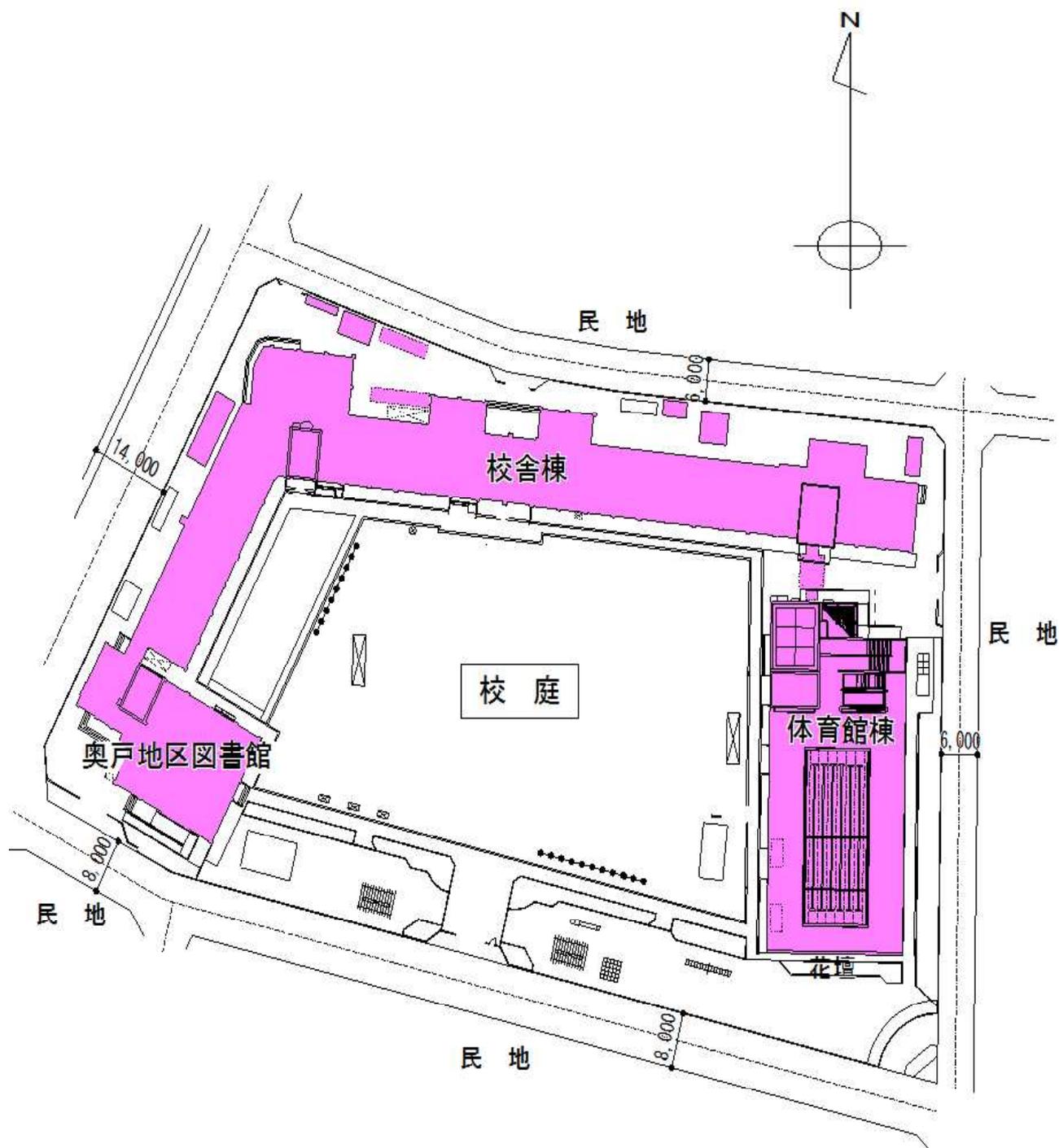
- (1) 案内図  
別紙1のとおり
- (2) 配置図  
別紙2のとおり

案内図



葛飾区立南奥戸小学校外壁改修（塗装）その他工事

配置図



葛飾区立南奥戸小学校外壁改修（塗装）その他工事

葛飾区立堀切中学校外壁改修（塗装）その他工事請負契約締結について

学校施設課

1 工事の目的

葛飾区立堀切中学校については、葛飾区区有建築物保全工事計画により保全工事が必要な時期の対象物件となっている。このことを踏まえ、葛飾区立堀切中学校外壁改修（塗装）その他工事を行う。

2 契約の概要

(1) 工事件名

葛飾区立堀切中学校外壁改修（塗装）その他工事

(2) 工事箇所

葛飾区堀切一丁目36番1号

(3) 契約の方法

施工能力審査型総合評価一般競争入札による契約

(4) 予定価格

2億1,661万2,000円

(5) 契約金額

2億1,574万5,200円

(6) 契約の相手

東京都葛飾区東四つ木二丁目10番15号

近藤建装工業株式会社

代表取締役 近藤 勝之

(7) 工期

契約締結の日の翌日から令和8年3月13日まで

### 3 工事の概要

- |              |    |                |
|--------------|----|----------------|
| (1) 外壁塗装改修工事 | 面積 | 6,628.00平方メートル |
| (2) 防水改修工事   | 面積 | 835.60平方メートル   |

### 4 参考資料

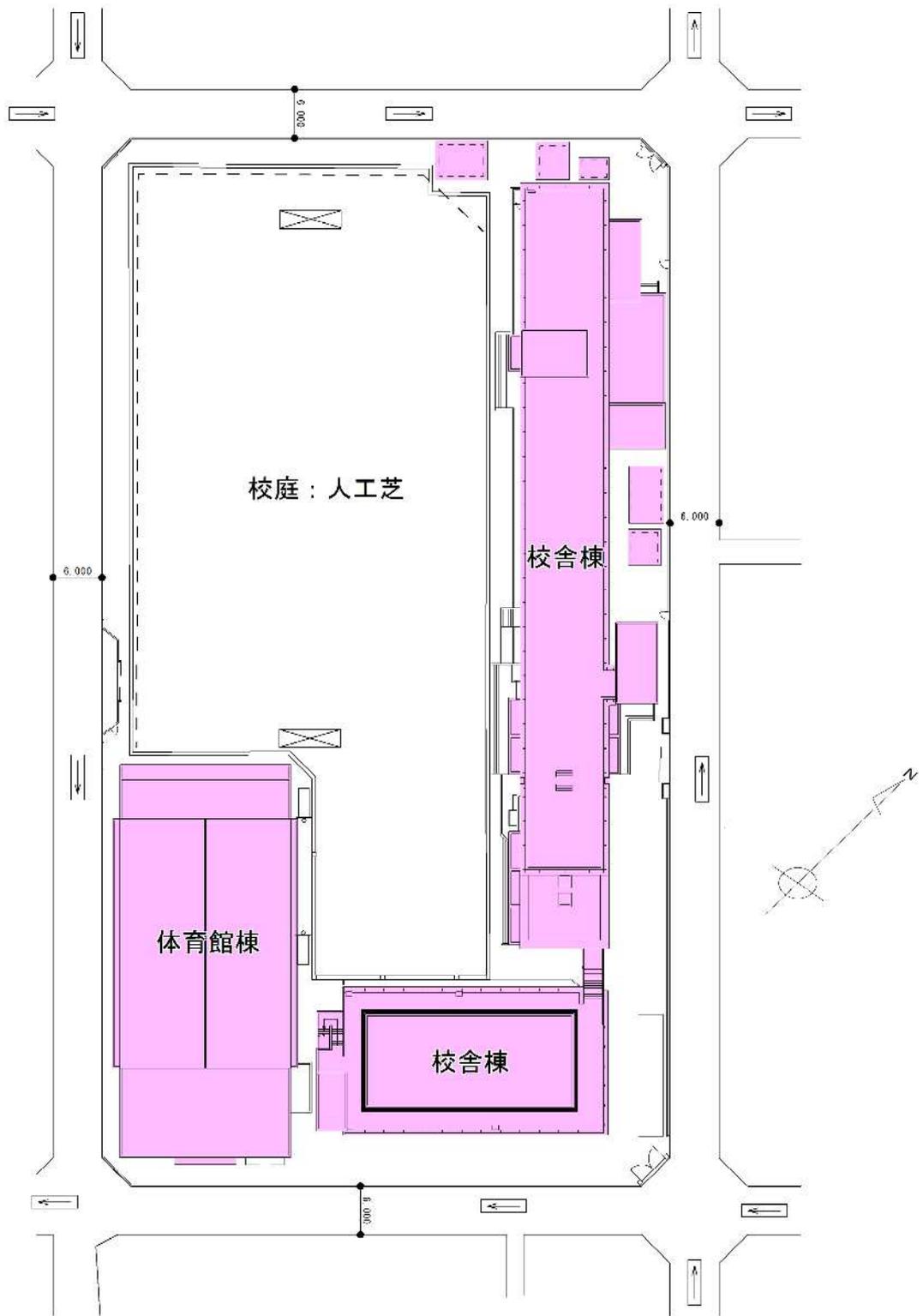
- (1) 案内図  
別紙1のとおり
- (2) 配置図  
別紙2のとおり

案内図



葛飾区立堀切中学校外壁改修（塗装）その他工事

配置図



葛飾区立堀切中学校外壁改修（塗装）その他工事

葛飾区立木根川小学校既存校舎等解体工事請負契約締結について

学校施設整備担当課

1 工事の目的

改築を進めている葛飾区立木根川小学校について、新校舎の建設に先立ち、既存校舎等解体工事を行う。

2 契約の概要

(1) 工事件名

葛飾区立木根川小学校既存校舎等解体工事

(2) 工事箇所

葛飾区東四つ木一丁目10番1号

(3) 契約の方法

施工能力審査型総合評価一般競争入札による契約

(4) 予定価格

3億6,234万円

(5) 契約金額

3億2,164万円

(6) 契約の相手

東京都葛飾区柴又二丁目12番10号

株式会社誠和土木

代表取締役 麻 生 悟

(7) 工期

契約締結の日の翌日から令和8年10月16日まで

### 3 工事の概要

#### (1) 解体・撤去工事

##### 校舎棟

構 造	鉄筋コンクリート造地上3階建て
建築面積	1,860.01平方メートル
延べ面積	4,453.25平方メートル
高 さ	11.75メートル

##### 学童保育施設

構 造	鉄骨造地上1階建て
建築面積	188.60平方メートル
延べ面積	184.37平方メートル
高 さ	3.72メートル

(2) その他付属棟の解体 一式

(3) 外構撤去工事 一式

### 4 参考資料

#### (1) 案内図

別紙1のとおり

#### (2) 配置図

別紙2のとおり

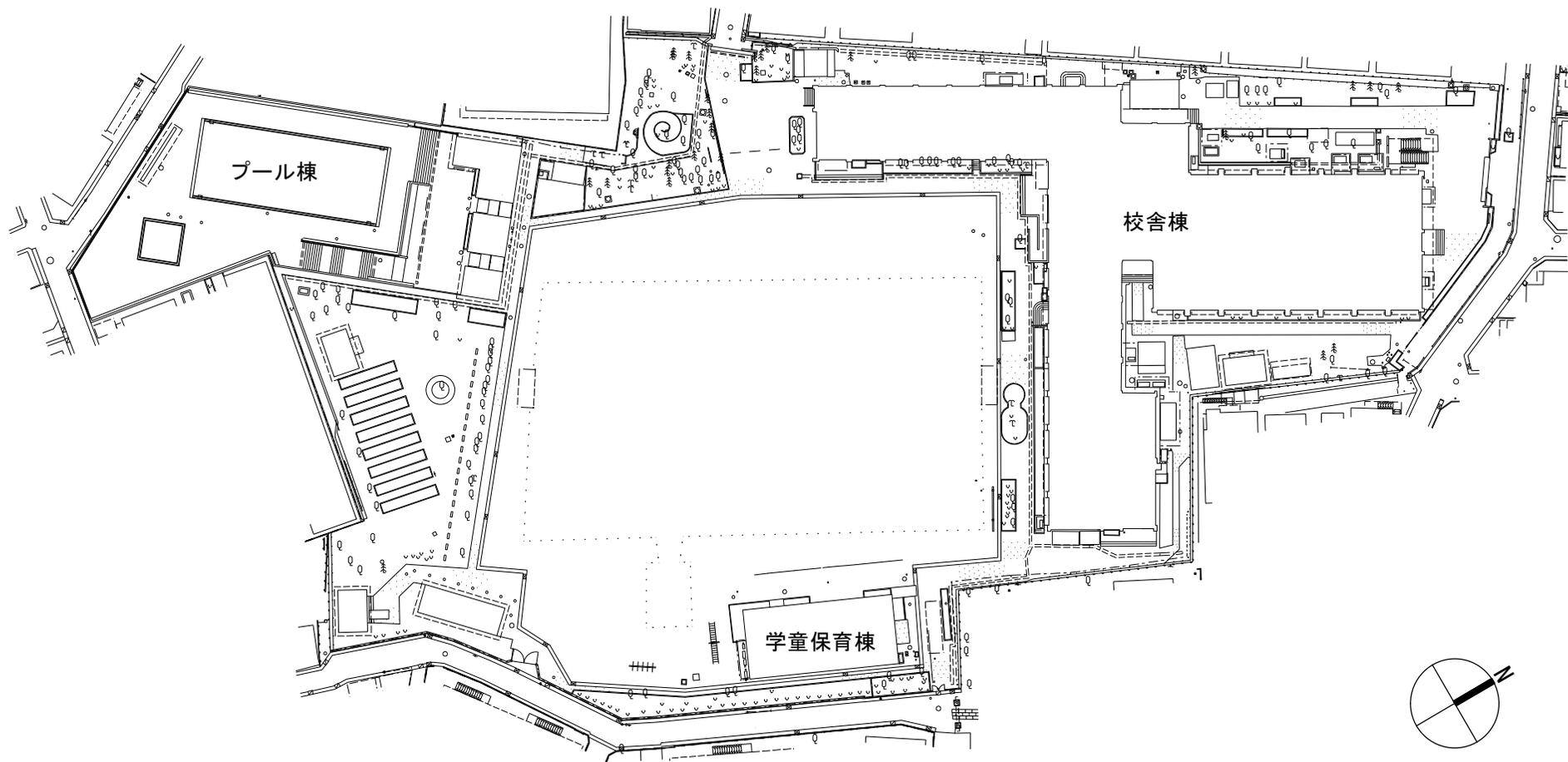
案内図



葛飾区立木根川小学校既存校舎等解体工事

配置図

別紙2



葛飾区立木根川小学校既存校舎等解体工事

葛飾区立常盤中学校電気設備工事請負契約締結について

学校施設整備担当課

1 工事の目的

改築を進めている葛飾区立常盤中学校について、本体建築工事に付随する電気設備工事を行う。

2 契約の概要

(1) 工事件名

葛飾区立常盤中学校電気設備工事

(2) 工事箇所

葛飾区金町二丁目11番1号

(3) 契約の方法

施工能力審査型総合評価一般競争入札による契約

(4) 予定価格

7億3,791万3,000円

(5) 契約金額

7億3,755万円

(6) 契約の相手

東京都葛飾区東新小岩八丁目40番1号

サイシング・中村建設共同企業体

構成員（代表者） 東京都葛飾区東新小岩八丁目40番1号

株式会社テクノサイシング

代表取締役 齋藤 剛

構成員 東京都葛飾区宝町二丁目2番7号

有限会社中村電気

代表取締役 中村 英夫

(7) 工期

契約締結の日の翌日から令和9年2月26日まで

3 工事の概要

- |                      |    |
|----------------------|----|
| (1) 引込設備工事           | 一式 |
| (2) 受変電設備工事          | 一式 |
| (3) 自家用発電設備工事        | 一式 |
| (4) 幹線設備工事           | 一式 |
| (5) 動力設備工事           | 一式 |
| (6) 電灯設備工事           | 一式 |
| (7) コンセント設備工事        | 一式 |
| (8) 舞台照明設備工事         | 一式 |
| (9) 個別映像音響設備工事       | 一式 |
| (10) 放送設備工事          | 一式 |
| (11) 電話用配管設備工事       | 一式 |
| (12) 情報通信用配管設備工事     | 一式 |
| (13) テレビ共同受信設備工事     | 一式 |
| (14) 電気時計設備工事        | 一式 |
| (15) インターホン設備工事      | 一式 |
| (16) トイレ呼出設備工事       | 一式 |
| (17) 電気錠設備工事         | 一式 |
| (18) 機械警備用配管設備工事     | 一式 |
| (19) 自動火災報知設備工事      | 一式 |
| (20) 太陽光発電設備工事       | 一式 |
| (21) 雷保護設備工事         | 一式 |
| (22) 仮設校庭工事          | 一式 |
| (23) 配線切り回し工事 (既存校舎) | 一式 |

#### 4 参考資料

##### (1) 案内図

別紙1のとおり

##### (2) 配置図

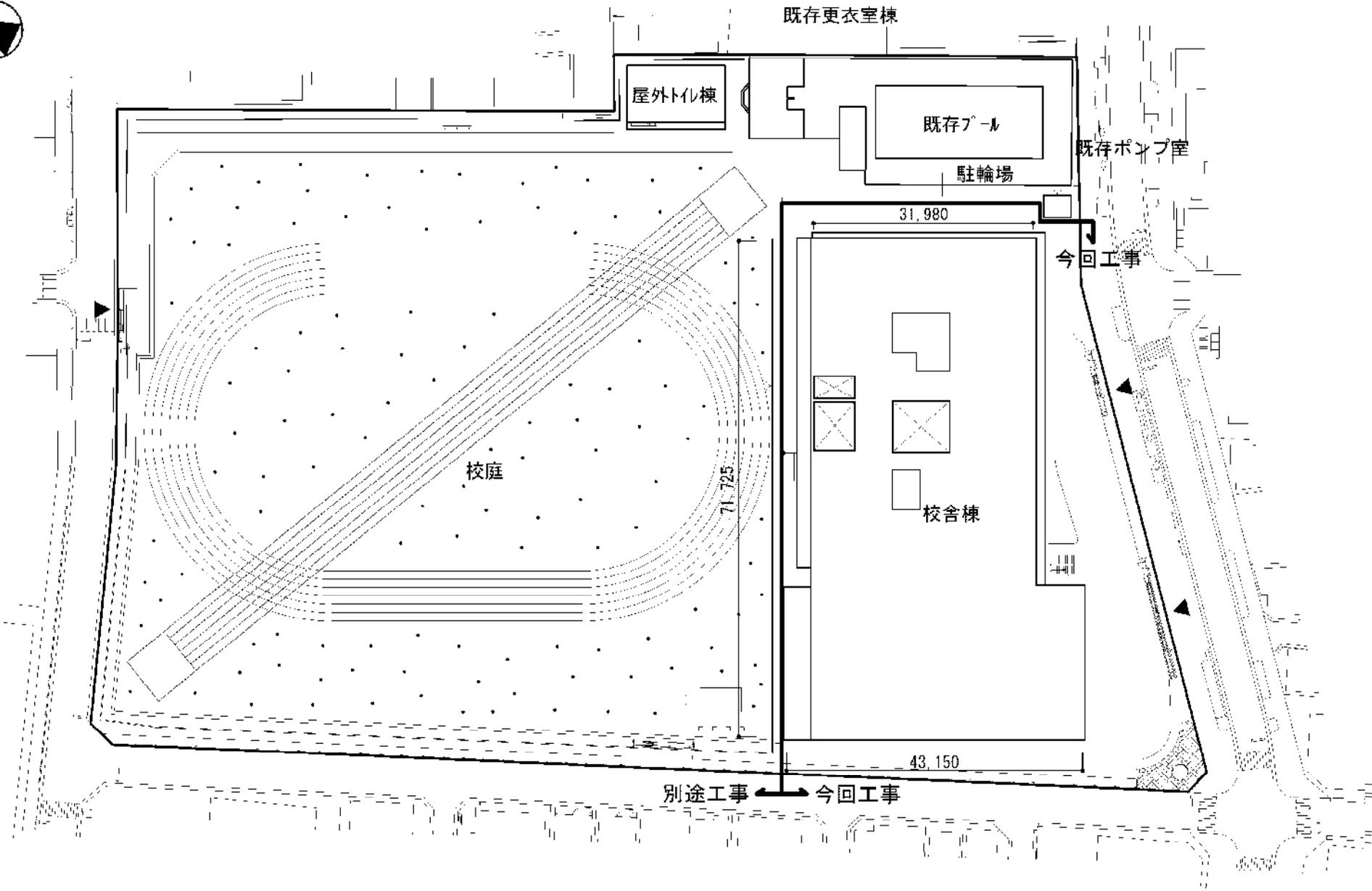
別紙2のとおり

案内図



葛飾区立常盤中学校電気設備工事

配置図



葛飾区立常盤中学校電気設備工事

葛飾区立常盤中学校給排水衛生設備工事請負契約締結について

学校施設整備担当課

1 工事の目的

改築を進めている葛飾区立常盤中学校について、本体建築工事に付随する給排水衛生設備工事を行う。

2 契約の概要

(1) 工事件名

葛飾区立常盤中学校給排水衛生設備工事

(2) 工事箇所

葛飾区金町二丁目11番1号

(3) 契約の方法

施工能力審査型総合評価一般競争入札による契約

(4) 予定価格

3億3,531万3,000円

(5) 契約金額

3億1,184万1,090円

(6) 契約の相手

東京都葛飾区東金町四丁目23番12号

上下・ワイオリ建設共同企業体

構成員（代表者） 東京都葛飾区東金町四丁目23番12号

上下水道促進工業株式会社

代表取締役 白 倉 慎 吾

構成員 東京都葛飾区西水元四丁目9番6号

株式会社ワイオリ

代表取締役 野 口 祥 二 郎

(7) 工期

契約締結の日の翌日から令和9年2月26日まで

3 工事の概要

- |              |    |
|--------------|----|
| (1) 給水設備工事   | 一式 |
| (2) 給湯設備工事   | 一式 |
| (3) 排水設備工事   | 一式 |
| (4) 衛生器具設備工事 | 一式 |
| (5) 消火設備工事   | 一式 |
| (6) ガス設備工事   | 一式 |
| (7) 雨水ろ過設備工事 | 一式 |
| (8) 井水設備工事   | 一式 |

4 参考資料

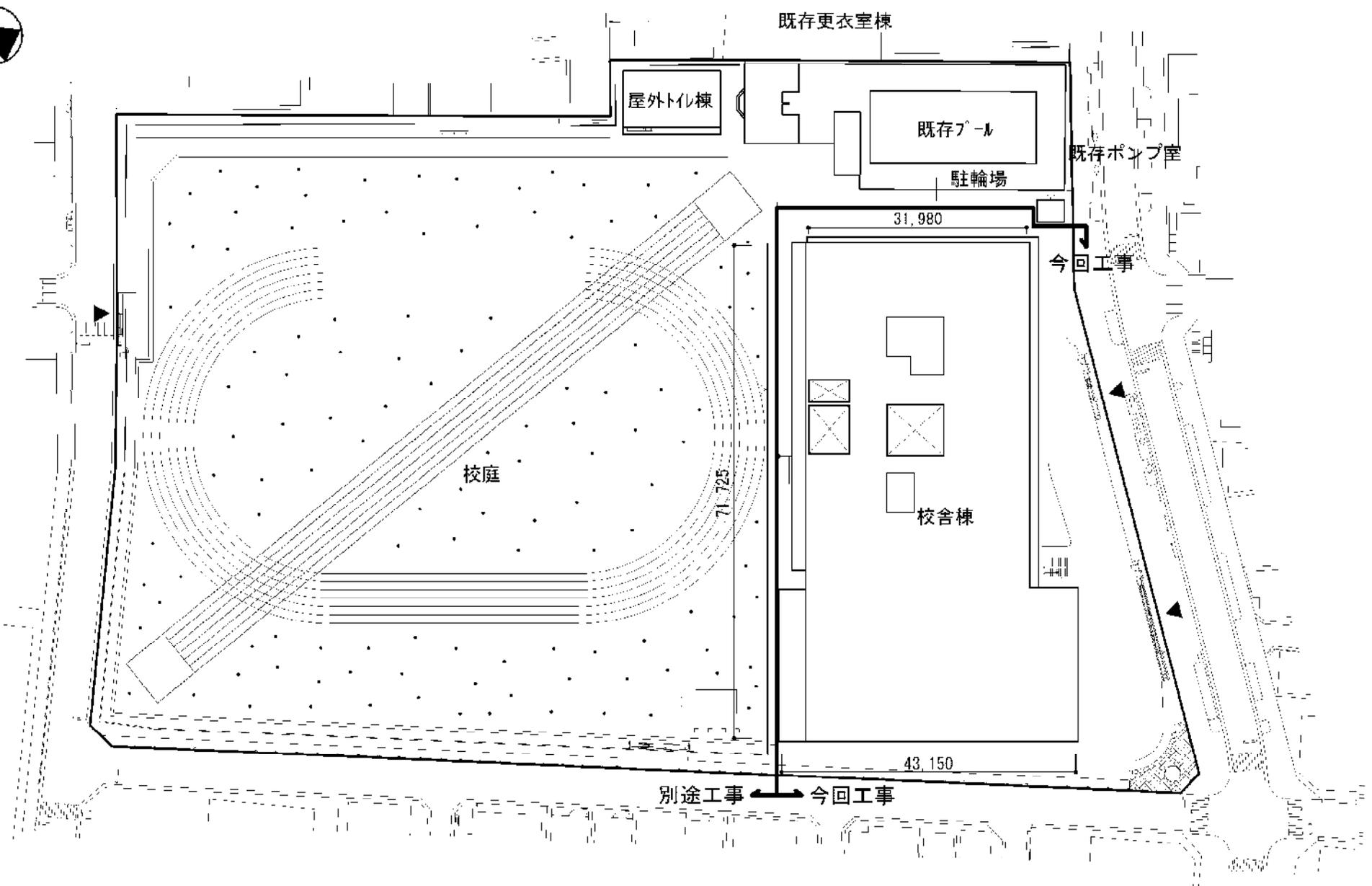
- (1) 案内図  
別紙1のとおり
- (2) 配置図  
別紙2のとおり

案内図



葛飾区立常盤中学校給排水衛生設備工事

配置図



葛飾区立常盤中学校給排水衛生設備工事

葛飾区立常盤中学校空調設備工事請負契約締結について

学校施設整備担当課

1 工事の目的

改築を進めている葛飾区立常盤中学校について、本体建築工事に付随する空調設備工事を行う。

2 契約の概要

(1) 工事件名

葛飾区立常盤中学校空調設備工事

(2) 工事箇所

葛飾区金町二丁目11番1号

(3) 契約の方法

施工能力審査型総合評価一般競争入札による契約

(4) 予定価格

6億3,248万9,000円

(5) 契約金額

6億3,239万円

(6) 契約の相手

東京都葛飾区東金町四丁目23番12号

上下・木村建設共同企業体

構成員（代表者） 東京都葛飾区東金町四丁目23番12号

上下水道促進工業株式会社

代表取締役 白 倉 慎 吾

構成員 東京都葛飾区南水元一丁目5番6号

有限会社木村工業所

代表取締役 木 村 孝 治

(7) 工期

契約締結の日の翌日から令和9年2月26日まで

3 工事の概要

- |              |    |
|--------------|----|
| (1) 機器設備工事   | 一式 |
| (2) 配管設備工事   | 一式 |
| (3) ダクト設備工事  | 一式 |
| (4) 換気設備工事   | 一式 |
| (5) 加湿設備工事   | 一式 |
| (6) 自動制御設備工事 | 一式 |

4 参考資料

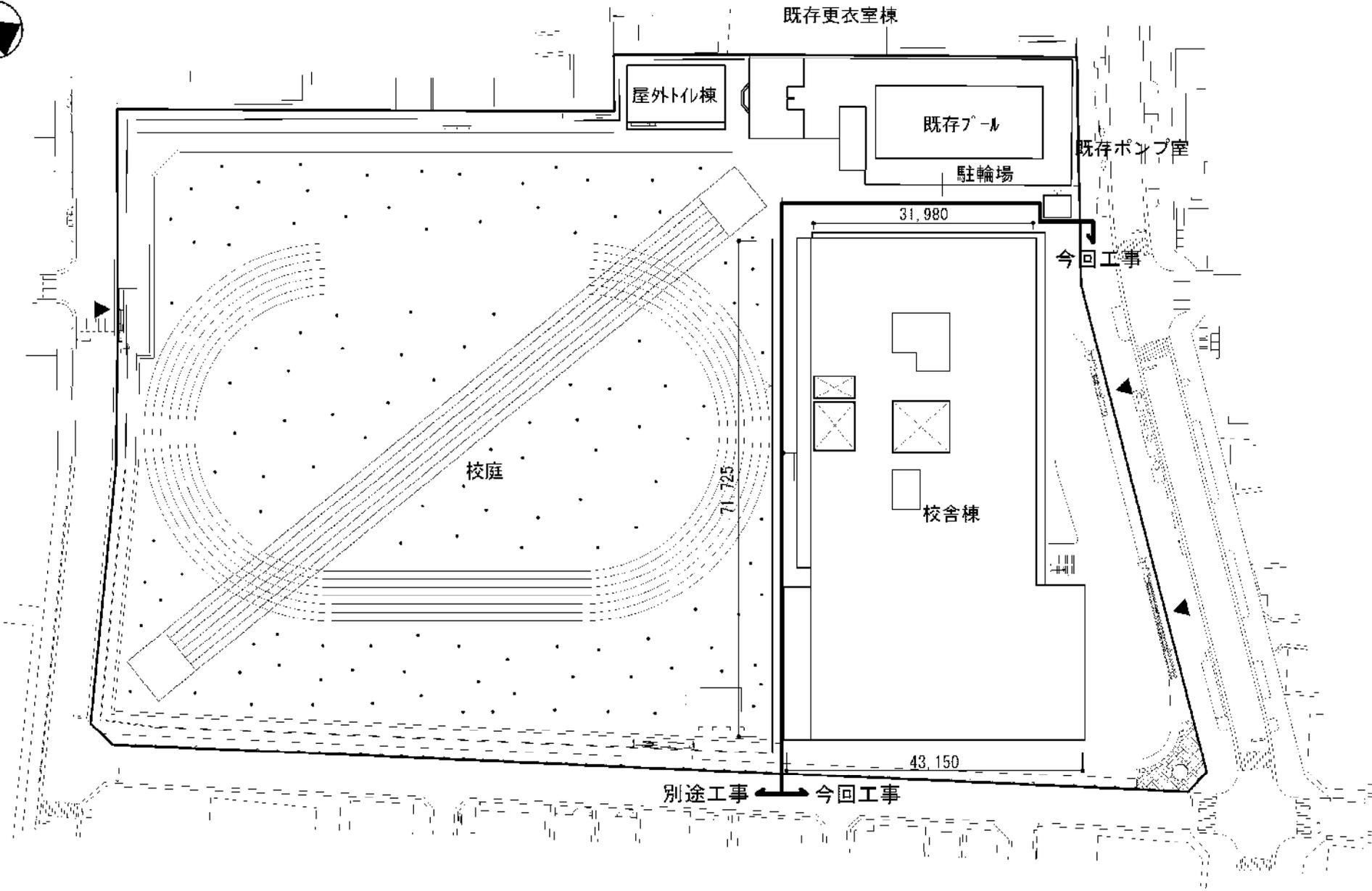
- (1) 案内図  
別紙1のとおり
- (2) 配置図  
別紙2のとおり

案内図



葛飾区立常盤中学校空調設備工事

# 配置図



葛飾区立常盤中学校空調設備工事

葛飾区立学校折りたたみ式テントの買入れについて

学務課

1 買入れの目的

熱中症対策に活用するため、葛飾区立学校に配備する折りたたみ式テントを買い入れるもの

2 契約の概要

(1) 買入れ物件

折りたたみ式テント 198張

(2) 買入れの方法

制限付一般競争入札による契約

(3) 予定価格

4,005万9,360円

(4) 買入れ金額

2,972万790円

(5) 買入れの相手

東京都葛飾区金町三丁目19番10号

株式会社宮本スポーツ

代表取締役社長 松本省藏

(6) 納期

令和7年8月29日

3 買入れ物件の内訳

別紙のとおり

## 別紙

## 納入先一覧

番号	小学校名	数量(張)
1	本 田	3
2	葛 飾	3
3	梅 田	3
4	南綾瀬	3
5	上千葉	3
6	堀 切	3
7	奥 戸	3
8	上平井	3
9	二 上	3
10	小松南	3
11	高 砂	3
12	新 宿	3
13	住 吉	3
14	亀 青	3
15	道 上	3
16	金 町	3
17	末 広	3
18	柴 又	3
19	鎌 倉	3
20	水 元	3
21	こすげ	3
22	宝木塚	3
23	青 戸	3
24	清 和	3
25	中之台	3
26	綾 南	3
27	川 端	3
28	北 野	3
29	白 鳥	3
30	松 上	3
31	西小菅	3
32	柴 原	3
33	中青戸	3
34	南奥戸	3
35	東綾瀬	3
36	原 田	3
37	東柴又	3
38	飯 塚	3
39	花の木	3
40	幸 田	3
41	細 田	3
42	東金町	3
43	東水元	3
44	よつぎ	3
45	東四つ木	3
46	保田しおさい	3
		138

番号	中学校名	数量(張)
1	本 田	3
2	金 町	3
3	水 元	3
4	綾 瀬	3
5	上平井	3
6	中 川	3
7	桜 道	3
8	双 葉	3
9	大 道	3
10	四ツ木	3
11	小 松	3
12	亀 有	3
13	常 盤	3
14	一之台	3
15	青 戸	3
16	青 葉	3
17	高 砂	3
18	東金町	3
19	葛 美	3
20	新小岩	3
		60

小学校	138
中学校	60
合計	198

葛飾区立常盤中学校給食用厨房機器の買入れについて

学務課

- 1 買入れの目的  
常盤中学校の改築に併せて、以下のとおり物品を買い入れるもの
- 2 契約の概要
  - (1) 買入れ物件  
学校給食用厨房機器 103点
  - (2) 買入れの方法  
制限付一般競争入札による契約
  - (3) 予定価格  
8,300万700円
  - (4) 買入れ金額  
8,129万円
  - (5) 買入れの相手  
東京都葛飾区水元五丁目3番4号  
株式会社幸栄商事  
代表取締役 田 中 廣 香
  - (6) 納期  
令和9年3月31日
- 3 買入れ物件の内訳  
別紙1のとおり
- 4 厨房機器配置図  
別紙2のとおり

買入れ機器

図番	品名	台数	寸法 (W×D×H (mm))	説明	特記事項	
検収室	A1	シンク付移動ピーラー	1		水で洗いながら根菜類の皮を剥く キャスター付で移動可能	アクリル蓋付・ドライ仕様
	A2	二槽シンク	1	約1,500×750×800	検収室用	本体ステンレス製・ドライ仕様・バックガード付・オーバーフロー付 ※寸法は参考とし現場実測とすること
	A3	検食用冷凍庫	1		検食用原材料、調理済み食材サンプルを冷凍保管するための冷凍庫	
	A4	冷蔵庫	1		検収後の食材を適切な温度で保管するために使用	
	A5	移動台	2	約900×600×800	検収室用	本体ステンレス製・ドライ仕様・排水機能付・ウレタンキャスター（対角ストッパー付）
	A6	掃除用具入れ	1	約500×500×1,800	検収室用	本体ステンレス製・ドレンパン受付・フック10個付 ※寸法は参考とし現場実測とすること
食品庫	B1	冷蔵庫	1		検収後の食材を適切な温度で保管するために使用	片面扉仕様
	B2	ラック	1		食品庫用	棚板ソリッドタイプ 4枚付
	B3	ラック	1		食品庫用	棚板ソリッドタイプ 4枚付
	B4	カウンター棚	1	約1,470×750×800	食品庫用	本体ステンレス製 ※寸法は参考とし現場実測とすること
下処理室	C1	三槽シンク	1	約2,400×750×800	下処理室用	本体ステンレス製・ドライ仕様・オーバーフロー付・蓋付 ※寸法は参考とし現場実測とすること
	C2	三槽シンク	1	約2,400×750×800	下処理室用	本体ステンレス製・ドライ仕様・オーバーフロー付・蓋付 ※寸法は参考とし現場実測とすること
	C3	作業台	1	約600×750×800	下処理室用	本体ステンレス製 ※寸法は参考とし現場実測とすること
	C4	作業台	1	約600×750×800	下処理室用	本体ステンレス製 ※寸法は参考とし現場実測とすること
	C5	器具消毒保管機	1		下処理室用で使用した調理器具を熱風で消毒保管するために使用	片面扉仕様・予約タイマー付・自在棚仕様・警報リセットスイッチ・ウォーム機能付

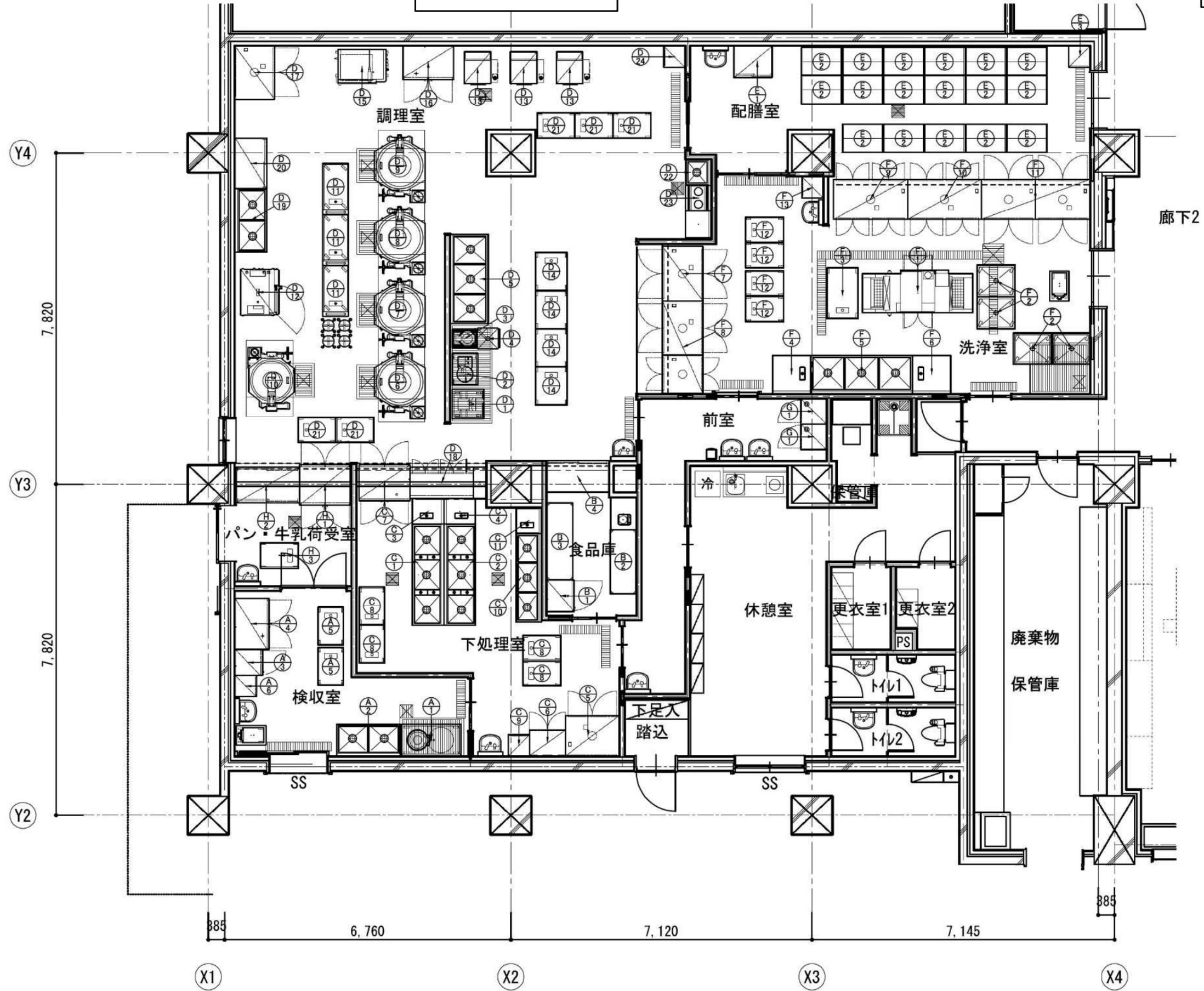
図番	品名	台数	寸法 (W×D×H (mm))	説明	特記事項
下 処 理 室	C6	1		包丁・まな板等を殺菌保管するために使用	本体ステンレス製
	C7	1		下処理室から調理室に魚・肉等の冷蔵品を移すための一時保管冷蔵庫	ステンレス扉仕様
	C8	4	約900×600×800	下処理室用	本体ステンレス製・ドライ仕様・排水機能付・ウレタンキャスター（対角ストッパー付）
	C9	1	約500×500×1,800	下処理室用	本体ステンレス製・ドレンパン受付・フック10個付 ※寸法は参考とし現場実測とすること
	C10	1	約2,100×600×800	下処理室用	本体ステンレス製・ドライ仕様・バックガード付・オーバーフロー付・蓋付 ※寸法は参考とし現場実測とすること
	C11	1	約600×600×800	下処理室用	本体ステンレス製 ※寸法は参考とし現場実測とすること
調 理 室	D1	1		多量の野菜類を輪切り・千切り等用途に応じて裁断するために使用	
	D2	1		野菜・果物をみじん切りにするぎょうぎの具（キャベツ）等を作る際に使用	
	D3	1		食材の混合・攪拌、ソース作り等に使用	
	D4	1	約500×530×900	調理室用	本体ステンレス製・D3移動式高速度ミキサーに合わせる
	D5	1	約2,100×900×800	調理室用	本体ステンレス製・ドライ仕様・バックガード付・オーバーフロー付・蓋付 ※寸法は参考とし現場実測とすること
	D6	1		調理室内の温度上昇を抑える低輻射型の回転釜	内釜ステンレス目盛付・満水200リットル
	D7	1		調理室内の温度上昇を抑える低輻射型の回転釜	内釜鋳物・満水200リットル
	D8	1		調理室内の温度上昇を抑える低輻射型の回転釜	内釜鋳物・満水200リットル
	D9	1		調理室内の温度上昇を抑える低輻射型の回転釜	内釜鋳物・満水200リットル

図番	品名	台数	寸法 (W×D×H (mm))	説明	特記事項
D10	低輻射ガス回転釜	1		調理室内の温度上昇を抑える低輻射型の回転釜	内釜鋳物・滴水150リットル
D11	配缶台	3	約1,200×600×600	調理室用	本体ステンレス製・ドライ仕様・排水機能付・押手付・ウレタンキャスター自在車(対角ストッパー付)
D12	スチームコンベクションオーブン	1		焼物・蒸し物・煮物・炒め物・揚げ物風・野菜ボイル等対応の高機能オーブン	ホテルパン1/1 25mm 40枚 1/1 65mm 20枚 1/1穴あき65mm 20枚 カート2台
D13	低輻射ガス立体炊飯器	3		調理室内の温度上昇を抑える低輻射型の炊飯器	
D14	移動台	4	約900×750×800	調理室用	本体ステンレス製・ドライ仕様・排水機能付・ウレタンキャスター自在車(対角ストッパー付)
D15	真空冷却機	1		食品を急速かつ衛生的に冷却し、食中毒を防止するために使用	
D16	冷蔵庫	1		調理後の食材を適切な温度で保冷するために使用	片面扉仕様
D17	器具消毒保管機	1		調理で使用した調理器具を熱風で消毒保管するために使用	片面扉仕様・予約タイマー付・自在棚仕様5段・警報リセットスイッチ・ウォーム機能付
D18	包丁まな板殺菌庫	1		包丁・まな板等を殺菌保管するために使用	
D19	二槽シンク	1	約1,500×750×800	調理室用	本体ステンレス製・ドライ仕様・バックガード付・オーバーフロー付・蓋付 ※寸法は参考とし現場実測とすること
D20	戸棚	1	約1,200×750×1,800	調理室用	本体ステンレス製 ※寸法は参考とし現場実測とすること
D21	移動台	5	約900×600×800	調理室用	本体ステンレス製・ドライ仕様・排水機能付・ウレタンキャスター自在車(対角ストッパー付)
D22	一槽シンク	1	約600×600×800	調理室用	本体ステンレス製・ドライ仕様・バックガード付・オーバーフロー付 ※寸法は参考とし現場実測とすること
D23	IHクッキングヒーター	1		調理室用	
D24	掃除用具入れ	1	約500×500×1,800	調理室用	本体ステンレス製・ドレンパン受付・フック10個付 ※寸法は参考とし現場実測とすること

図番	品名	台数	寸法 (W×D×H (mm))	説明	特記事項	
配膳室	E1	戸棚	1	約900×750×1,800	配膳室用	本体ステンレス製 ※寸法は参考とし現場実測とすること
	E2	リフト用運搬車	17	約960×660×825	配膳室から各教室へ給食を運搬するために使用	本体ステンレス製・キャスター (125φ自在車・対角ストッパー付) ※寸法は参考とし現場実測とすること ゴムの色は標準色から選定し、納入前に学務課の承認を得ること
	E3	掃除用具入れ	1	約500×500×1,800	配膳室用	本体ステンレス製・ドレンパン受付・フック10個付 ※寸法は参考とし現場実測とすること
洗浄室	F1	食器食缶洗浄機	1		下膳された食器・食缶類の洗浄に使用	方向は操作盤から向かって左から右 観音扉仕様・清掃用蛇口付・非常停止スイッチガード付
	F2	移動シンク	4	約900×750×800	洗浄室用	本体ステンレス製・ドライ仕様・排水機能付・槽深さ300mm・5インチウレタンキャスター自在車 (対角ストッパー付)
	F3	移動台	1	約1,200×750×800	洗浄室用	本体ステンレス製・ドライ仕様・排水機能付・ウレタンキャスター自在車 (対角ストッパー付)
	F4	作業台	1	約900×900×800	洗浄室用	本体ステンレス製・ドライ仕様・排水機能付 ※寸法は参考とし現場実測とすること
	F5	三槽シンク	1	約2,400×900×800	洗浄室用	本体ステンレス製・ドライ仕様・バックガード付・オーバーフロー付 ※寸法は参考とし現場実測とすること
	F6	作業台	1	約900×900×800	洗浄室用	本体ステンレス製・ドライ仕様・排水機能付 ※寸法は参考とし現場実測とすること
	F7	食缶消毒保管機	1		洗浄室で洗浄を終えた食缶を熱風で消毒保管するために使用	両面扉仕様・予約タイマー付・自在棚仕様5段・警報リセットスイッチ・ウォーム機能付
	F8	食器消毒保管機	1		洗浄室で洗浄を終えた食器を熱風で消毒保管するために使用	両面扉仕様・予約タイマー付・自在棚仕様5段・警報リセットスイッチ・ウォーム機能付
	F9	食器消毒保管機	1		洗浄室で洗浄を終えた食器を熱風で消毒保管するために使用	両面扉仕様・予約タイマー付・自在棚仕様5段・警報リセットスイッチ・ウォーム機能付
	F10	食器消毒保管機	1		洗浄室で洗浄を終えた食器を熱風で消毒保管するために使用	両面扉仕様・予約タイマー付・自在棚仕様5段・警報リセットスイッチ・ウォーム機能付
	F11	食器消毒保管機	1		洗浄室で洗浄を終えた食器を熱風で消毒保管するために使用	両面扉仕様・予約タイマー付・自在棚仕様5段・警報リセットスイッチ・ウォーム機能付
	F12	移動台	4	約900×600×800	洗浄室用	本体ステンレス製・ドライ仕様・排水機能付・ウレタンキャスター自在車 (対角ストッパー付)

図番		品名	台数	寸法 (W×D×H (mm))	説明	特記事項
洗 浄 室	F13	掃除用具入れ	1	約500×500×1,800	洗浄室用	本体ステンレス製・ドレンパン受付・フック10個付 ※寸法は参考とし現場実測とすること
前 室	G1	クリーンロッカー (短靴専用)	2		前室用	短靴仕様
パ ン ・ 牛 乳 荷 受 室	H1	牛乳保冷庫	1		牛乳保管用	両面ステンレス扉仕様
	H2	パン棚	1	約1,500×850×1,800	パン保管用	本体ステンレス製 ※寸法は参考とし現場実測とすること
	H3	移動台	1	約900×600×800	パン・牛乳荷受室用	本体ステンレス製

# 厨房機器配置図



小菅西公園スケートボード場設置工事請負契約締結について

生涯スポーツ課

1 工事の目的

葛飾区スポーツ推進計画に掲げる「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」スポーツに取り組める環境整備の一環として、小菅西公園スケートボード場設置工事を行う。

2 契約の概要

(1) 工事件名

小菅西公園スケートボード場設置工事

(2) 工事箇所

葛飾区小菅一丁目2番1号

(3) 契約の方法

施工能力審査型総合評価一般競争入札による契約

(4) 予定価格

2億3,645万8,200円

(5) 契約金額

2億3,639万円

(6) 契約の相手

東京都葛飾区青戸八丁目5番16号

株式会社山溪緑地

代表取締役 松田 太郎

(7) 工期

契約締結の日の翌日から令和8年3月31日まで

### 3 工事の概要

公園工事 面積 771.65平方メートル

#### 運動施設整備

園路広場	自然石平板舗装	面積	423.00平方メートル
	コンクリート舗装	面積	114.00平方メートル
	人工芝舗装	面積	11.00平方メートル
	石材縁石	延長	25.90メートル
遊戯施設	スケートボード用遊戯施設	一式	
サービス施設	タープ	1基	
	休憩ベンチ	1箇所	
管理施設	コンクリート塀	2箇所	
	フェンス	延長	197.90メートル
	門扉	4基	
サイン	壁面デザイン	面積	55.00平方メートル
電気施設	スポット照明灯	8基	

### 4 参考資料

#### (1) 案内図

別紙1のとおり

#### (2) 平面図

別紙2のとおり

# 案内図



## 小菅西公園スケートボード場設置工事



## 二上小学校及び宝木塚小学校の改築について

学校施設整備担当課

## 1 二上小学校の改築について

## (1) 経過

新校舎建設工事において、当初想定していなかった地中障害物の存在が判明した。そのため、地中障害物の撤去及びそれら撤去に伴う掘削作業の影響による地盤の軟化に対応するため、地盤改良の工事を行った。また、当初想定していたよりも地盤が軟弱であったため土留めの補強工事を行った。これに伴い、地中障害物撤去に係る経費及び地盤改良工事に係る経費について令和7年度第一次補正予算案に計上するもの

## (2) 令和7年度第一次補正予算案計上額

改築工事費

98,600千円

## (3) 今後のスケジュール (予定)

令和8年2月 新校舎竣工

4月 新校舎にて運営開始、既存校舎解体工事着手

令和9年4月 既存校舎解体工事完了

5月 外構整備工事着手

令和10年6月 外構整備工事完了(改築事業の終了)

## 2 宝木塚小学校の改築について

## (1) 新校舎建設工事について

## ア 経過

令和6年12月に入札不調となった宝木塚小学校建設工事契約について、敷地形状や接道状況を踏まえた施工条件の見直し及び週休二日制の適用による工期の見直しを行ったことから、改築に係る経費を令和7年度第一次補正予算案に計上す

るもの

また、スケジュール変更に伴い仮設校舎賃貸借契約期間の延長が必要となることから、仮設校舎借上に係る経費についても併せて令和7年度第一次補正予算案に計上するもの

イ 令和7年度第一次補正予算案計上額

(ア) 工事監理業務委託費

50,000千円

(債務負担行為設定)	令和7年度 :	50,000千円
	令和8年度 :	19,100千円
	令和9年度 :	45,500千円
	令和10年度 :	76,400千円
	合計 :	191,000千円

(イ) 仮設校舎借上料

0千円

(債務負担行為設定)	令和7年度 :	0千円
	令和8年度 :	0千円
	令和9年度 :	40,146千円
	令和10年度 :	51,616千円
	合計 :	91,762千円

契約期間を当初の37か月から53か月に延長し、それに伴って仮設校舎借上料が1,024,320千円から1,116,082千円に増額となるもの

(ウ) 改築工事費

2,572,400千円

(債務負担行為設定)	令和7年度 :	2,572,400千円
	令和8年度 :	0千円
	令和9年度 :	1,392,000千円
	令和10年度 :	2,466,700千円
	合計 :	6,431,100千円

ウ 今後のスケジュール（予定）

令和7年11月 新校舎建設工事着手

令和10年10月 新校舎建設工事完了

令和11年1月 新校舎にて運営開始、仮設校舎・既存校舎解体工事着手

11月 仮設校舎・既存校舎解体工事完了

12月 外構整備工事着手

令和12年11月 外構整備工事完了(改築事業の終了)

(2) 仮校庭整備について

ア 経過

改築工事期間中における屋外教育環境の確保のため、近接する都営葛飾宝町ア  
パート跡地に仮校庭を整備することについて、今般設計内容がまとまったことか  
ら、仮校庭整備に係る経費を令和7年度第一次補正予算案に計上するもの

イ 令和7年度第一次補正予算案計上額

(ア) 工事監理業務委託費

1,100千円

(債務負担行為設定) 令和7年度： 1,100千円

令和8年度： 2,800千円

合計： 3,900千円

(イ) 仮校庭整備工事費

58,400千円

(債務負担行為設定) 令和7年度： 58,400千円

令和8年度： 87,600千円

合計： 146,000千円

ウ 施工概要

(ア) 整備内容

ダスト舗装、防球ネット、トイレ、水飲み場、倉庫、鉄棒等

(イ) 整備面積

1,573.51㎡

エ 今後のスケジュール（予定）

令和8年1月 仮校庭整備工事着手

8月 仮校庭整備工事完了

9月 仮校庭使用開始

令和12年11月 仮校庭使用終了

## 柴又地域統合小学校改築基本構想・基本計画（案）等について

学校施設整備担当課

柴又小学校及び東柴又小学校の学校改築については、令和6年度に学校評議員など地域代表者で組織する柴又地域統合小学校改築懇談会（以下「改築懇談会」という。）を設置し、新校舎整備に向けた検討を行ってきたところである。

この度、柴又地域統合小学校改築基本構想・基本計画（案）により、柴又地域統合小学校の整備における基本的な方針をまとめたため報告するとともに、改築懇談会において統合小学校の校名について公募を行うこととしたため報告する。

また、東柴又小学校で行っている夏季休業中のプール開放について、今後の方向性を報告する。

## 1 柴又地域統合小学校改築基本構想・基本計画（案）の概要

## (1) 整備地

柴又小学校に比べ敷地が広く、4階建て校舎が建設可能な東柴又小学校敷地を整備地とする。

## (2) 施設概要

## ア 予定諸室

普通教室 : 21室（少人数教室を含む。）

特別支援学級 : 4室

特別支援教室 : 1室

特別教室 : 理科室、音楽室、図工室、家庭科室、  
学習センター（学校図書館）、教育相談室 等

屋内運動施設 : 体育館

管理諸室等 : 校長室、職員室、事務室、主事室、保健室、会議室、  
給食室、児童用更衣室、地域連携室 等

## イ 併設施設

学童保育クラブ、わくわくチャレンジ広場室、備蓄倉庫

### (3) 今後のスケジュール (予定)

- |           |                                |
|-----------|--------------------------------|
| 令和7年6月    | 近隣住民説明会で基本構想・基本計画(案)の報告        |
| 7月        | 教育委員会 基本構想・基本計画の決定             |
| 9月        | 基本設計・実施設計開始                    |
| 令和8年3月    | 柴又小学校プール棟解体工事                  |
| 10月       | 仮設校舎建設工事                       |
| 令和9年4月    | 柴又小学校敷地で柴又小学校・東柴又小学校の統合小学校運営開始 |
| 令和9～10年度  | 東柴又小学校既存校舎等解体工事                |
| 令和10～13年度 | 新校舎建設工事                        |
| 令和13年度    | 新校舎竣工                          |

### (4) 柴又地域統合小学校改築基本構想・基本計画(案)

別添のとおり

## 2 柴又地域統合小学校の校名選定について

今後、改築懇談会において決定した統合小学校の校名選定方法により公募を行い、その中から改築懇談会において校名(案)を選定する。

### (1) 応募期間

令和7年6月16日(月)から令和7年7月15日(火)まで

### (2) 応募方法

二次元コードを活用したインターネットによる応募、はがき及びファクス

### (3) 周知方法

柴又小学校及び東柴又小学校の児童・保護者、両校の通学区域の自治町会や幼稚園・保育園を通じて周知を行う。また、6月末に開催する近隣住民説明会当日にチラシを配付するとともに、区公式ホームページで周知を行う。

### 3 東柴又小学校プールの開放事業について

夏季休業中における東柴又小学校のプール開放については、令和9年度から高砂中学校プールを活用する方向で調整を進める。

柴又地域統合小学校  
改築基本構想・基本計画  
(案)

葛飾区教育委員会

# 目次

<b>第1章 敷地条件及び既存建物等の現況調査</b>	
1-1 敷地概要.....	2
1-2 法的条件.....	3
1-3 周辺道路及び周辺環境 .....	5
1-4 通学区域.....	7
1-5 既存校舎及び付属建物概要 .....	8
1-6 記念樹等の状況 .....	16
1-7 既存モニュメント等の状況 .....	18
1-8 敷地周辺の騒音状況.....	28
<b>第2章 基本構想</b>	
2-1 柴又地域一連の学校改築の方向性 .....	30
2-2 学校統合及び学校改築の流れ.....	31
2-3 施設整備の基本方針.....	32
2-4 施設の機能向上に向けた取組.....	33
<b>第3章 基本計画</b>	
3-1 改築概要.....	34
3-2 配置比較表 .....	35
3-3 ゾーニング案.....	36
<b>第4章 検討体制</b>	
4-1 改築懇談会運営要綱.....	39
4-2 検討体制.....	45

## 第1章 敷地条件及び既存建物等の現況調査

### 1-1 敷地概要

#### ■柴又小学校

所在地 : 葛飾区柴又四丁目30番1号

敷地面積 : 約 7,646 m<sup>2</sup>

アクセス : 京成線柴又駅より徒歩8分・北総線新柴又駅より徒歩3分

#### ■東柴又小学校

所在地 : 葛飾区柴又五丁目12番15号

敷地面積 : 約 10,215 m<sup>2</sup>

アクセス : 北総線新柴又駅より徒歩3分



## 1-2 法的条件

### (1) 地域・地区要件

#### ■柴又小学校



凡例

- : 敷地境界線
- : 第二種低層住居専用地域
- : 近隣商業地域

用途地域	第二種低層住居専用地域	<p style="text-align: right;">→真北方向</p>
容積率	200%	
建ぺい率	60%	
防火指定	準防火地域	
高度地区	第二種高度地区	
日影規制	5.0h - 3.0h / 1.5m	
その他		

用途地域	近隣商業地域	<p style="text-align: right;">→真北方向</p>
容積率	300%	
建ぺい率	80%	
防火指定	準防火地域	
高度地区	第三種高度地区	
日影規制	5.0h - 3.0h / 4.0m	
その他		

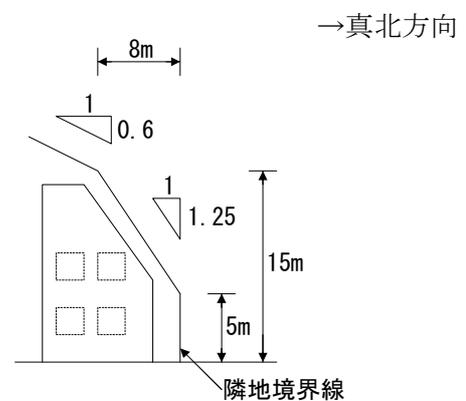
■東柴又小学校



凡例

- : 敷地境界線
- : 第一種中高層住居専用地域

用途地域	第一種中高層住居専用地域
容積率	200%
建ぺい率	60%
防火指定	準防火地域
高度地区	第二種高度地区
日影規制	4.0h - 2.5h / 4.0m
その他	柴又地域景観地区



**(2) 本事業の計画及び実施に係る法令等**

- ・学校教育法
- ・建築基準法及び同法施行令
- ・都市計画法
- ・消防法
- ・エネルギー使用の合理化に関する法律及び同法施行令
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び同法施行令
- ・景観法及び同法施行令
- ・東京都建築安全条例
- ・東京都福祉のまちづくり条例
- ・東京都高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例
- ・東京都景観条例
- ・東京都環境確保条例（東京都建築物環境計画書制度）
- ・葛飾区建築基準法施行細則
- ・葛飾区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例
- ・葛飾区緑の保護と育成に関する条例
- ・葛飾区景観地区条例及び同条例施行規則

※その他、本事業に関連する法令等

### 1-3 周辺道路及び周辺環境

#### ■柴又小学校

敷地周辺の状況は次のとおりです。



①北側道路



②正門



③西側道路



④南側道路



⑤南門



⑥東側道路

## ■東柴又小学校

敷地周辺の状況は次のとおりです。



①北側道路



②北側道路



③西門



④南側道路



⑤南側道路



⑥東側道路

## 1-4 通学区域

### (1) 通学区域

柴又小学校		東柴又小学校	
鎌倉三丁目	9～15番	柴又五丁目	全域
柴又一丁目	40～48番	柴又六丁目	全域
柴又三丁目	29～32番		
柴又四丁目	全域		
柴又七丁目	全域		

### (2) 通学区域図



## 1-5 既存校舎及び付属建物概要

## ■柴又小学校

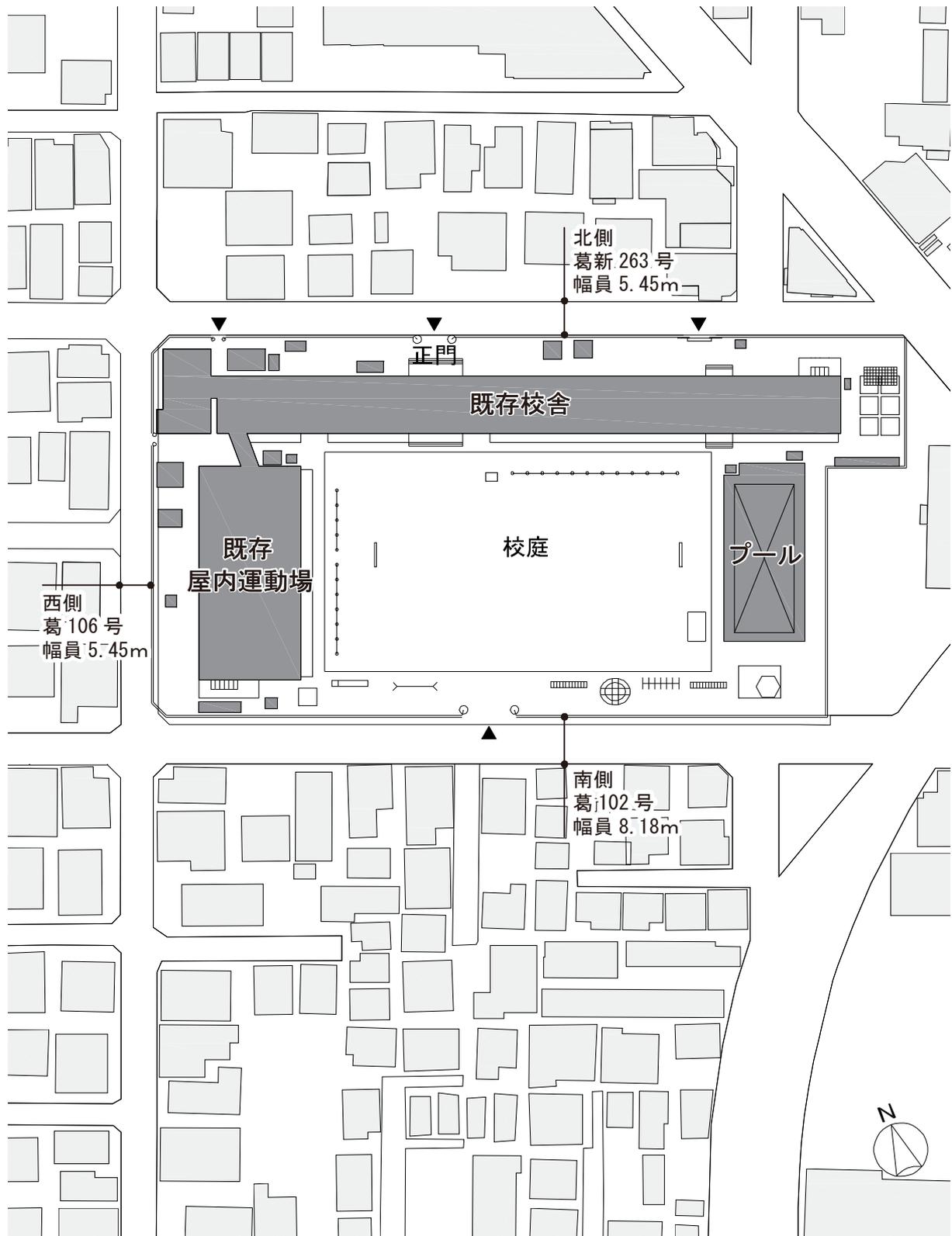
## (1) 施設規模

	面積	備考
敷地面積	約 7,646 m <sup>2</sup>	
建物延床面積	5,145 m <sup>2</sup>	校舎：4,493 m <sup>2</sup> (竣工年：S36・S40・S41・S44・S47・ S48・S49) 屋内運動場：652 m <sup>2</sup> (竣工年：S44) ※付属建築物を除く
校庭	3,768 m <sup>2</sup>	
屋外プール	—	竣工年：S50 4コース(25×10m)

## (2) 施設内容

区分	諸室名
普通教室	12室
特別支援学級	さくら
特別支援教室	どらさんルーム
特別教室	理科室 音楽室 図工室(2室) 家庭科室 コンピュータ室 図書室 少人数教室 教育相談室 等
屋内運動施設等	体育館 屋外プール
管理諸室	校長室 職員室 事務室 保健室 放送室 主事室 給食室 等
併設施設	わくわくチャレンジ広場室 備蓄倉庫

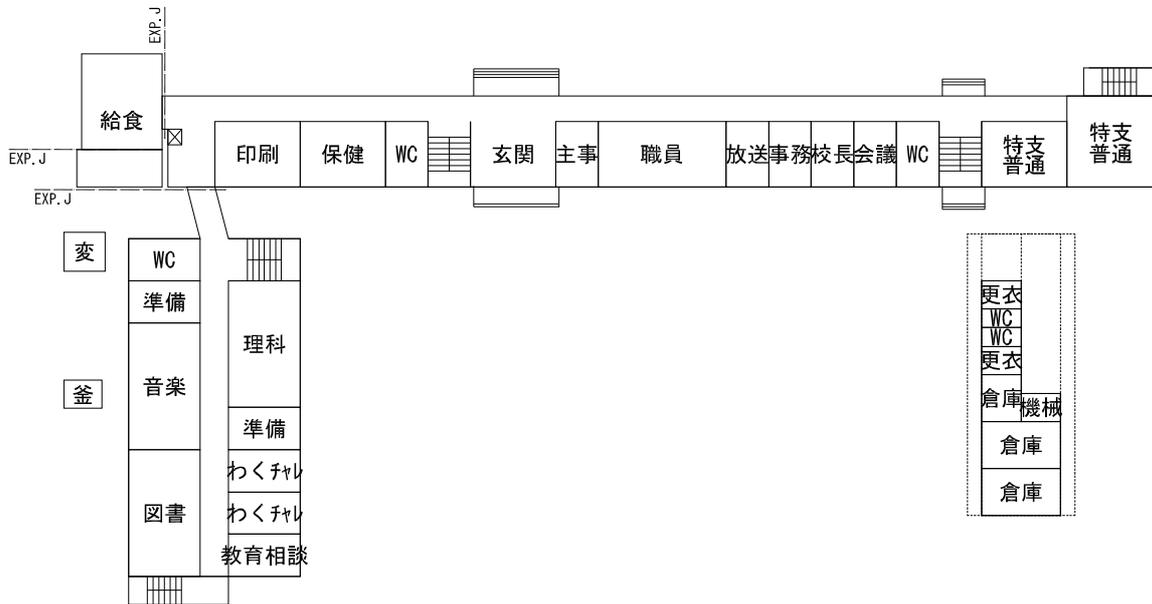
(3) 現況校舎配置図



縮尺：1/1000

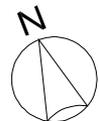
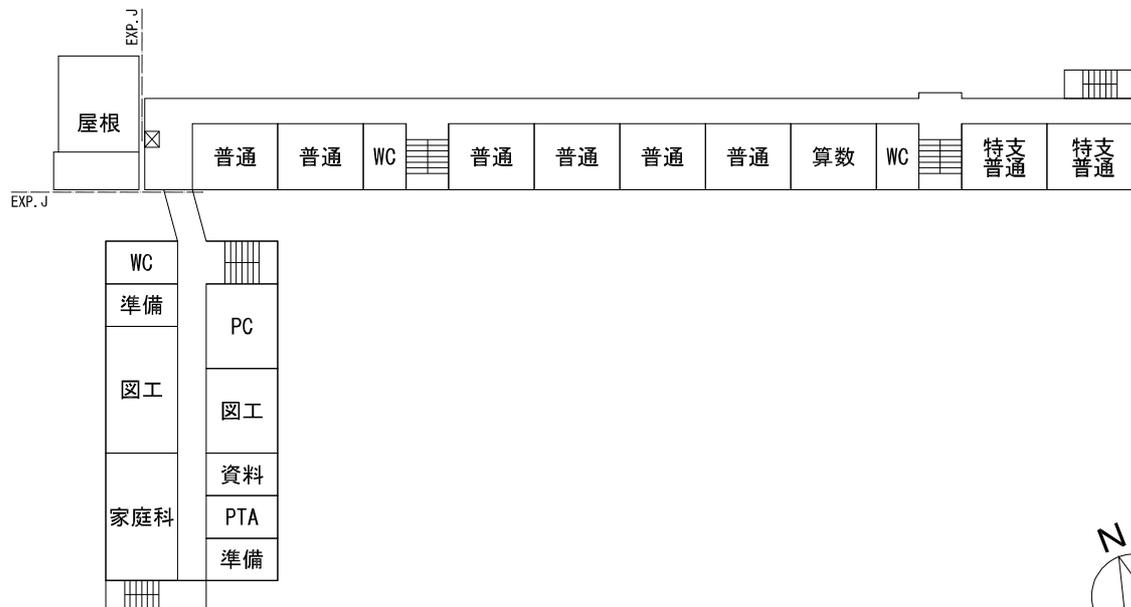
(4) 既存校舎各階平面図

1 階平面図



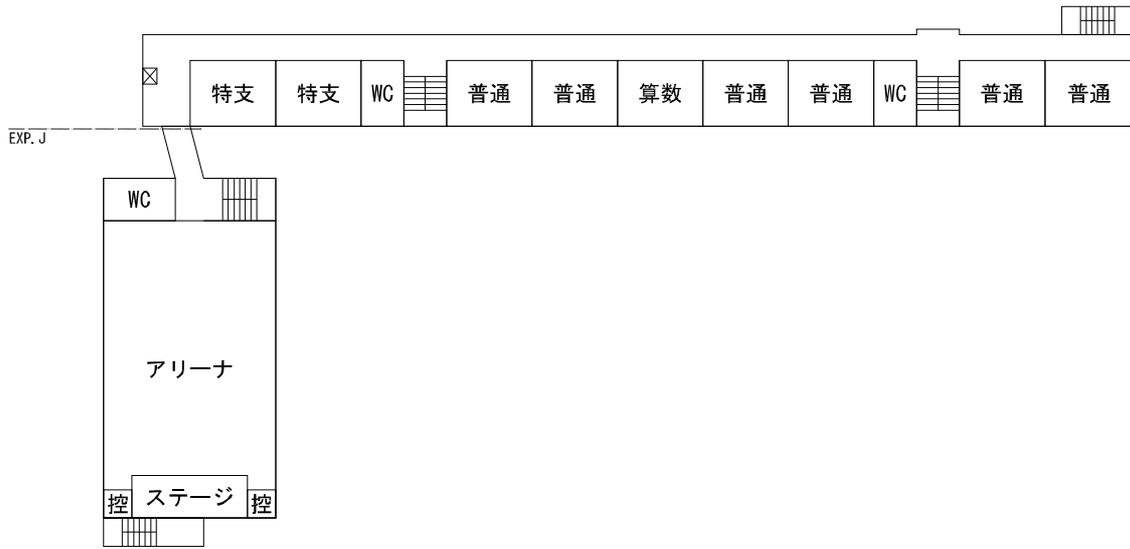
縮尺：1/800

2 階平面図



縮尺：1/800

### 3階平面図



縮尺：1/800

### R階平面図



縮尺：1/800



## ■東柴又小学校

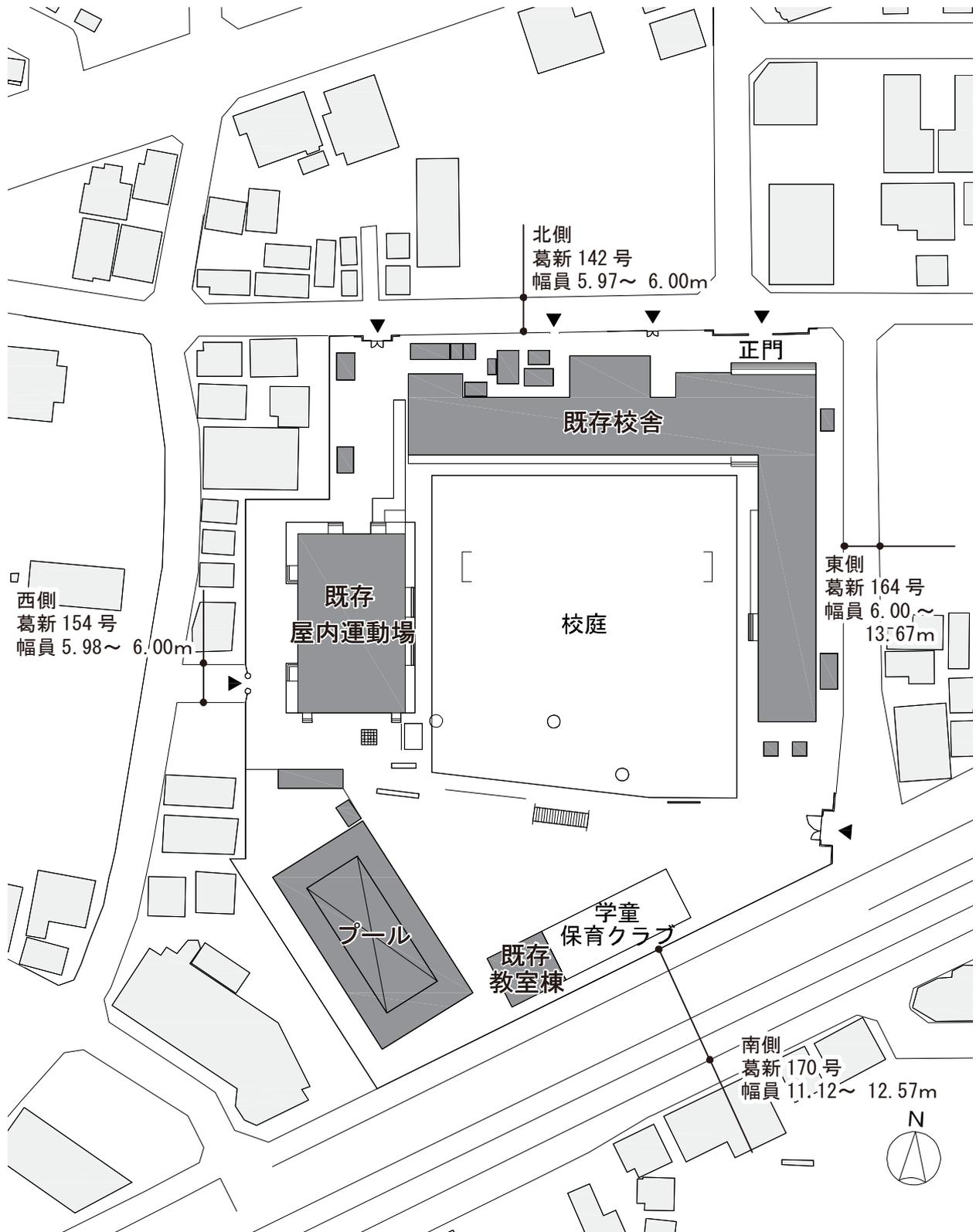
## (1) 施設規模

	面積	備考
敷地面積	約 10,215 m <sup>2</sup>	
建物延床面積	4,447 m <sup>2</sup>	校舎：3,887 m <sup>2</sup> (竣工年：S38・S39・S42・S44・S49・ H23) 屋内運動場：560 m <sup>2</sup> (竣工年：S42) ※附属建築物を除く
校庭	4,700 m <sup>2</sup>	
屋外プール	—	竣工年：S43 4 コース (25×10m)

## (2) 施設内容

区分	諸室名
普通教室	12 室
特別支援教室	2 室
特別教室	理科室 音楽室 図工室 家庭科室 図書室 等
屋内運動施設等	体育館 屋外プール
管理諸室	校長室 職員室 保健室 放送室 主事室 給食室 等
併設施設	学童保育クラブ わくわくチャレンジ広場室 備蓄倉庫

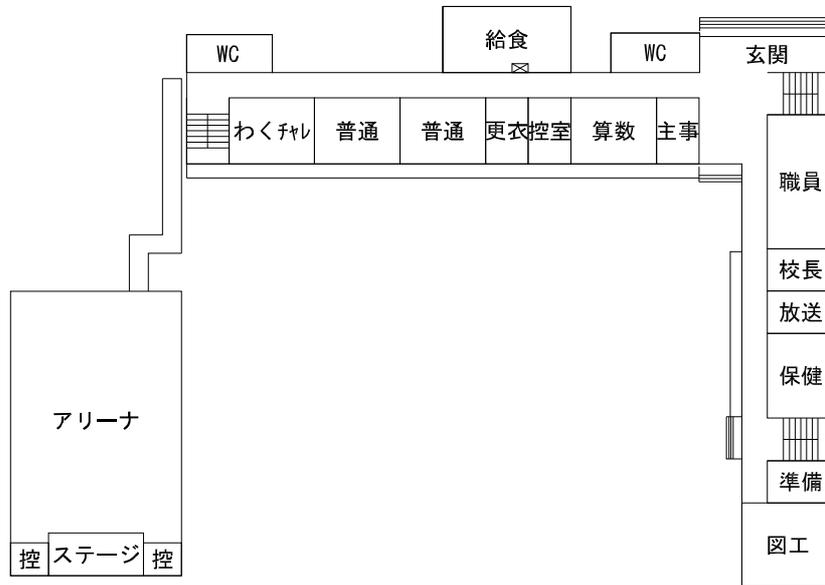
(3) 現況校舎配置図



縮尺：1/1000

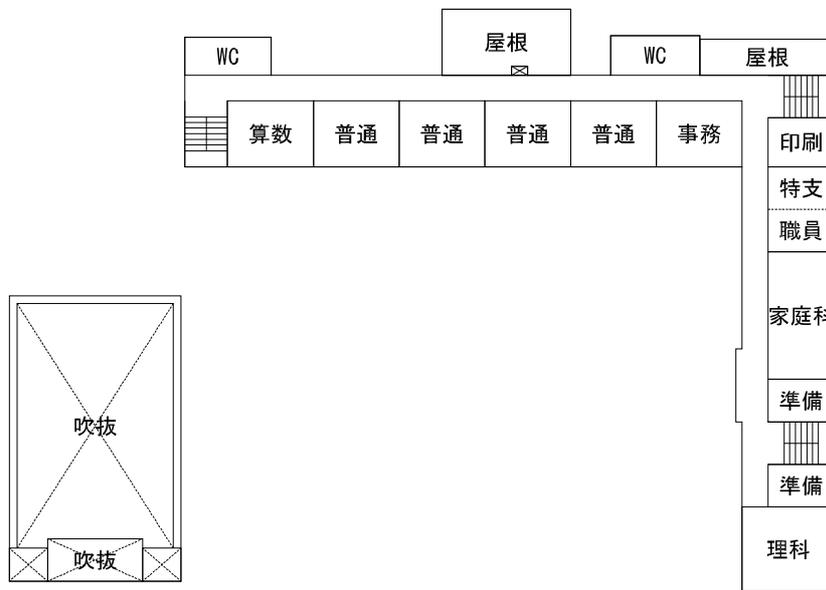
(4) 既存校舎各階平面図

1階平面図



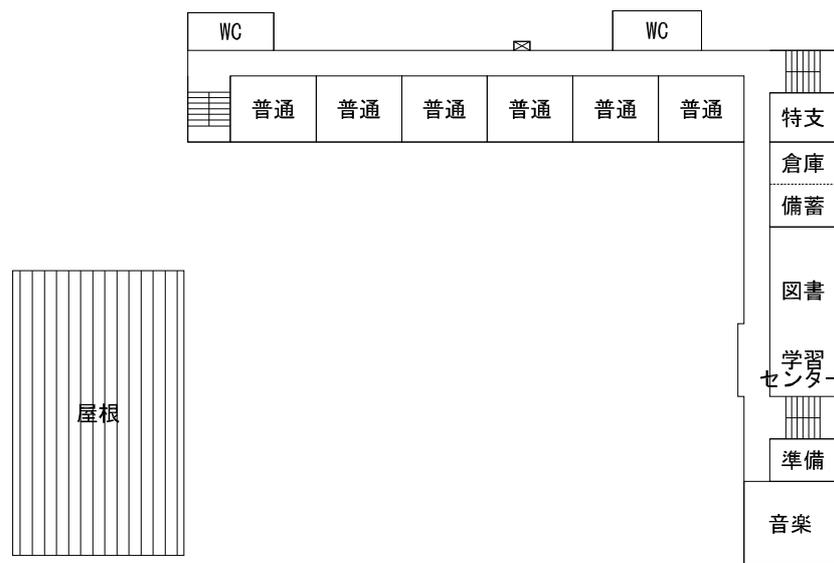
縮尺：1/800

2階平面図



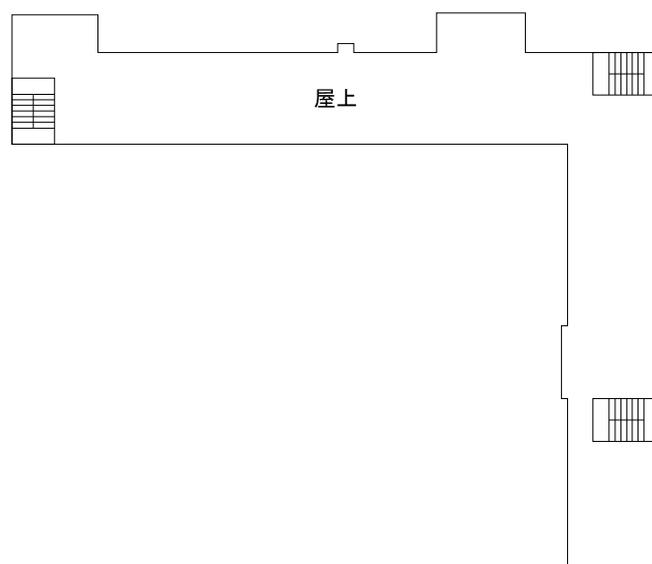
縮尺：1/800

3階平面図



縮尺：1/800

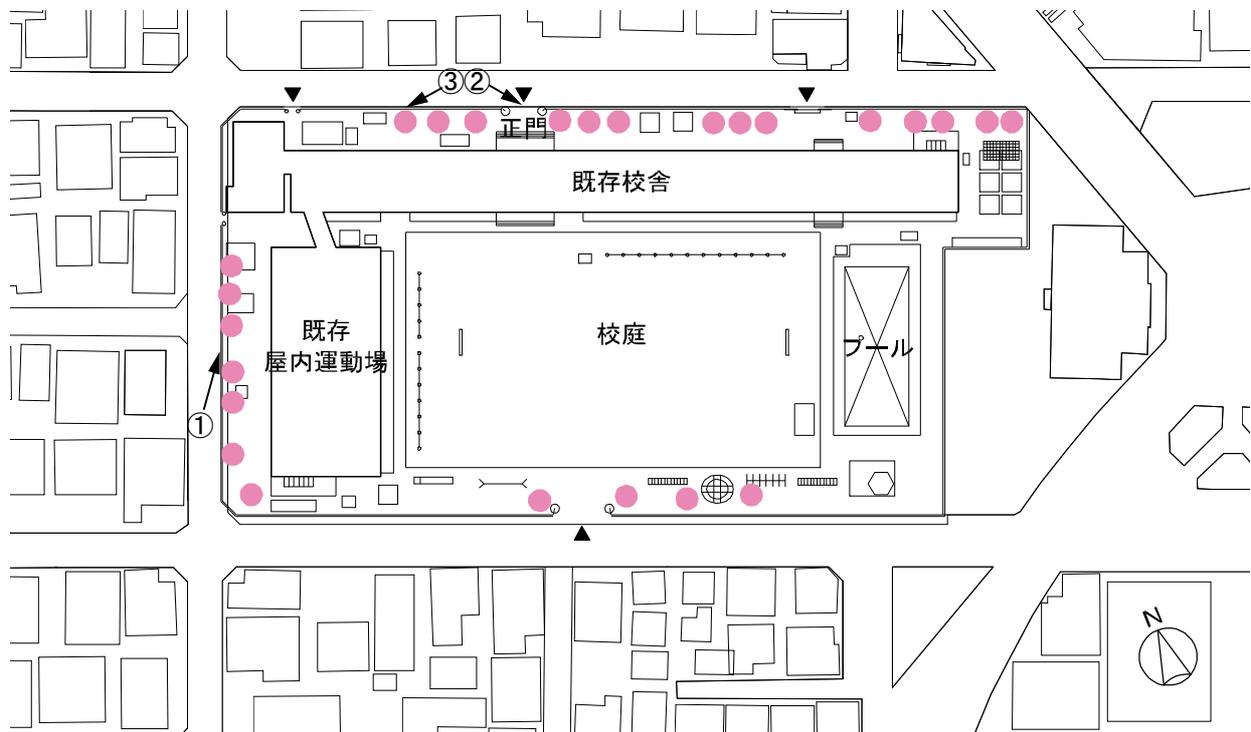
R階平面図



縮尺：1/800

## 1-6 記念樹等の状況

### ■柴又小学校



縮尺：1/1200



① さくら並木

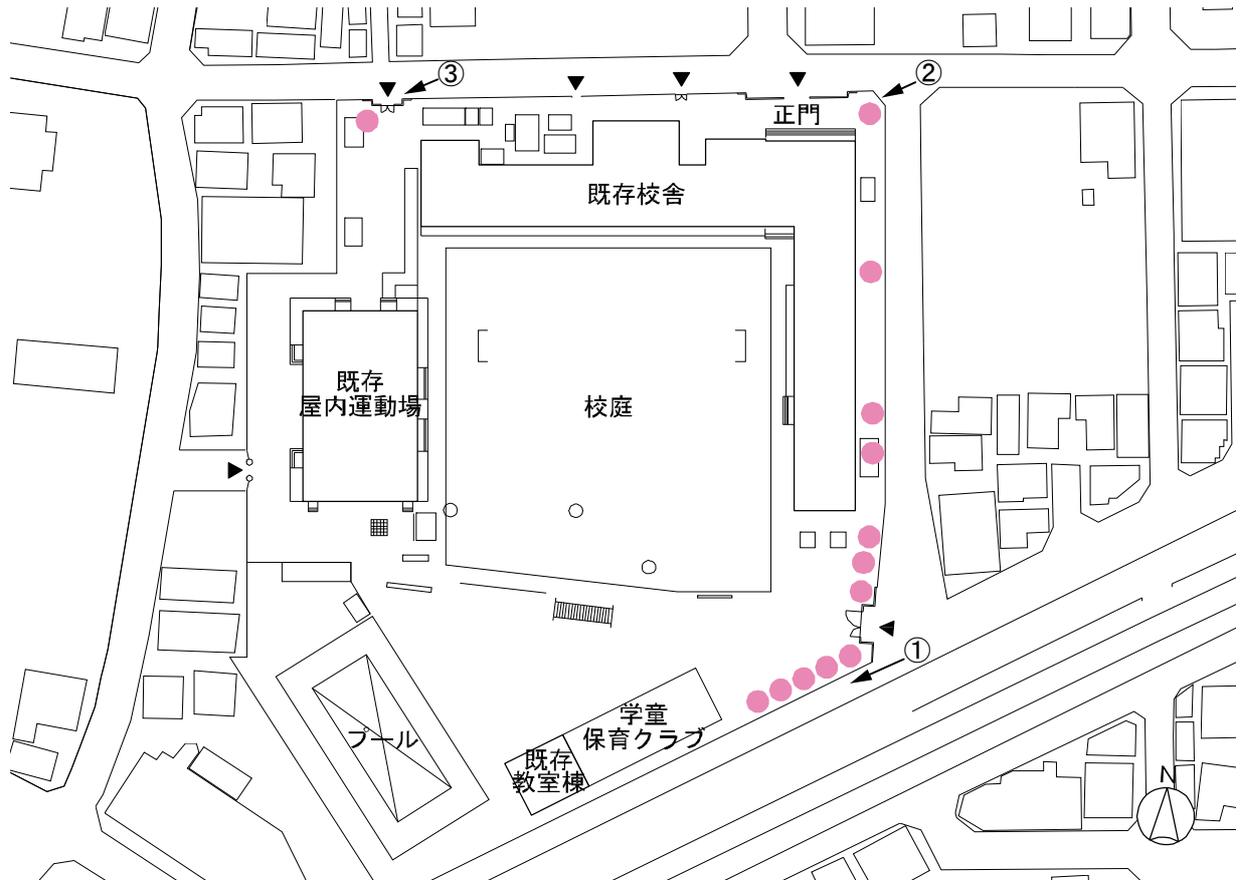


② さくら並木



③ さくら並木

■東柴又小学校



縮尺：1/1200



① さくら並木



② さくら

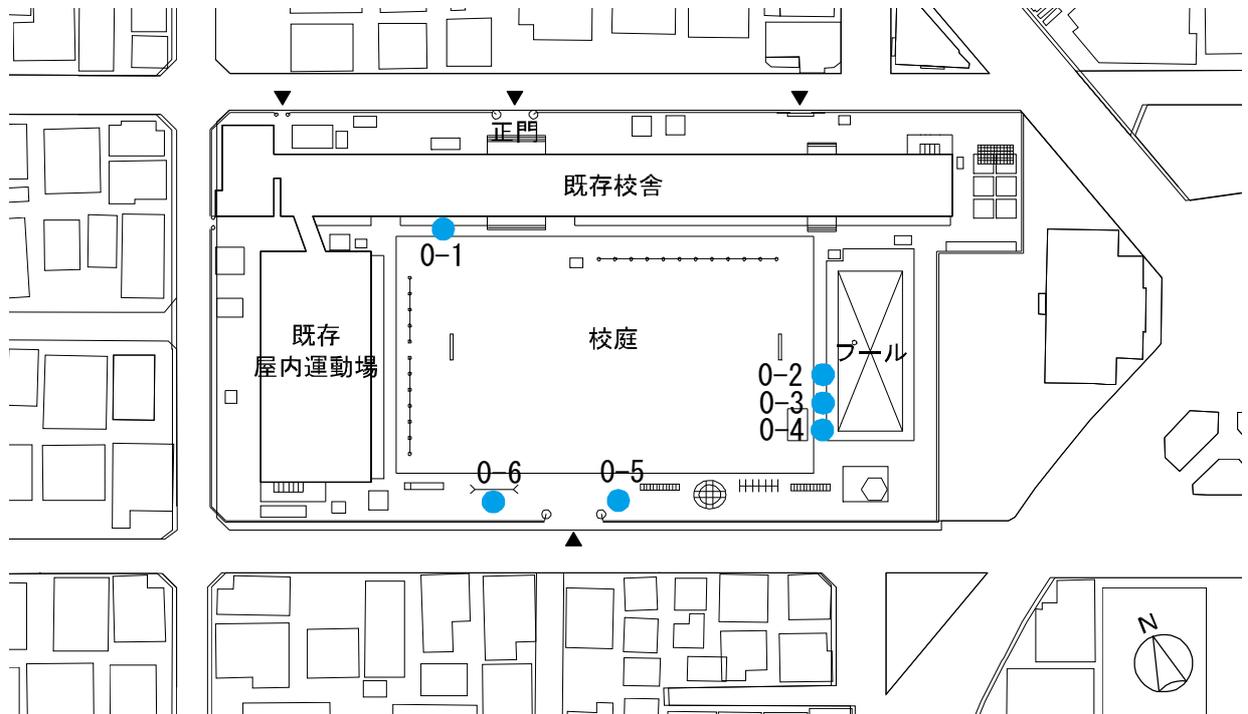


③ さくら

1-7 既存モニュメント等の状況

■柴又小学校

配置図



縮尺：1/1200



0-1 創立記念池



0-2 卒業生作品  
シャッターペイント



0-3 卒業生作品  
シャッターペイント



0-4 卒業生作品  
シャッターペイント

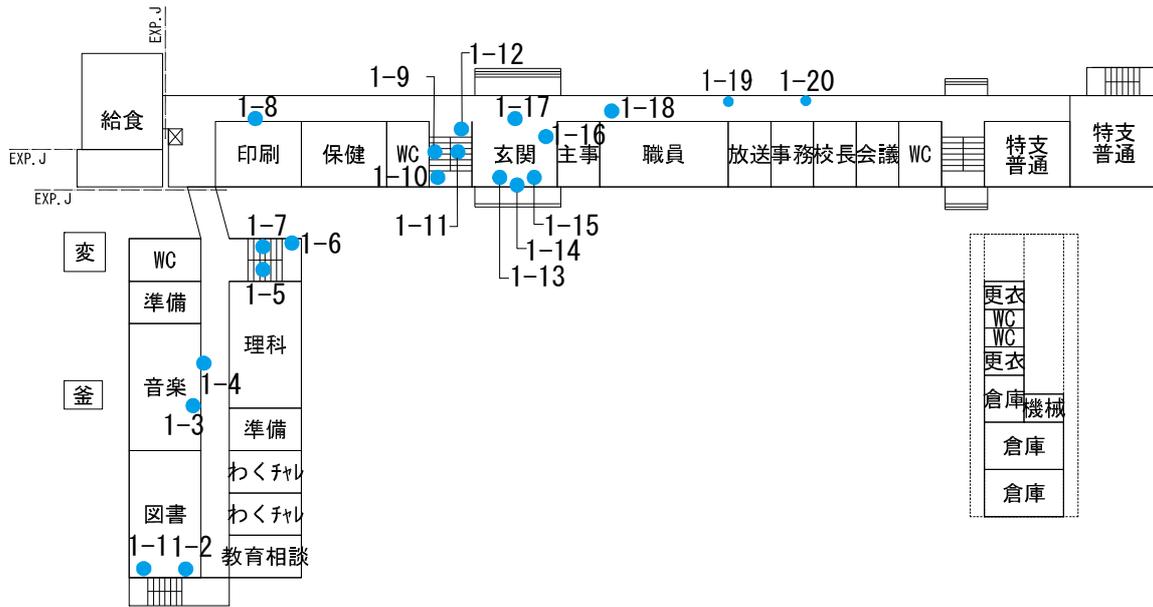


0-5 卒業生作品  
レリーフ W1690×H1255



0-6 記念碑  
W880×D880×H1169

1階平面図



縮尺：1/800



1-1 卒業生作品  
パッチワーク W3430×H1200



1-2 卒業生作品  
パッチワーク W2430×H970



1-3 卒業生作品  
70周年記念の歌  
W2270×H930



1-4 卒業生作品  
絵画 W3640×H640



1-5 卒業生作品  
階段ペイント



1-6 卒業生作品  
レリーフ W1550×H1250



1-7 卒業生作品  
階段ペイント



1-8 航空写真



1-8 航空写真



1-9 卒業生作品  
階段ペイント



1-10 卒業生作品  
レリーフ W1815×H1400



1-11 卒業生作品  
階段ペイント



1-12 卒業生作品  
レリーフ W770×H1480×2



1-13 卒業生作品  
鉢入れ D450×H400



1-14 卒業生作品  
ガラスペイント



1-14 卒業生作品  
ガラスペイント



1-14 卒業生作品  
ガラスペイント



1-14 卒業生作品  
ガラスペイント



1-15 卒業生作品  
鉢入れ W640×H805×2



1-16 卒業生作品  
こけし W800×H610×2



1-17 浦川原柴又交流記念・  
学寮 W285×H1665×2



1-18 卒業生作品  
室名看板(各室)

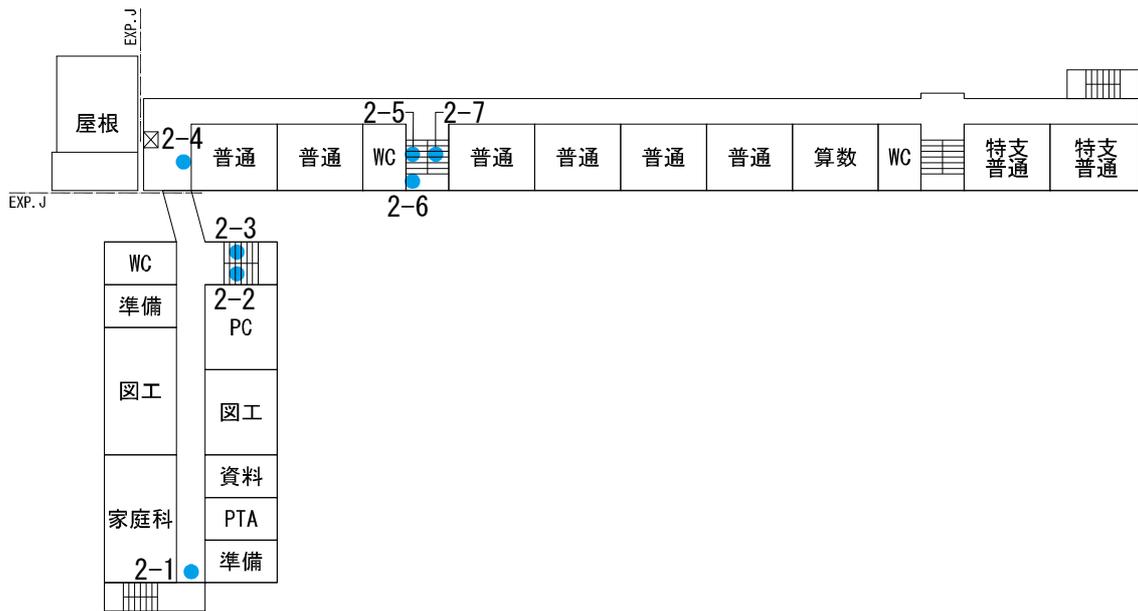


1-19 山田洋次氏色紙



1-20 渥美清氏色紙

2階平面図



縮尺：1/800



2-1 卒業生作品  
箱 W900×D340×H685



2-2 卒業生作品  
階段ペイント



2-3 卒業生作品  
階段ペイント



2-4 浦川原関連資料



2-4 浦川原関連資料



2-5 卒業生作品  
階段ペイント

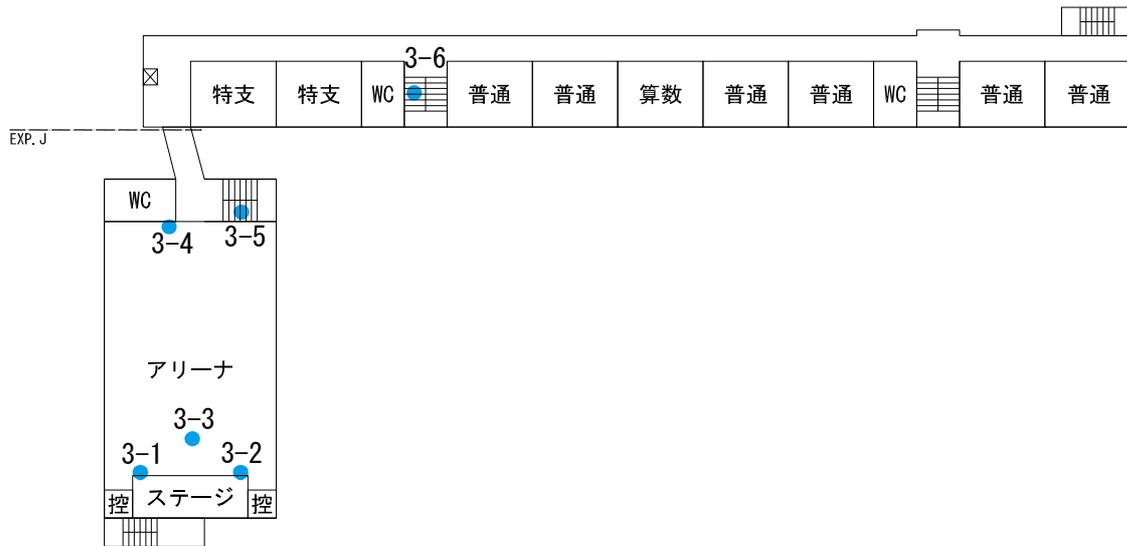


2-6 卒業生作品  
レリーフ W1530×H1430



2-7 卒業生作品  
階段ペイント

### 3階平面図



縮尺：1/800



3-1 区歌・校歌  
W1870×H3070  
W2690×H1725



3-2 50周年記念祝歌  
W3725×H2335



3-3 卒業生作品  
跳び箱ペイント



3-4 卒業生作品  
モザイクタイル



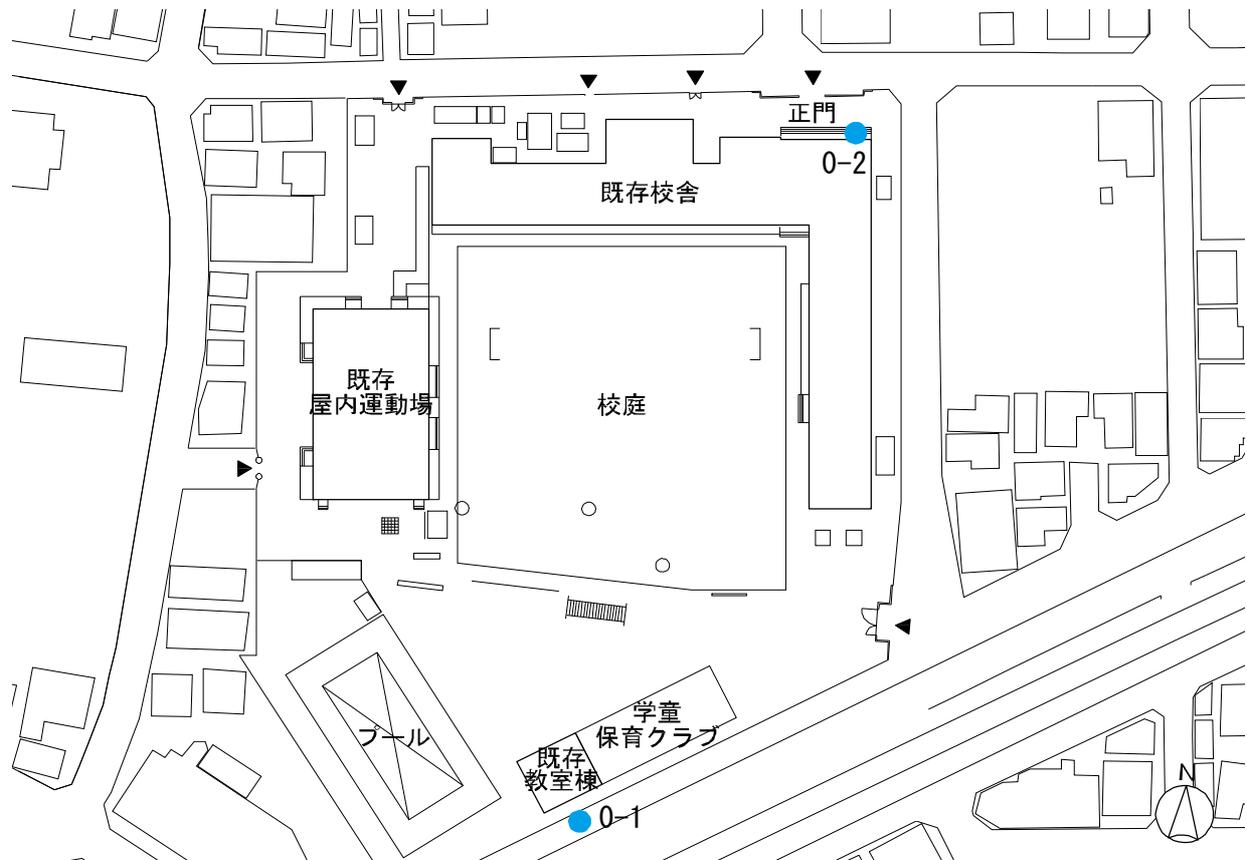
3-5 卒業生作品  
階段ペイント



3-6 卒業生作品  
階段ペイント

## ■東柴又小学校

### 配置図



縮尺：1/1200



0-1 卒業生作品  
看板 W900×H900×11

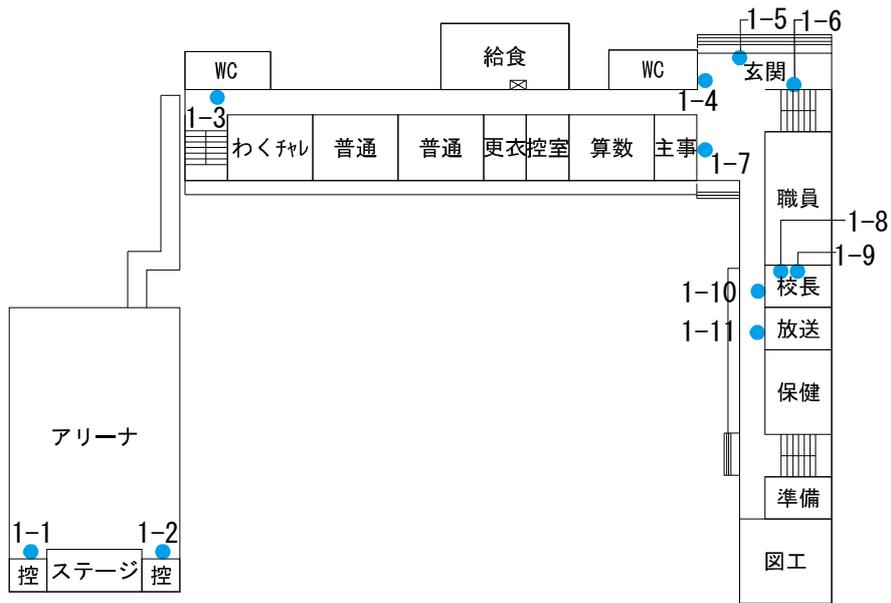


0-1 卒業生作品  
看板 W900×H900×11



0-2 卒業生作品  
タイルアート  
W3720×H1880

1階平面図



縮尺：1/800



1-1 校歌



1-2 木彫  
W1840×H1140



1-3 卒業生作品  
タイル W1850×H1450



1-4 卒業生作品  
絵画 W3340×H1120



1-5 卒業生作品  
ガラスペイント



1-5 卒業生作品  
ガラスペイント



1-6 卒業生作品  
案内板 W1650×H1650



1-7 卒業生作品  
レリーフ W4880×H910



1-8 直筆校歌



1-9 土地協力者一覧



1-10 卒業生作品  
タイル W2220×H1120



1-11 航空写真

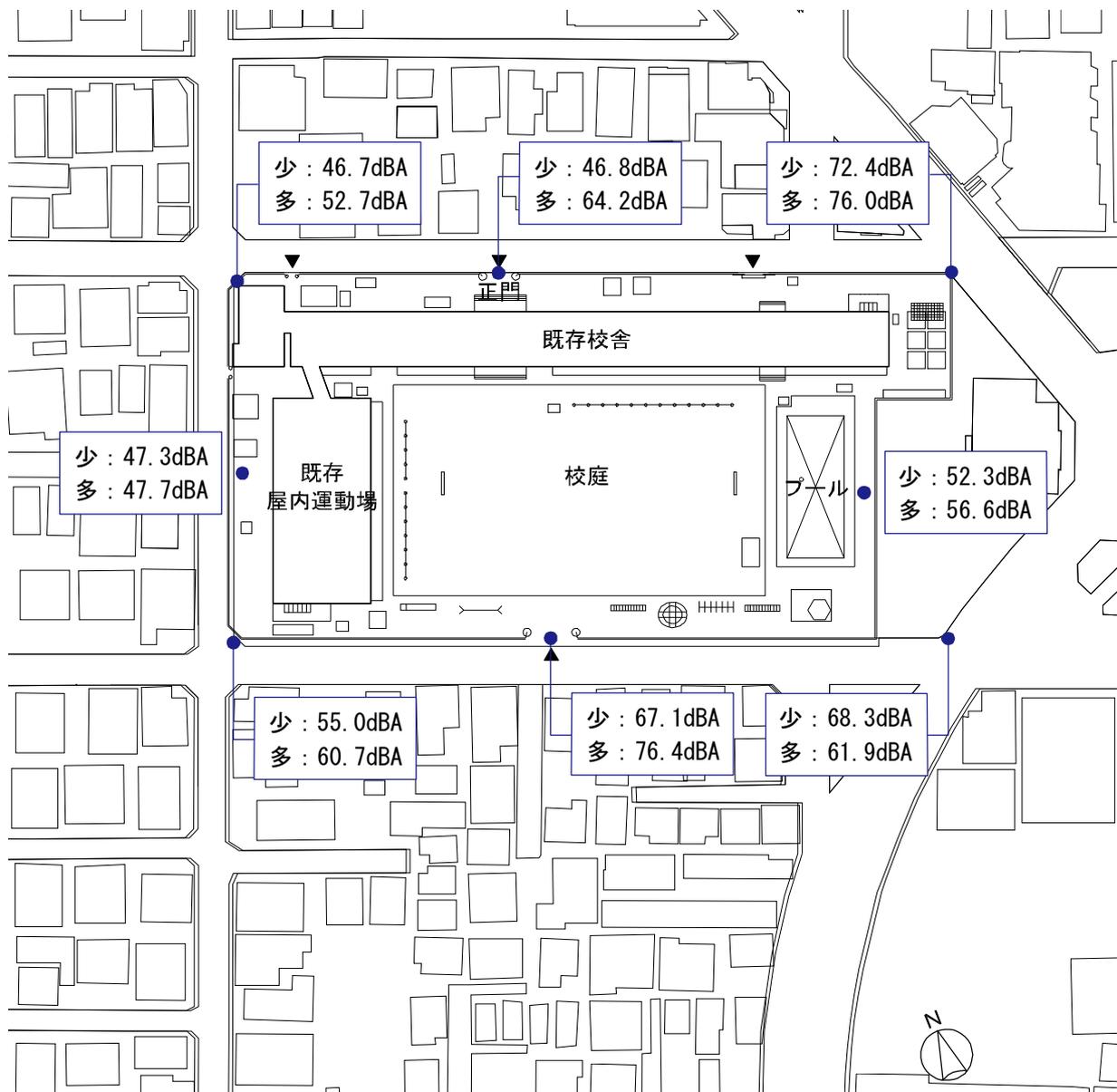
## 1-8 敷地周辺の騒音状況

### ■柴又小学校

#### (1) 騒音チェック実施条件

測定日	令和6年5月16日(木) 09:00 ~ 13:15
天候	曇り
主騒音源	交通騒音(敷地外周全体)
単位	dBA(デシベルエー)
校庭利用条件	校庭利用少 09:00 ~ 09:30 体育等校庭利用のない授業中 校庭利用多 12:55 ~ 13:15 昼休み

#### (2) 騒音チェック結果

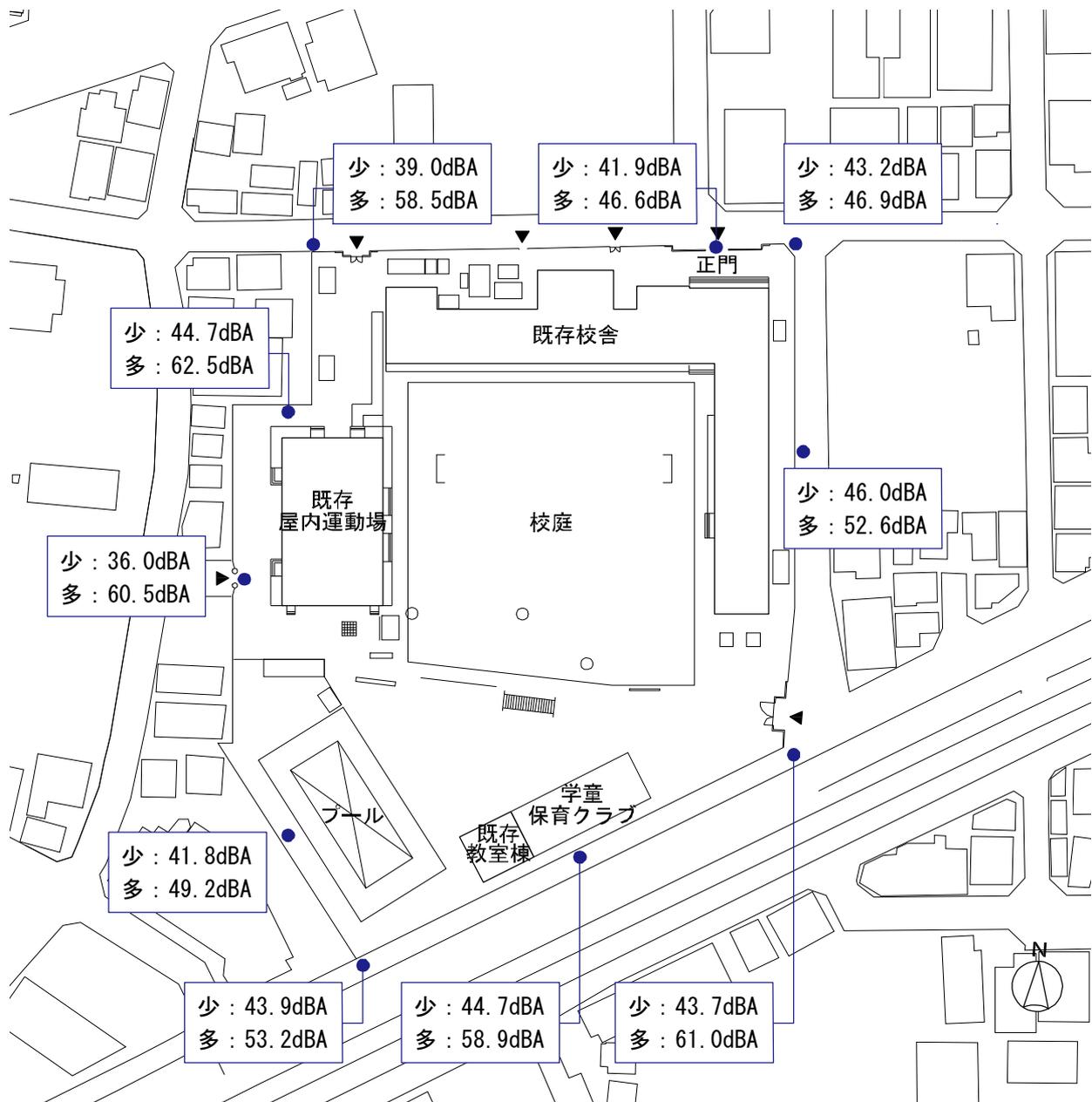


■東柴又小学校

(1) 騒音チェック実施条件

測定日	令和6年6月19日(水) 11:30 ~ 13:15
天候	晴れ
主騒音源	交通騒音(敷地外周全体)
単位	dBA(デシベルエー)
校庭利用条件	校庭利用少 11:30 ~ 11:50 体育等校庭利用のない授業中 校庭利用多 13:00 ~ 13:15 昼休み

(2) 騒音チェック結果



縮尺: 1/1200

## 第2章 基本構想

区及び教育委員会では、子ども一人一人が生き生きと学び生きる力を培う学校教育を推進しており、魅力ある充実した学校づくりを進めています。

区内の学校施設は、その多くが昭和30～40年代に建築されたものであり、施設や設備の更新時期を迎える学校が今後も多く見込まれています。このため、教育環境の維持向上のため計画的な改築を進めており、柴又地域では柴又小学校が平成30年度に改築校に選定されました。

柴又小学校改築に関する検討は令和3年度からスタートしましたが、柴又小学校の敷地が狭く、工事エリアと学校運営エリアが近いことでの騒音・振動の影響や、外体育や外遊びの空間がなくなることにより、改築期間中の教育環境が厳しくなることが課題となりました。

また、東柴又小学校では近い将来に単学級が発生すること、桜道中学校は敷地内に高压線がある影響から、他校の改築より長い工事期間を要することが懸念されているとともに、3校とも建築から50年を超え、改築などを検討する時期にきていました。

こうした課題解決のため、区及び教育委員会は、令和4年度に柴又地域一連の学校改築案を提案しました。

### 2-1 柴又地域一連の学校改築の方向性

柴又地域一連の学校改築案では、柴又小学校と東柴又小学校を統合して新校舎を建設し、その後、空いた小学校敷地を活用して桜道中学校の改築を行います。これにより改築工事が教育環境へ及ぼす影響を最小限に抑え、新しい時代の学びに適した学校施設を柴又地域の児童・生徒が等しく享受できる環境を整備します。

この案の理解を得るべく、まず3校に通学する児童・生徒の保護者や地域の方々を対象とした説明会を計10回開催し、様々な意見をいただきました。その後、3校の学校評議員などの地域代表者から組織する柴又地域学校改築懇談会を立ち上げ、説明会であった意見を踏まえて地域の子どもたちの教育環境や、地域の拠点となる学校づくりについて様々な視点から検討を行いました。

その検討を踏まえ区及び教育委員会は、東柴又小学校敷地に統合小学校を建設後、一連の改築として桜道中学校を改築する流れを柴又地域の学校改築の方向性とし、その内容を改めて保護者や地域の方々に報告しました。

## 2-2 学校統合及び学校改築の流れ

現在の柴又小学校校舎では統合後に必要な諸室を確保できないため、今は使用していないプール棟を解体し、令和8年度中に不足分の諸室を増築します。

その後、令和9年4月に柴又小学校と東柴又小学校の学校統合を行い、新校舎竣工までの間、柴又小学校敷地にて統合小学校の学校運営を行います。



学校統合及び学校改築の流れのイメージ

## 2-3 施設整備の基本方針

柴又地域学校改築懇談会並びに方向性決定後に立ち上げた柴又地域統合小学校改築懇談会での意見を踏まえ、次のとおり施設整備の基本方針を定めます。

### (1) 未来を見据えた教育環境の整備

- ① 学びのスタイルの変化に柔軟な対応ができるよう、目的に応じて間仕切りなどによる変更が行える部屋を整備します。
- ② 児童が一人になり、落ち着くことができる場所を設けるなど、児童の特徴やニーズに合わせて安心して過ごせる空間を整備できるように検討します。
- ③ 広い敷地を活かして校庭を大きくとり、子どもたちが多くの学びや遊びの機会に恵まれるようにするとともに、校庭は日当たりの良い南側に配置し、日よけを設けるなどの熱中症対策を検討します。

### (2) 地域の拠点となる学校づくり

- ① 全世代が使いやすい施設とするため、エレベーターやバリアフリートイレの設置、校内の段差解消など、ユニバーサルデザインを導入します。
- ② 地域の方が快適に利用できるよう、地域開放に配慮した諸室配置や管理機能を整備します。
- ③ 防犯に留意しつつ、学校専用ゾーンと開放ゾーンを明確に区分できるよう、諸室配置や動線を工夫します。
- ④ 柴又の景観を損なうことのないよう、周辺環境と調和した、緑あふれる学校にします。
- ⑤ 住宅が近接する部分には騒音や視線対策を行うなど、地域と共にある学校として周辺環境に十分配慮します。
- ⑥ 浦川原小学校との交流やフロリズ通りフェスティバルへの協力など、柴又小学校・東柴又小学校で育まれた伝統を継承し、世代を超えて地域が繋がる学校をつくります。

## 2-4 施設の機能向上に向けた取組

柴又地域学校改築懇談会及び柴又地域統合小学校改築懇談会の意見を踏まえるとともに、「葛飾区立学校の改築に向けた指針」などに基づき、次のとおり施設の機能向上に向けた取組を定めます。

### (1) 諸室機能の考え方

- ① 児童がグループ学習や全体での発表・討論などの学習方法で能動的に学ぶことができるようにするため、「普通教室」を拡大します。
- ② 児童が主体的に考え学ぶ自主学習を習慣付けられるようにするため、「学習センター（学校図書館）」を整備します。
- ③ 特別支援学級に通う児童一人一人の教育的ニーズに応じて、その持てる力を高められるように、個別指導や小集団指導に対応できる環境を整備します。

### (2) 快適で居心地の良い学校づくりの考え方

- ① 児童の「学びの場」であるとともに、「生活の場」であるため、普通教室は日当たりの良い南面に配置します。
- ② 快適で居心地の良い空間をつくるため、自然採光や通風を確保し、室内の色彩や形状も工夫します。
- ③ 潤いのある落ち着いた環境をつくるため、豊かな緑を確保します。

### (3) 安全・安心な学校づくりの考え方

- ① 地域の避難所としての機能を確保するため、災害時を考慮した諸室配置と防災機能の設備整備を行います。
- ② 水害時にも避難所機能を維持できるようにするため、体育館は2階以上とし、近接した場所に備蓄倉庫を配置します。
- ③ できるだけ死角を無くすようにするため、昇降口・職員室・保健室は、校庭全体を見渡せる位置に配置します。

### (4) 維持管理に配慮した簡素で効率的な学校づくりの考え方

- ① ゼロエミッションかつしかの実現に向けて、「ZEB」を見据えた高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備えるとともに、自然エネルギーの利用を進めます。
- ② 修繕や更新が容易な施設とするため、わかりやすく明快な諸室配置とし、長寿命・高耐久、維持管理の容易な部材・機材を採用します。
- ③ 清掃、点検・保守などの作業を効率的かつ容易にするため、設備関係諸室、配管スペースなどは、面積・形状、階高、各室の天井の高さを工夫します。

## 第3章 基本計画

### 3-1 改築概要

---

#### (1) 予定諸室

- 普通教室 : 21室 (少人数教室を含む。)  
特別支援教室 : 1室  
特別支援学級 : 4室  
特別教室 : 理科室、音楽室、図工室、家庭科室、学習センター(学校図書館)、  
教育相談室 等  
屋内運動施設等 : 体育館 等  
管理諸室等 : 校長室、職員室、事務室、主事室、保健室、会議室、印刷室、  
給食室、児童用更衣室、地域連携室 等

#### (2) 併設施設

学童保育クラブ、わくわくチャレンジ広場室、備蓄倉庫

3-2 配置比較表

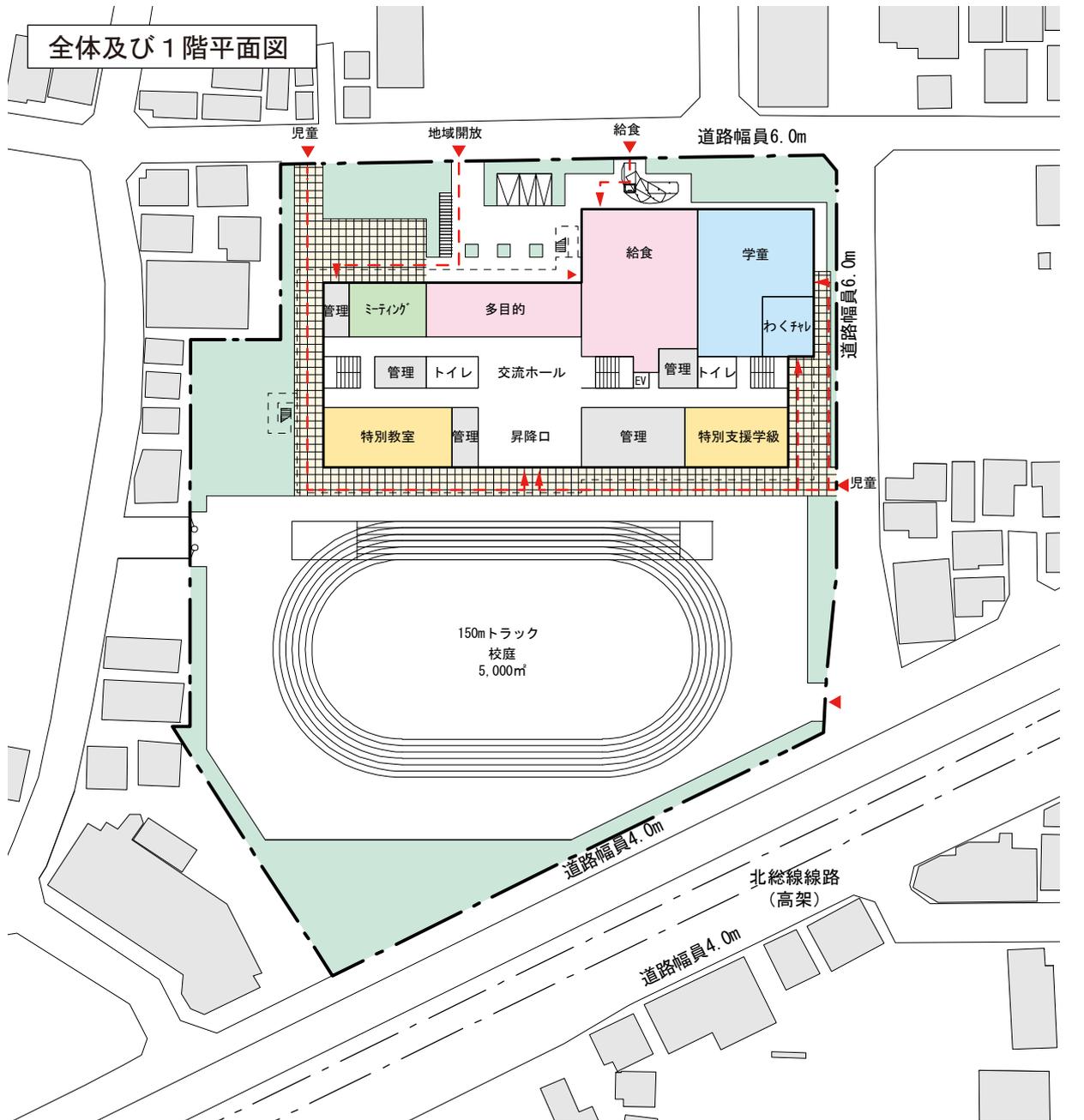
凡例	北側校舎配置案	南側校舎配置案	東側校舎配置案	北側3階校舎配置案	
<p> <span style="display:inline-block; width:10px; height:10px; background-color:orange; border:1px solid black;"></span> : 普通教室  <span style="display:inline-block; width:10px; height:10px; background-color:purple; border:1px solid black;"></span> : その他の室  <span style="display:inline-block; width:10px; height:10px; background-color:green; border:1px solid black;"></span> : 体育館  <span style="border:1px dashed black; display:inline-block; width:10px; height:10px;"></span> : 既存校舎  <span style="border:1px dashed green; display:inline-block; width:10px; height:10px;"></span> : 校庭  <span style="color:red">→</span> : 児童動線  <span style="color:red">▲</span> : 出入口  <span style="color:red">△</span> : 敷地出入口  </p>					
改築後の教育環境	校舎面積	約 8,000 m <sup>2</sup>	約 8,000 m <sup>2</sup>	約 8,000 m <sup>2</sup>	約 8,000 m <sup>2</sup>
	階数	4階建て	4階建て	4階建て	3階建て
	校舎の特徴	現校舎位置に新校舎を配置し、敷地南側に校庭を確保	敷地南側に新校舎を配置するとともに南側教室は道路に沿って配置 敷地北側に校庭を確保	敷地東側に南北軸の新校舎を配置し、敷地西側に校庭を確保	現校舎位置に新校舎を配置し、敷地南側に校庭を確保
	校庭の広さ	約 5,000 m <sup>2</sup> (50m直線、150mトラック)	約 4,500 m <sup>2</sup> (50m直線、150mトラック)	約 4,700 m <sup>2</sup> (50m直線、150mトラック)	約 4,500 m <sup>2</sup> (50m直線、150mトラック)
	校庭の特徴	・既存×約1.3倍の整形な校庭を確保できる ・トラック周りにもスペースを確保できる	・既存×約1.2倍の整形な校庭を確保できる ・トラック周りにもスペースを確保できる	・既存×約1.2倍の校庭を確保できるが南北に細長い形となる。 ・トラック周りに余裕がない	・既存×約1.2倍の整形な校庭を確保できる ・トラック周りにもスペースを確保できる
校庭の日当たり	・敷地の南側に配置するため十分な日照を確保できる	・南側に配置した校舎の影響で校庭の一部に影が落ちる	・東側に配置した校舎の影響で校庭の一部に影が落ちる	・敷地の南側に配置するため十分な日照を確保できる	
近隣への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4階建てではあるが、北側は3階までのボリュームに抑え、建物を一部セットバックしているため圧迫感が軽減される</li> <li>・西側・南側はプールや教室棟がなくなるため圧迫感軽減、東側は同等</li> <li>・西側は新たに校庭に面するため音・粉塵の影響がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北側は圧迫感・日影が軽減されるが、新たに校庭に面するため音・粉塵の影響がある</li> <li>・南側は、圧迫感が増大するが、道路や線路(高架)に面するため影響なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東側は圧迫感増大、日影に影響がある</li> <li>・東側以外は新たに校庭に面するため音・粉塵の影響がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東側・北側の圧迫感は現状と同等</li> <li>・西側・南側はプールや教室棟がなくなるため圧迫感が軽減される</li> <li>・西側は新たに校庭に面するため音・粉塵の影響がある</li> </ul>	
防災機能	体育館を2階に配置 体育館の近くに備蓄倉庫を配置	体育館を2階に配置 体育館の近くに備蓄倉庫を配置	体育館を2階に配置 体育館の近くに備蓄倉庫を配置	体育館を2階に配置 体育館の近くに備蓄倉庫を配置	

配置の基本計画として北側校舎配置案を採用する。

- ・全ての普通教室を南側に配置することができる
- ・校庭の日当たりが良く、整形で広い校庭を確保できる
- ・線路から校舎までの離隔があり、電車の音の影響が少ない

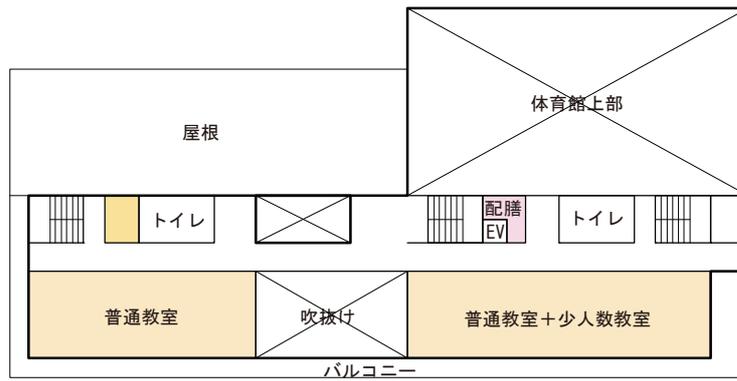
3-3 ゾーニング案

■新築校舎（東柴又小学校敷地）

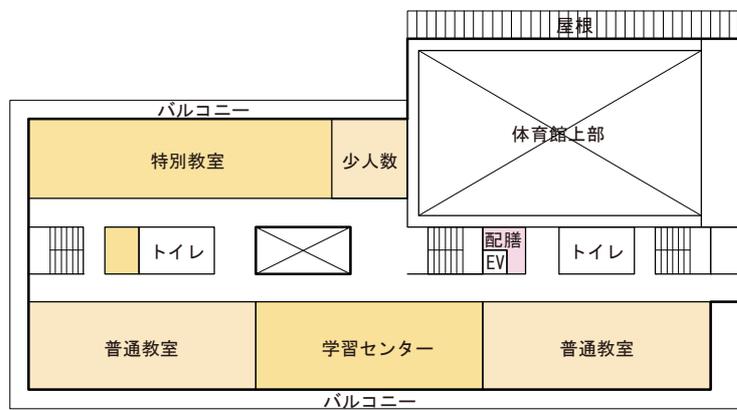


- : 学習関係諸室（普通教室）
- : 学習関係諸室（特別教室）
- : 管理諸室
- : 屋内運動場施設
- : 生活・交流空間
- : 学童保育クラブ・わくわくチャレンジ広場

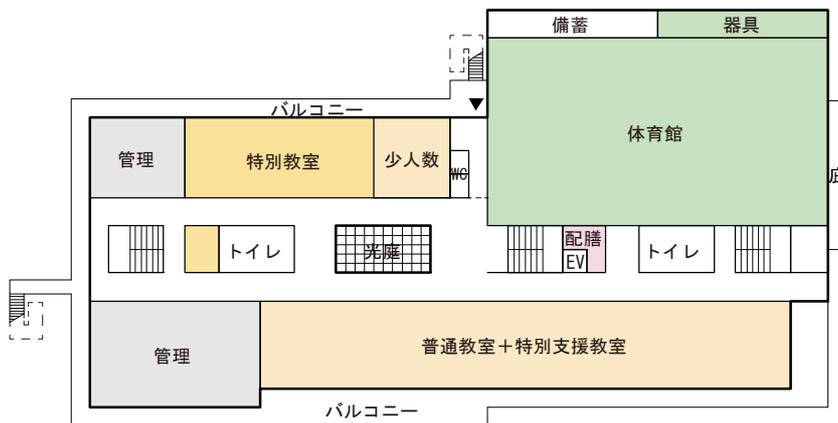




4階平面図



3階平面図

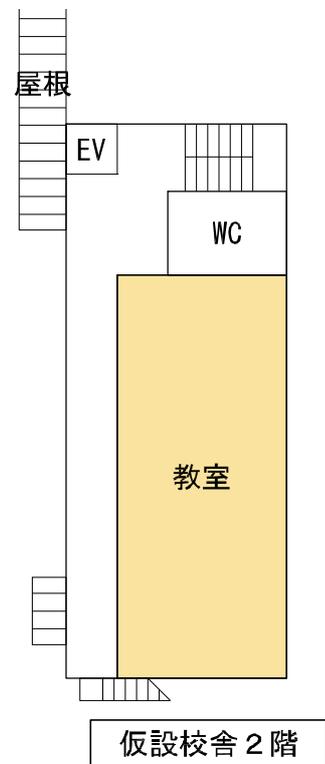
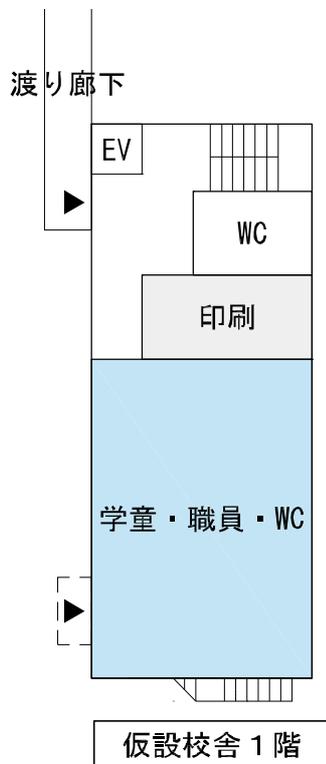
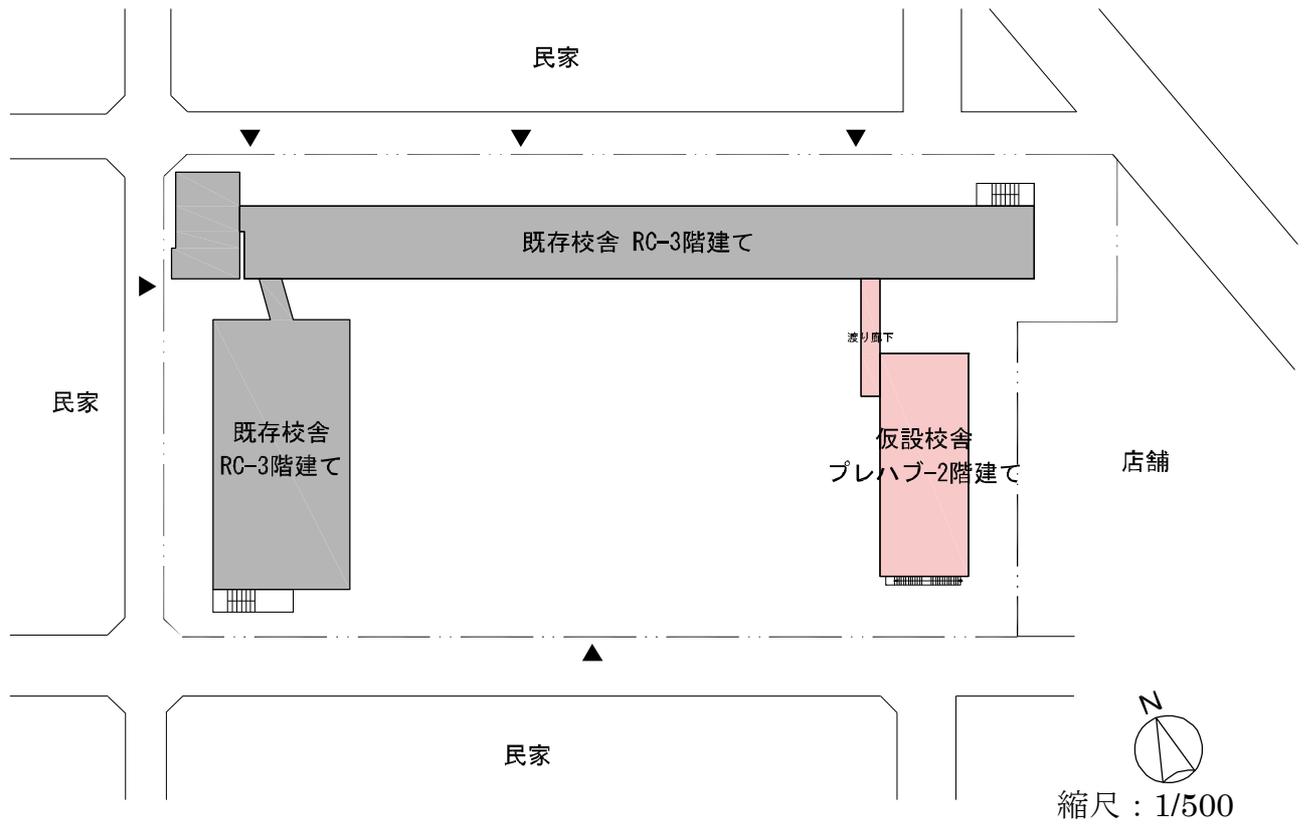


2階平面図

- : 学習関係諸室（普通教室）
- : 学習関係諸室（特別教室）
- : 管理諸室
- : 屋内運動場施設
- : 生活・交流空間
- : 学童保育クラブ・わくわくチャレンジ広場



■仮校舎（柴又小学校敷地）



- : 学習関係諸室（特別教室等）
- : 管理諸室
- : 学童保育クラブ

縮尺：1/200

## 第4章 検討体制

### 4-1 改築懇談会運営要綱

#### (1) 柴又地域学校改築懇談会運営要綱

令和5年11月14日  
5 葛施管第136号  
区 長 決 裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、柴又地域の学校改築懇談会（以下「改築懇談会」という。）の運営に関し、必要な事項について定めるものとする。

(目的)

第2条 改築懇談会は、次に掲げる事項について検討することを目的とする。

- (1) 葛飾区立柴又小学校（以下「柴又小学校」という。）、葛飾区立東柴又小学校（以下「東柴又小学校」という。）及び葛飾区立桜道中学校（以下「桜道中学校」という。）の学校改築における基本的な方針に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、学校改築に関する検討に必要な事項

(構成)

第3条 改築懇談会は、葛飾区長が委嘱する別表に掲げる者をもって構成する。

(会長及び副会長)

第4条 改築懇談会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、改築懇談会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営)

第5条 改築懇談会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、意見を聴取し、又は委員以外の者から説明を求めることができる。

(会議の公開)

第6条 改築懇談会は、公開とする。ただし、改築懇談会の決定により非公開とすることができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(撮影又は録音の禁止)

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(庶務)

第9条 改築懇談会の庶務は、施設部施設管理課において処理する。

付 則

この要綱は、令和5年11月14日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年1月19日から施行する。

## 別表（第3条関係）

柴又小学校、東柴又小学校又は桜道中学校の通学区域内に存する自治町会代表	6名
柴又小学校 学校評議員	2名
東柴又小学校 学校評議員	2名
桜道中学校 学校評議員	2名
柴又地区民生委員・児童委員代表	2名
青少年育成柴又地区委員会代表	1名
柴又小学校 青少年委員	1名
東柴又小学校 青少年委員	1名
桜道中学校 青少年委員	1名
柴又小学校PTA代表	1名
東柴又小学校PTA代表	1名
桜道中学校PTA代表	1名
柴又小学校 学校地域応援団地域コーディネーター	1名
東柴又小学校 学校地域応援団地域コーディネーター	1名
桜道中学校 学校地域応援団地域コーディネーター	1名
柴又地域子育て支援施設代表	3名
柴又小学校 校長	1名
柴又小学校 副校長	1名
東柴又小学校 校長	1名
東柴又小学校 副校長	1名
桜道中学校 校長	1名
桜道中学校 副校長	1名
その他柴又小学校、東柴又小学校又は桜道中学校の校長が推薦する者	各学校 2名 以内

## (2) 柴又地域統合小学校改築懇談会運営要綱

令和6年11月18日  
6 葛施管第186号  
区 長 決 裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、柴又地域統合小学校改築懇談会（以下「改築懇談会」という。）の運営に関し、必要な事項について定めるものとする。

(目的)

第2条 改築懇談会は、次に掲げる事項について検討することを目的とする。

- (1) 葛飾区立柴又小学校（以下「柴又小学校」という。）及び葛飾区立東柴又小学校（以下「東柴又小学校」という。）を統合した小学校の学校改築における基本的な方針に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、学校改築に関する検討に必要な事項

(構成)

第3条 改築懇談会は、葛飾区教育委員会教育長が委嘱する別表に掲げる者をもって構成する。

(会長及び副会長)

第4条 改築懇談会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、改築懇談会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営)

第5条 改築懇談会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、意見を聴取し、又は委員以外の者から説明を求めることができる。

(会議の公開)

第6条 改築懇談会は、公開とする。ただし、改築懇談会の決定により非公開とすることができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(撮影又は録音の禁止)

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(庶務)

第9条 改築懇談会の庶務は、教育委員会事務局学校施設課において処理する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年11月18日から施行する。

(柴又地域学校改築懇談会運営要綱の廃止)

2 柴又地域学校改築懇談会運営要綱（令和5年11月14日付け5葛施管第136号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の際、現に前項の規定による廃止前の柴又地域学校改築懇談会運営要綱第3条の規定により委嘱された委員は、この要綱の第3条の規定により委嘱された委員とみなす。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

## 別表（第3条関係）

柴又地域の自治町会代表	4名
柴又小学校 学校評議員	2名
東柴又小学校 学校評議員	2名
桜道中学校 学校評議員	1名
柴又地区民生委員・児童委員代表	2名
青少年育成柴又地区委員会代表	1名
柴又小学校 青少年委員	1名
東柴又小学校 青少年委員	1名
桜道中学校 青少年委員	1名
柴又小学校PTA代表	1名
東柴又小学校PTA代表	1名
桜道中学校PTA代表	1名
柴又小学校 学校地域応援団地域コーディネーター	1名
東柴又小学校 学校地域応援団地域コーディネーター	1名
柴又地域子育て支援施設代表	3名
柴又小学校 校長	1名
柴又小学校 副校長	1名
東柴又小学校 校長	1名
東柴又小学校 副校長	1名
その他柴又小学校又は東柴又小学校の校長が推薦する者	各学校 2名 以内

## 4-2 検討体制

## (1) 柴又地域学校改築懇談会

	開催日程・場所	主な議題
第1回 改築懇談会	令和5年11月29日 柴又学び交流館 2階A視聴覚室	改築懇談会運営要綱について 会長・副会長の互選 今後のスケジュール
第2回 改築懇談会	令和6年1月26日 東柴又小学校 体育館	柴又地域における学校改築の区 の考え方
第3回 改築懇談会	令和6年2月28日 東柴又小学校 体育館	教育環境について
第4回 改築懇談会	令和6年3月28日 柴又学び交流館 3階レクリエーションホール	望ましい学級数について
第5回 改築懇談会	令和6年4月25日 柴又学び交流館 3階レクリエーションホール	施設規模、地域の拠点となる学校づ くりについて
第6回 改築懇談会	令和6年5月30日 柴又学び交流館 3階レクリエーションホール	第3回から第5回までの意見交換の まとめ
第7回 改築懇談会	令和6年6月18日 柴又学び交流館 3階レクリエーションホール	改築の方向性について(意見交換) アンケートの実施について
第8回 改築懇談会	令和6年7月16日 柴又学び交流館 3階レクリエーションホール	アンケート結果の共有 改築の方向性について(意見交換)
第9回 改築懇談会	令和6年8月22日 柴又学び交流館 3階レクリエーションホール	区への報告資料の作成
第10回 改築懇談会	令和6年10月22日 柴又学び交流館 3階レクリエーションホール	柴又地域における学校改築の方向性 今後の進め方

**(2) 柴又地域統合小学校改築懇談会**

	開催日程・場所	主な議題
第1回 改築懇談会	令和6年11月19日 東柴又小学校 体育館	柴又らしい学び舎の理想像 (グループワーク)
施設見学会	令和6年11月28日 東金町小学校	東金町小学校施設見学
第2回 改築懇談会	令和6年12月17日 東柴又小学校 体育館	東金町小学校見学会報告 新たな小学校の機能配置について話そう (グループワーク)
第3回 改築懇談会	令和7年1月21日 東柴又小学校 体育館	柴又地域一連の学校改築説明会 (12/21・26実施)の報告 新たな小学校のゾーニングについて 話そう(グループワーク)
第4回 改築懇談会	令和7年2月17日 東柴又小学校 体育館	新たな小学校のゾーニングについて 話そう(グループワーク)
第5回 改築懇談会	令和7年3月19日 東柴又小学校 体育館	改築基本構想・基本計画の掲載内容 について 統合小学校の校名選定方法について
第6回 改築懇談会	令和7年4月15日 東柴又小学校 体育館	改築基本構想・基本計画(案)の報告 統合小学校校名選定方法について

**(3) 柴又地域一連の学校改築に関する説明会**

## ① 柴又小学校

令和5年	2月28日(火)	午後5時
		午後7時
令和5年	3月5日(日)	午後1時
		午後3時
令和5年	5月21日(日)	午前10時
令和6年	12月26日(木)	午後7時

## ② 東柴又小学校

令和5年	2月27日(月)	午後5時
		午後7時
令和5年	3月19日(日)	午後1時
		午後3時
令和5年	8月6日(日)	午前10時
令和6年	12月21日(土)	午前10時

---

柴又地域統合小学校改築基本構想・基本計画

令和7年7月発行

葛飾区教育委員会事務局学校施設整備担当課  
〒124-8555 東京都葛飾区立石5-13-1  
電話 03-3695-1111（代表）内線 2707・2708・2709

---

## 就学援助費の支給額の改定について

学務課

## 1 目的

令和7年4月1日から生活保護基準における新入学準備金単価が改定となったことに合わせ、新入学準備金及び新入学児童生徒学用品費等について金額の引上げを行うもの

## 2 就学援助費改定案

対象者	費目	改定前支給額	改定後支給額
新小学1年生	新入学準備金	64,300円	91,600円
小学1年生 (※)	新入学児童学用品費等	64,300円	91,600円
小学6年生	新入学準備金	81,000円	101,000円
中学1年生 (※)	新入学生徒学用品費等	81,000円	101,000円

※前年度中に新入学準備金を受給した者を除く。

## 3 実施時期

令和7年4月に入学した小学1年生及び中学1年生から適用する。令和6年度中に支給した新入学準備金（新小学1年生・小学6年生）については、差額の追加支給を令和7年8月中に実施する。

## 4 令和7年度第一次補正予算案計上額

総額 47,073千円

## (1) 小学校費 25,253千円

ア 新入学準備金差額追加支給分（8月支給）	11,958千円
イ 新入学準備金等差額分	13,295千円

## (2) 中学校費 21,820千円

ア 新入学準備金差額追加支給分（8月支給）	10,420千円
イ 新入学準備金等差額分	11,400千円

## 学校給食費の改定について

学務課

## 1 目的

学校給食費については、適切な栄養量の確保や食材価格の高騰に対応するため、令和5年度に給食費を改定し、完全無償化を行っているところである。

しかしながら、近時の社会経済状況の著しい変化に伴い、食材価格の高騰が一層顕著となり、現行の給食費では購入できる食材の範囲が限定的になるなど、本来必要とされる給食費と大きな乖離が生じている状況である。このため、学校給食摂取基準や各学校における食材購入実績などを踏まえ、給食費を改定し、それに伴う無償化補助金の増額を行うもの

## 2 給食費改定案

(月額、単位：円)

区分	小学校			中学校
	低学年	中学年	高学年	
改定前	4,800	5,300	5,700	6,300
改定後	5,700 (+900)	6,200 (+900)	6,800 (+1,100)	7,600 (+1,300)

※弁当代替者も同額改定。保田しおさい学校は昼食費日額360円から384円に増額

## 3 実施時期

令和7年6月

## 4 令和7年度第一次補正予算案計上額

(1) 歳入 97,656千円 (東京都公立学校給食費負担軽減事業補助金)

(2) 歳出 270,971千円

小学校 172,013千円 中学校 98,930千円 保田しおさい学校 28千円

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律  
の改正について

教育指導課

## 1 概要

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部  
が改正されたことに伴い、関係条例の改正を行うもの

## 2 改正内容

### (1) 出生時両立支援制度等に係る意向確認等

妊娠、出産等についての申出をした職員に対して、以下に記載する出生時両立  
支援制度等に係る意向確認等を義務とするもの

(出生時両立支援制度等)

育児短時間勤務、部分休業、育児時間、出産支援休暇、子の看護等休暇、  
子育て部分休暇、深夜勤務の制限、超過勤務の制限、休憩時間の短縮

### (2) 育児期両立支援制度等に係る意向確認等

3歳に満たない子を養育する職員に対して、以下に記載する育児期両立支援制  
度等に係る意向確認等を義務とするもの

(育児期両立支援制度等)

育児短時間勤務、部分休業、子の看護等休暇、子育て部分休暇、  
深夜勤務の制限、超過勤務の制限、休憩時間の短縮

## 3 改正条例

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

## 4 施行予定日

令和7年10月1日

## いじめによる重大事態の発生について

教育指導課

いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第28条第1項に規定する重大事態が発生し、重大事態に係る事実関係を明らかにする必要があることから、同項に基づき、いじめ重大事態が発生した学校の「学校いじめ対策委員会（以下「対策委員会」という。）」において調査を行うもの

## 1 対象となる事件及び経緯

令和7年3月5日、対象生徒の保護者から学校に「対象生徒が避けられている。」と連絡があった。学校は同年3月6日から事実確認を行い、対象生徒の保護者へ状況を報告、同年3月10日に対策委員会において3件のいじめを認知した。

同年3月から同年4月にかけて対象生徒の欠席が続いたため、学校は対象生徒の保護者との面談、学習支援の提案、いじめを行った生徒の保護者への報告等を実施した。

このように学校が対応を継続していたところ、同年4月24日、対象生徒の代理人弁護士から教育委員会事務局宛てに、本件をいじめ重大事態とし、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂版）」に沿った重大事態調査を行うこと等を要求する文書が届いた。これを受け、学校及び教育委員会事務局はいじめにより対象生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認め、同ガイドラインに沿い、調査の実施に向けて準備を開始した。

その後も対象生徒の欠席は続き、同年5月9日、学校は葛飾区教育委員会にいじめ重大事態発生を報告した。

## 2 対象生徒

区立中学校 第1学年男子（いじめを認知した時点）

3 いじめを行った生徒

同区立中学校 第1学年男子1名 女子4名 (いじめを認知した時点)

4 該当する重大事態

いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき(法第28条第1項第2号該当)

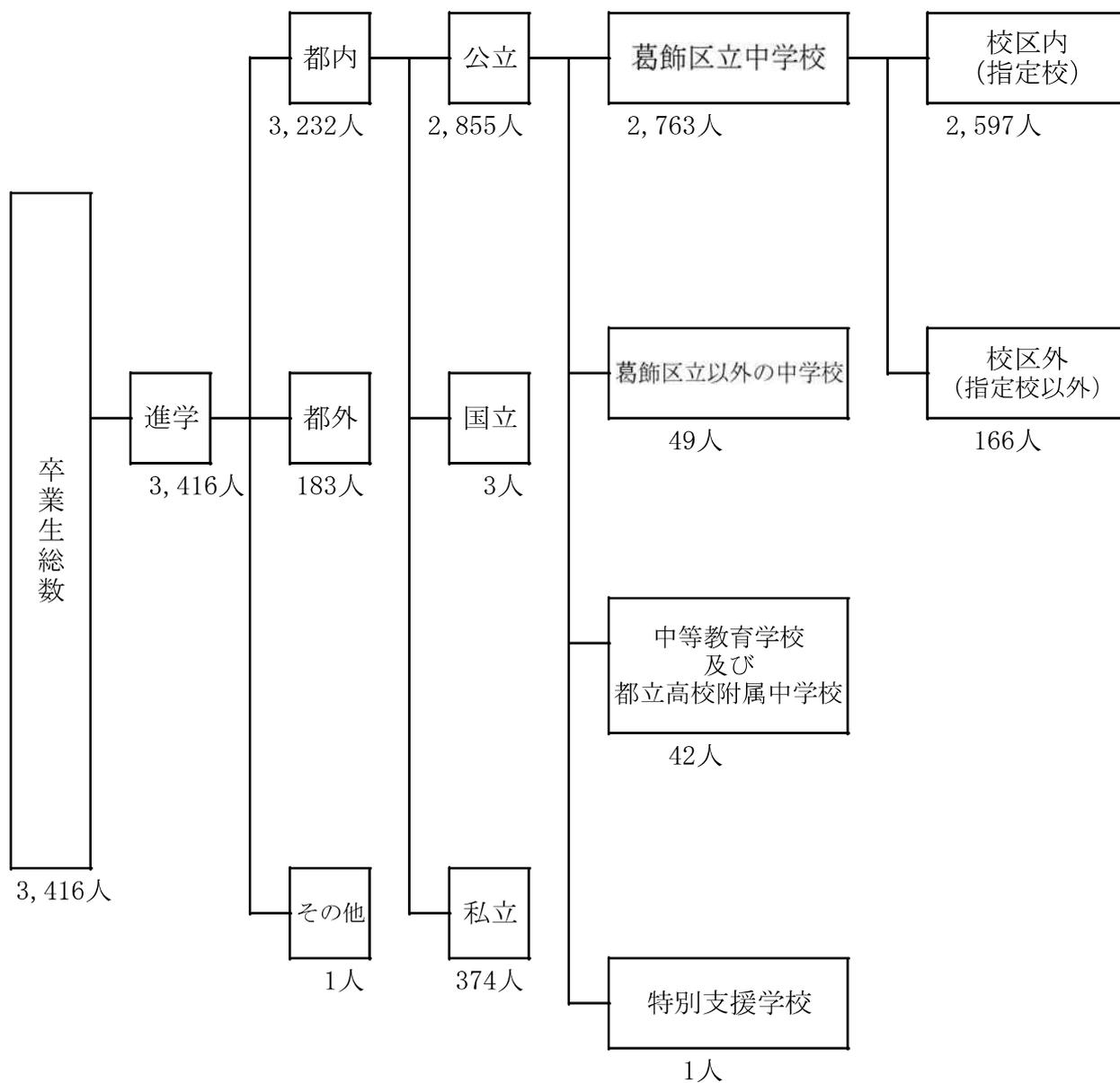
5 重大事態の調査について

令和7年5月13日の教育委員会において、調査を迅速に実施するため、学校の対策委員会で調査を行うことを決定した。また、調査の第三者性を高めるため、弁護士2名を対策委員会の委員として加え、調査を実施する。

令和6年度区立小・中学校卒業生の進路状況について

教育指導課

1 令和6年度区立小学校卒業生（令和7年3月卒業）の進路状況



令和6年度区立小学校卒業生進路状況年度比較表

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
卒業生総数	3,471人	3,486人	3,432人	3,390人	3,416人		
都内の中学校等	3,315人	3,298人	3,235人	3,276人	3,232人		
	(95.51%)	(94.60%)	(94.26%)	(96.64%)	(94.61%)		
	公立中学校	2,918人	2,912人	2,843人	2,857人	2,855人	
		(84.07%)	(83.53%)	(82.84%)	(84.28%)	(83.58%)	
	葛飾区内	2,853人	2,824人	2,761人	2,767人	2,763人	
		校区内 (指定校)	2,649人	2,637人	2,579人	2,565人	2,597人
			校区外 (指定校以外)	204人	187人	182人	202人
	葛飾区外	22人	32人	30人	34人	49人	
	中等教育学校 及び 都立高校附属中学校	39人	53人	49人	54人	42人	
	特別支援学校	4人	3人	3人	2人	1人	
	国立中学校等	7人	6人	8人	4人	3人	
		(0.20%)	(0.17%)	(0.23%)	(0.12%)	(0.09%)	
	私立中学校	390人	380人	384人	415人	374人	
		(11.24%)	(10.90%)	(11.19%)	(12.24%)	(10.95%)	
都外の中学校	156人	186人	196人	110人	183人		
	(4.49%)	(5.34%)	(5.71%)	(3.24%)	(5.36%)		
その他	0人	2人	1人	4人	1人		
	(0.00%)	(0.06%)	(0.03%)	(0.12%)	(0.03%)		

( )内は卒業生総数に対する割合となり、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位まで表示している。したがって合計が100にならない場合がある。

2 令和6年度区立中学校卒業生（令和7年3月卒業）の進路状況



令和6年度区立中学校卒業生進路状況年度比較表

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
卒業生総数	2,773人	2,888人	2,993人	2,950人	2,947人
進 学	2,724人 (98.23%)	2,833人 (98.09%)	2,947人 (98.46%)	2,897人 (98.20%)	2,900人 (98.41%)
公 立	1,739人 (62.71%)	1,789人 (61.94%)	1,897人 (63.38%)	1,794人 (60.81%)	1,884人 (63.93%)
高等学校全日制課程	1,599人	1,633人	1,683人	1,618人	1,713人
高等学校定時制課程	90人	94人	113人	106人	116人
高等学校通信制課程	4人	5人	39人	14人	19人
高等専門学校	17人	15人	16人	15人	4人
特別支援学校	29人	42人	46人	41人	32人
国 立	5人 (0.18%)	7人 (0.24%)	8人 (0.27%)	8人 (0.27%)	4人 (0.14%)
高等学校全日制課程	5人	7人	6人	7人	4人
高等専門学校	0人	0人	2人	1人	0人
私 立	980人 (35.34%)	1,037人 (35.91%)	1,042人 (34.81%)	1,095人 (37.12%)	1,012人 (34.34%)
高等学校全日制課程	837人	890人	882人	897人	828人
高等学校定時制課程	2人	4人	1人	4人	5人
高等学校通信制課程	141人	143人	159人	193人	175人
高等専門学校	0人	0人	0人	1人	1人
特別支援学校	0人	0人	0人	0人	3人
就 職	5人 (0.18%)	12人 (0.42%)	12人 (0.40%)	8人 (0.27%)	10人 (0.34%)
職業教育機関等	11人 (0.40%)	10人 (0.35%)	12人 (0.40%)	21人 (0.71%)	14人 (0.48%)
専修学校	11人	10人	7人	21人	12人
各種学校	0人	0人	4人	0人	2人
職業訓練学校	0人	0人	1人	0人	0人
その他	0人	0人	0人	0人	0人
在家庭者	28人 (1.01%)	24人 (0.83%)	18人 (0.60%)	21人 (0.71%)	21人 (0.71%)
進学希望	10人	3人	1人	3人	7人
就職希望	1人	7人	4人	2人	0人
家事・家業手伝い	13人	8人	7人	7人	10人
病気療養中	0人	0人	1人	1人	1人
その他	4人	6人	5人	8人	3人
その他	5人 (0.18%)	9人 (0.31%)	4人 (0.13%)	3人 (0.10%)	2人 (0.07%)
海外転出	4人	3人	3人	3人	1人
その他	1人	6人	1人	0人	1人

( )内は卒業生総数に対する割合となり、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位まで表示している。したがって合計が100%にならない場合がある。

## かつしかチャレンジプログラムについて

教育指導課

学校教育推進担当課

## 1 目的

学習や能力向上への意欲が高い区立小・中学校の児童・生徒を対象に、能力を更に向上させるための事業「かつしかチャレンジプログラム」を実施する。令和7年度は、これまでの「自然科学コース」「プログラミングコース」「English challengeコース」の3つのコースに加えて「理数分野コース」を新設し、これらの4つのコースの活動を通して、児童・生徒の思考力やコミュニケーション能力等の育成を図る。

## 2 各コースの概要

## (1) 自然科学コース

子どもたちが自らテーマを設定し、指導員の助言を得ながら実験・観察を行い、研究結果を考察する中で、科学的な見方や考え方の更なる向上を図る。

## (2) プログラミングコース

委託事業者によるフィジカル教材及びビジュアル教材を活用したプログラミング講座を行い、プログラミング的思考等の情報活用能力の育成を図る。

## (3) English challengeコース

外国人講師のレッスン及び英検対策講座を、英語の習熟度に応じて分けた3つのクラス（英検準2級以上、英検3級、英検4～5級）において行い、英語によるコミュニケーション能力の向上を図り、実用英語技能検定合格を目指す。

## (4) 理数分野コース

理数分野の学習を中心に学んだことを応用し、数式や物理の原理を活用した探究活動を行い、探究力や思考力の向上を図る。

### 3 応募人数等

コース	対象	想定人数	応募人数	備考
自然科学コース	小学校 第6学年	120人	68人	—
	中学校 第2学年	90人	47人	—
プログラミングコース	小学校 第6学年	50人	28人	—
	中学校 第1～3学年	60人	61人	—
English challengeコース	中学校 第1～3学年	90人	97人	—
				—
理数分野コース	小学校 第5・6学年	30人	—	6月30日 申込締切
	中学校 第1～3学年	30人	—	

※ 中学生のプログラミングコース及び English challengeコースについては、想定人数を超える応募人数であったため、応募者全員が受講できるように調整を行う。

### 4 スケジュール（予定含む）

コース	対象	実施期間	回数	場所
自然科学コース	小学生向け	4月26日～ 2月28日	11回 (土曜日)	科学教育 センター
	中学生向け (研究組)	4月26日～ 2月28日	21回 (土曜日)	科学教育 センター
	中学生向け (実験組)	4月26日～ 2月28日	11回 (土曜日)	科学教育 センター
プログラミングコース	小学生向け	6月15日～ 6月29日	3回 (日曜日)	総合教育 センター
	中学生向け	7月19日～ 7月21日	3回 (夏季休業日)	総合教育 センター
English challengeコース	中学生向け	6月14日～ 11月1日	10回 (土曜日、 夏季休業日)	総合教育 センター
理数分野コース	小学生向け	7月28日～ 8月26日	5回 (夏季休業日)	科学教育 センター
	中学生向け	7月31日～ 8月29日	5回 (夏季休業日)	科学教育 センター

(仮称) お花茶屋地区屋内温水プール建設工事基本設計 (案) について

学校教育推進担当課

「今後の水泳指導の実施方法に関する方針」の実施計画 (令和 4 年 9 月改定) に基づき学校施設として整備を予定している、お花茶屋の屋内温水プール施設について基本設計 (案) がまとまったため、報告するもの

### 1 施設概要

- (1) 所在地 お花茶屋一丁目 9 番 (別紙 1 のとおり)
- (2) 敷地面積 2,400.87m<sup>2</sup>
- (3) 構造・階数 鉄筋コンクリート造 (多目的ホール屋根部は鉄骨造)、地上 2 階及び地下 1 階建
- (4) 延床面積 3,042.47m<sup>2</sup>

### 2 基本設計 (案) の概要

別紙 2 のとおり

### 3 整備スケジュール (予定)

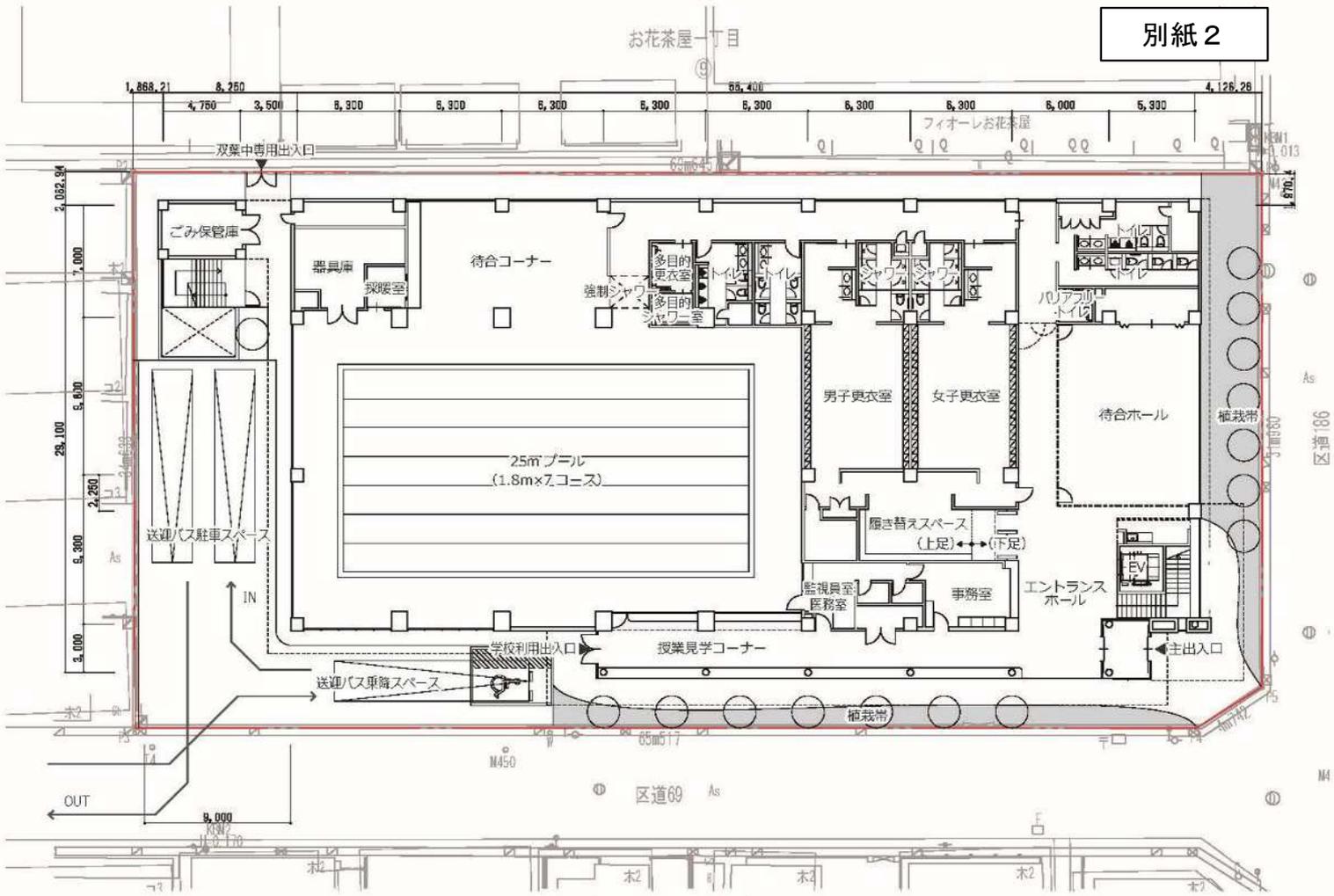
建設業における週休 2 日の促進に伴う建設工事期間の延長等により、予定している整備スケジュールを以下のとおり変更する。

<変更前>	～令和 8 年 3 月	基本・実施設計
	令和 8 年 7 月～令和 10 年 1 月	屋内温水プール建築工事
	令和 10 年 2 月～令和 10 年 3 月	開設準備
	令和 10 年 4 月	供用開始
<変更後>	～令和 8 年 3 月	基本・実施設計
	令和 8 年 10 月～令和 10 年 11 月	屋内温水プール建築工事
	令和 10 年 12 月～令和 11 年 1 月	開設準備
	令和 11 年 2 月	供用開始

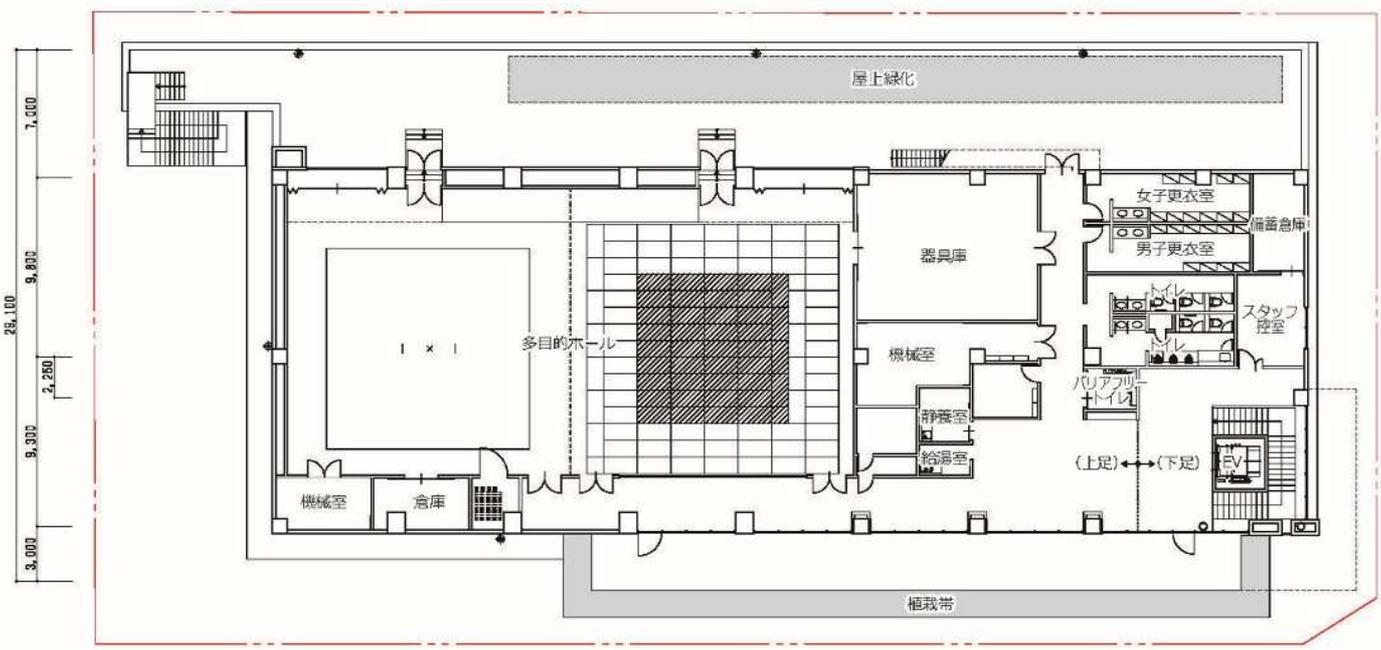
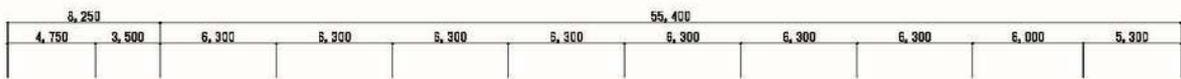
案内図



S=1:2000



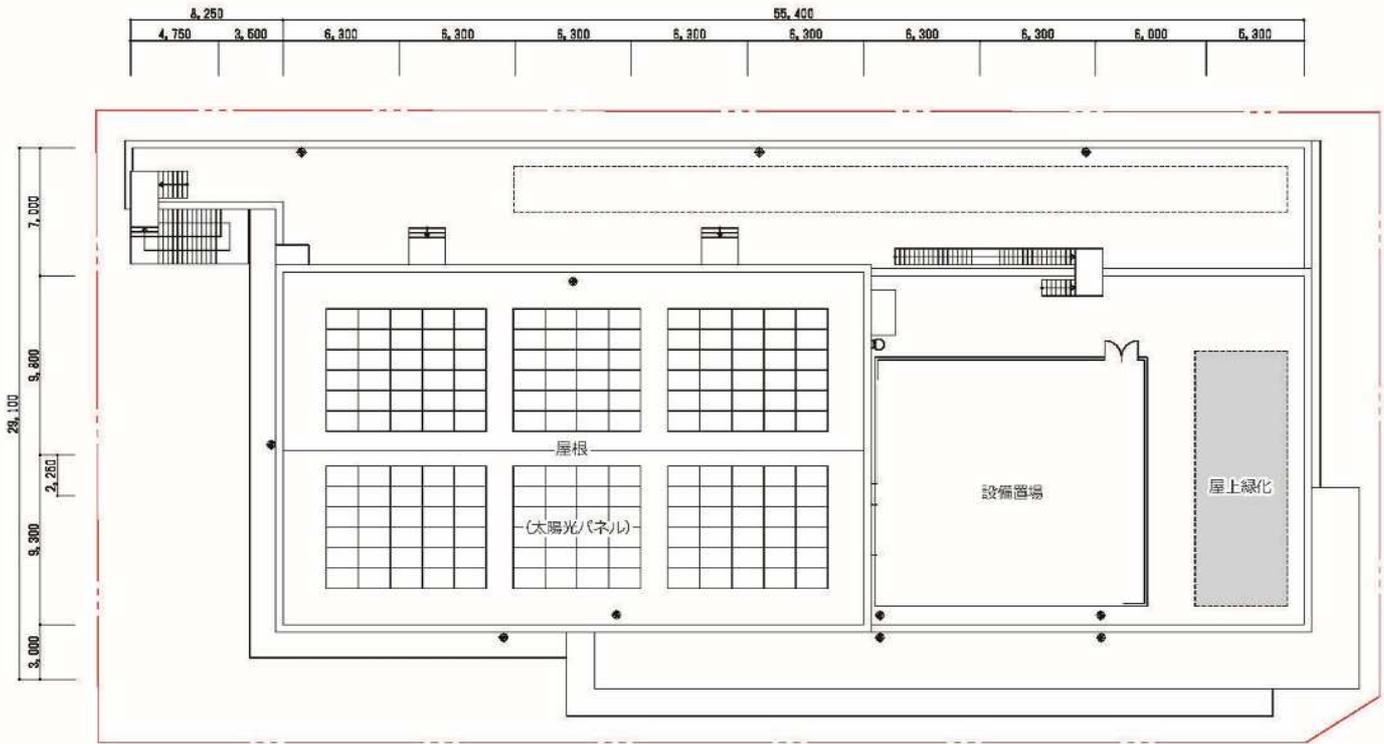
1 階平面図



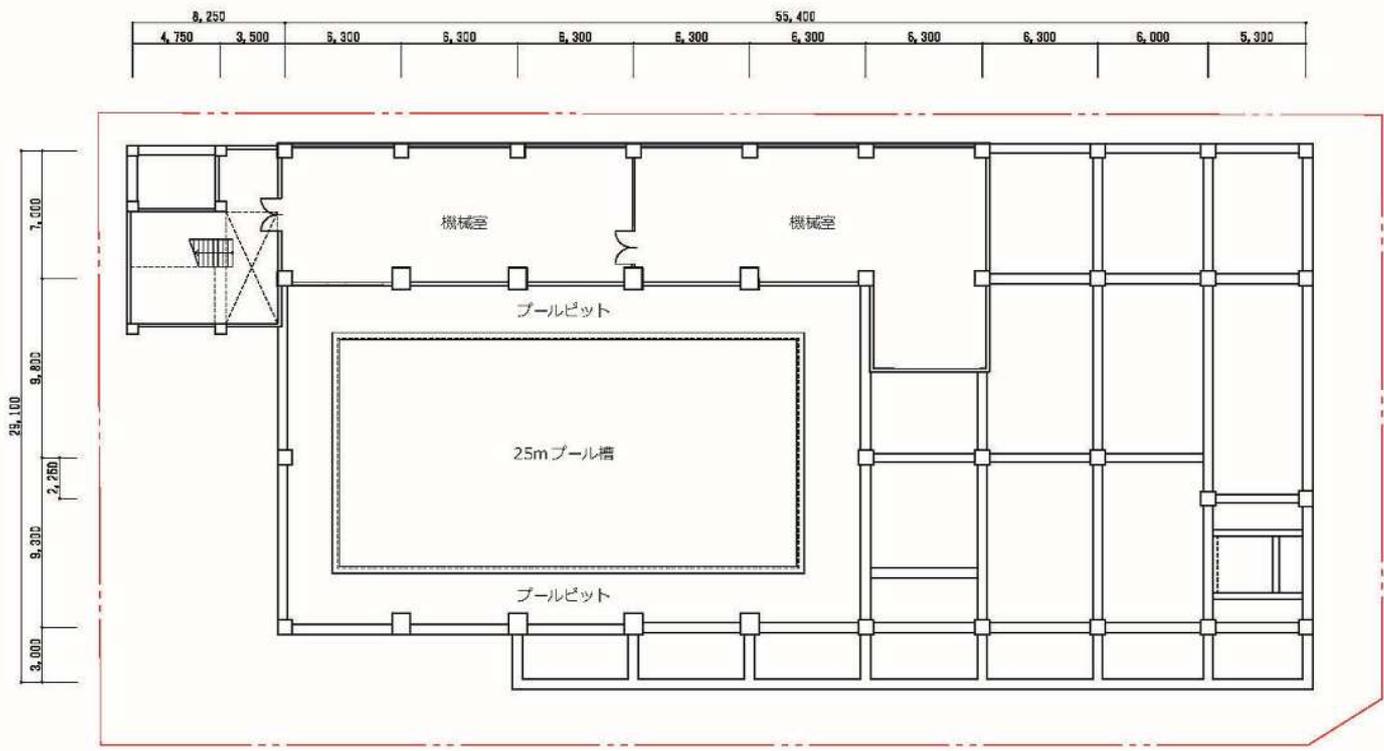
2 階平面図



S=1:400



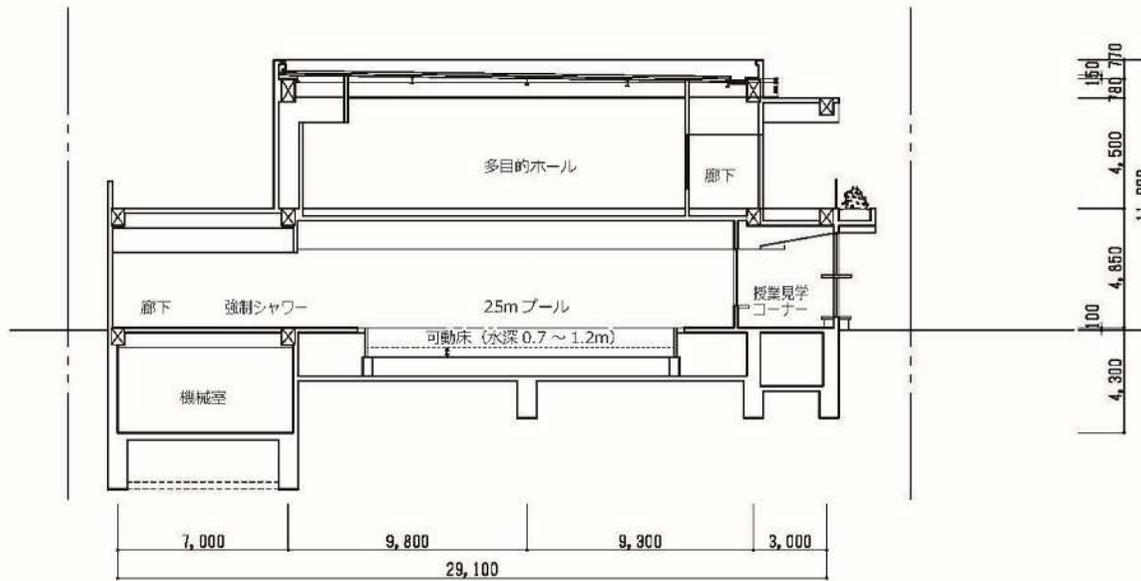
R 階平面図



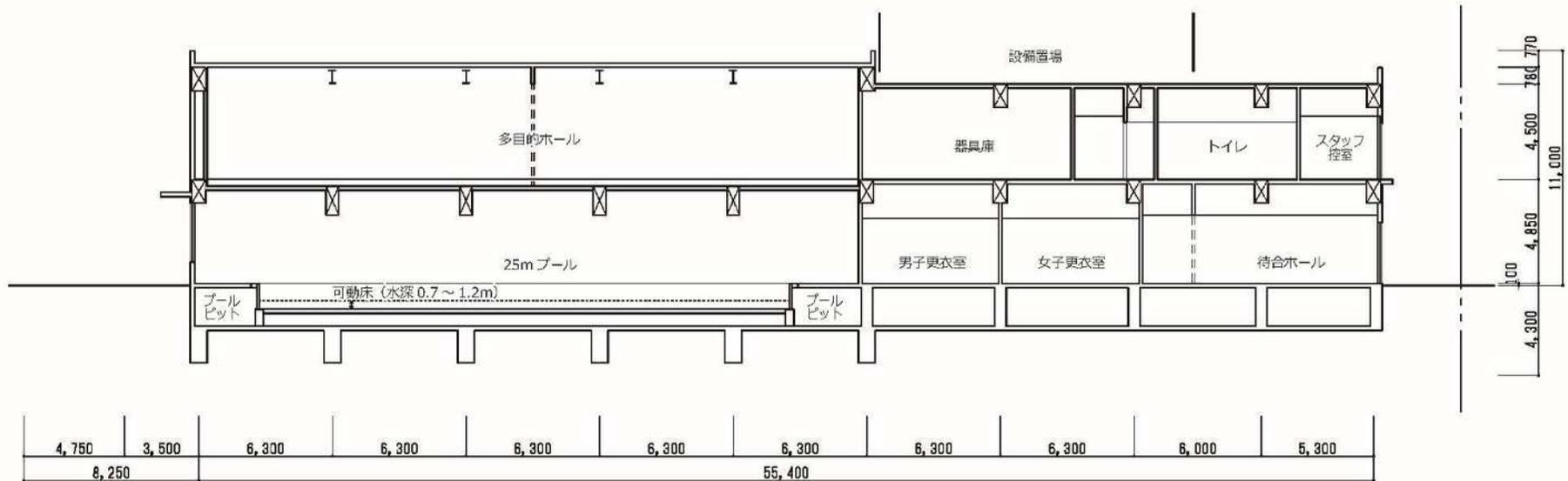
地下1階平面図



S=1:400



南北断面図



東西断面図



外観イメージ（南東より）



内観イメージ（プール）



内観イメージ（多目的ホール）

## 「ことばの教室」の増設について

総合教育センター管理担当課

### 1 概要

ことばの発達に支援が必要な児童を対象に、現在、本田小学校に「ことばの教室」を設置している。

近年、「ことばの教室」への入室希望児童が増加しており、また、区内全域から通学してくることを配慮し、区内2か所目となる「ことばの教室」を新たに金町地域に開設する。

### 2 設置場所

末広小学校内

### 3 通室対象

区立小学校に在籍し、発音に誤りがある、吃音による話づらさがあるなど、ことばの発達に支援が必要な児童

### 4 学級数・教員数・受入可能児童数

2学級・教員3人・児童40人程度

### 5 指導内容

児童一人一人の状態に合わせて、舌や唇の動きを良くする指導、正しく聞き取る指導、正しい音で話す指導、遊びを通じてことばの数を増やす指導を行う。

### 6 開設時期（予定）

令和8年4月1日

### 7 申込み受付開始時期（予定）

令和7年10月

## 令和7年度学童保育クラブ等入会状況について

## 放課後支援課

(令和7年4月1日現在)

## 1 全体

令和7年度 入会児童数(人)	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	うち 障害児
公立計	263	372	388	98	38	3	1,162	54
私立計	1,600	1,349	846	270	86	28	4,179	153
合計	1,863	1,721	1,234	368	124	31	5,341	207

## ※ これまでの入会児童数の推移

(各年度4月1日現在)

入会児童数(人)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
公立計	1,153	1,271	1,174	1,140	1,100	1,131	1,162
私立計	3,622	3,620	3,625	3,744	3,788	3,904	4,179
合計	4,775	4,891	4,799	4,884	4,888	5,035	5,341

## 2 公立

(令和7年4月1日現在)

No.	クラブ名	入会児童数(人)							合計	うち 障害児
		1年	2年	3年	4年	5年	6年			
1	幸田	17	20	16	0	0	0	53	3	
2	花の木	13	16	20	9	0	0	58	4	
3	東金町	8	54	6	1	0	0	69	5	
4	末広	34	25	18	0	0	0	77	1	
5	柴又	11	19	32	0	0	0	62	4	
6	新柴又	7	14	20	9	7	0	57	1	
7	高砂	51	23	0	1	1	1	77	5	
8	鎌倉	3	12	5	16	8	0	44	1	
9	南奥戸	17	18	13	0	1	0	49	3	
10	西奥戸	10	21	11	3	1	1	47	2	
11	東奥戸	8	24	13	6	1	0	52	4	
12	青戸	4	2	4	1	2	1	14	2	
13	青戸中央	1	0	20	9	1	0	31	5	
14	梅田	0	2	32	18	12	0	64	1	
15	西亀有	2	24	40	1	0	0	67	3	
16	亀有	8	14	24	7	2	0	55	2	
17	中道	12	21	20	0	0	0	53	2	
18	宝町	19	15	18	0	0	0	52	1	
19	堀切	29	24	27	0	0	0	80	2	
20	東堀切	9	24	18	4	0	0	55	3	
合計		263	372	357	85	36	3	1,116	54	

## 3 私立

(令和7年4月1日現在)

No.	クラブ名	入会児童数(人)							
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	うち 障害児
1	ひまわり※	21	18	11	9	5	0	64	2
2	奥戸小	50	25	2	3	1	0	81	12
3	高砂小第一	53	3	3	1	0	0	60	8
4	高砂小第二	0	42	32	0	0	0	74	0
5	南奥戸小第一	17	13	0	0	0	0	30	1
6	南奥戸小第二	0	6	21	5	3	0	35	0
7	原田小	30	33	32	0	0	0	95	3
8	細田小	39	39	24	1	0	0	103	2
9	ふたば※	3	11	16	6	3	1	40	0
10	第二ふたば※	3	11	17	5	3	1	40	0
11	葛飾学園西亀有小	54	14	0	0	0	0	68	2
12	半田みらい▲	39	0	0	1	1	0	41	0
13	葛飾学園上千葉	28	21	0	0	0	0	49	2
14	葛飾学園小菅※	26	14	2	0	1	0	43	10
15	幸田みらい▲	18	19	0	3	0	0	40	2
16	葛飾学園東綾瀬小	22	17	7	0	0	0	46	2
17	葛飾学園南綾瀬小	15	12	14	0	1	0	42	1
18	葛飾学園西小菅小	18	20	0	0	0	0	38	0
19	れいめい宝※	16	7	15	8	0	0	46	4
20	れいめい堀切(第一)	22	0	29	4	0	0	55	2
21	れいめい堀切(第二)	0	35	0	0	4	1	40	0
22	れいめい白鳥	43	18	4	0	1	0	66	9
23	かつしか風の子※	48	23	0	0	0	0	71	0
24	中青戸	23	23	34	0	0	0	80	2
25	中青戸第二	23	17	0	0	0	0	40	1
26	中青戸第三	16	21	0	1	2	0	40	6
27	青戸小	12	20	6	0	2	0	40	0
28	青戸小第二	10	20	10	0	0	0	40	1
29	青戸小第三	14	19	6	2	0	0	41	0
30	梅田小	23	15	1	0	0	1	40	5
31	梅田小第二	20	20	0	0	0	1	41	5
32	清和小	12	20	13	8	0	2	55	0
33	こひつじ東四つ木※	3	6	7	3	2	2	23	1
34	こひつじ四つ木※	29	31	22	5	0	0	87	2
35	こひつじ本田	12	12	8	7	2	0	41	0
36	こひつじ本田第二	12	13	14	5	0	0	44	0

No.	クラブ名	入会児童数（人）							
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	うち 障害児
37	こひつじ川端	19	16	14	6	0	0	55	2
38	こひつじ川端第二	16	12	8	2	0	0	38	1
39	こひつじ渋江	27	25	15	4	0	0	71	2
40	ひかり※	18	10	10	6	13	3	60	1
41	東・ひかり	28	33	11	0	0	0	72	3
42	松上	22	21	18	9	0	0	70	1
43	第二松上	23	22	20	5	0	0	70	1
44	上小松	58	0	0	1	0	1	60	2
45	道上こどもの森第一	61	0	0	0	0	0	61	0
46	道上こどもの森第二	16	46	0	0	0	0	62	0
47	金町※	49	27	2	0	3	1	82	7
48	つばさ	30	30	17	4	0	0	81	0
49	東金町小ひよどり	54	21	3	0	0	0	78	2
50	カナリア※	0	13	37	4	0	0	54	0
51	柴原※	10	14	22	5	0	0	51	1
52	柴原第二	20	23	1	0	0	0	44	4
53	小松南らる	34	21	6	0	0	0	61	5
54	小松南らる第二※	0	11	15	1	1	0	28	1
55	るりたつみ※	11	11	8	9	0	1	40	2
56	西新小岩あや第一※	25	24	14	5	0	0	68	2
57	西新小岩あや第二※	13	7	12	3	3	2	40	3
58	飯塚第一	12	6	6	12	3	1	40	3
59	飯塚第二	11	11	11	0	3	4	40	0
60	飯塚第三	7	5	3	2	2	1	20	0
61	水元第一	19	44	19	0	0	0	82	5
62	水元第二	26	25	10	1	1	0	63	6
63	東水元	16	19	24	6	2	0	67	0
64	にいじゅくみらい第一	32	10	5	4	1	0	52	0
65	にいじゅくみらい第二	0	23	22	6	0	0	51	0
66	新宿	40	16	3	1	0	0	60	1
67	北野第一	22	29	18	8	0	0	77	0
68	北野第二	14	20	8	0	1	0	43	4
69	すまいる亀青※	19	20	23	8	0	0	70	3
70	すまいる中之台	44	22	0	0	0	0	66	3
71	鎌倉小	25	22	18	8	0	0	73	3
72	colors新小岩 <sup>+</sup>	5	5	18	9	6	2	45	0
合 計		1,600	1,302	771	206	70	25	3,974	153

クラブ名※は学校敷地外にある学童保育クラブ、クラブ名▲は令和7年度運営事業者変更、クラブ名<sup>+</sup>は令和6年7月開設、クラブ名は令和7年4月開設

4 放課後子ども支援事業における待機児童対策モデル事業（かつしかプラス）

（令和7年4月1日現在）

No.	学校名	入会児童数（人）						
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
1	葛飾小	0	8	24	16	1	1	50
2	新宿小	0	17	28	2	0	0	47
3	半田小	0	0	26(26)	0	0	0	26(26)
4	中之台小	0	7	13(5)	28	9	1	58(5)
5	白鳥小	0	1	9	0	1	0	11
6	中青戸小	0	0	0	17	5	1	23
7	花の木小	0	11	3	5(5)	0	0	19(5)
8	上小松小	0	3	3	9(8)	2(2)	0	17(10)
合 計		0	47	106(31)	77(13)	18(2)	3	251(46)

※（ ）は公立学童保育クラブ申込者数

令和7年度における学童保育クラブの取組について

放課後支援課

1 私立学童保育クラブ整備

(1) 令和7年4月1日開設

道上小学校（学校敷地外から新校舎内に移転）

定員40人→120人

運営主体：株式会社こどもの森

(2) 令和7年9月開設予定

水元小学校（学校敷地内から新校舎内に移転）

定員100人→110人程度

運営主体：社会福祉法人 正栄会

(3) 令和8年4月1日開設予定

二上小学校（新校舎内に新設）

定員100人程度

運営主体：社会福祉法人 新宿会

2 夏季休業日の一時学童保育

(1) 目的

夏季休業日の間、保護者とその同居者の就労・疾病等を理由に監護が必要な児童を学童保育クラブで保育するもの

(2) 実施学童保育クラブ

ア 公立14クラブ（幸田、花の木、柴又、新柴又、鎌倉、南奥戸、西奥戸、東奥戸、青戸、亀有、梅田、中道、宝町、東堀切）

実施期間 令和7年7月21日から8月31日まで（日・祝日を除く）

午前8時30分から午後6時まで

イ 私立22クラブ（ひまわり、奥戸小、高砂小第一、高砂小第二、南奥戸小第一、南奥戸小第二、原田小、細田小、かつしか風の子、中青戸、中青戸第二、中青戸第三、青戸小、青戸小第二、青戸小第三、

梅田小、梅田小第二、清和小、柴原、新宿、北野第一、  
北野第二)

実施期間 令和7年7月21日から8月31日まで（日・祝日を除く）  
原則午前8時30分から午後6時まで

（開所時間は学童保育クラブ毎で異なる。また、午後7時までの延長保育もあり）

ウ 公立児童館職員による学校への出張型夏季一時学童保育

①西亀有小学校

実施期間 令和7年7月21日から8月31日まで（日・祝日を除く）  
午前8時30分から午後5時まで

②住吉小学校

実施期間 令和7年8月4日から8月31日まで（日・祝日を除く）  
午前8時30分から午後5時まで

(3) 対象児童

1年生から6年生まで

(4) 利用者の費用負担

1週間当たり1,000円（実施期間に応じて徴収、公立私立ともおやつ代別途、  
私立学童保育クラブは教材費及び延長保育料別途）

(5) 周知及び申込方法

ア 周知

広報かつしか（5月25日号）及び区公式ホームページ

イ 申込方法

公立は、6月17日までに申請書（区公式ホームページからダウンロード又は学童保育クラブ、児童館、子ども未来プラザ、子育て支援窓口にて配布）を希望する学童保育クラブに提出。

私立は、運営の社会福祉法人が定めた期限までに提出。

公立児童館職員による学校への出張型夏季一時学童保育は、6月17日までに申請書（区公式ホームページからダウンロード又は学童保育クラブ、児童館、子ども未来プラザ、子育て支援窓口にて配布）を以下の公立学童保育クラブに提出。

①西亀有小学校

中道学童保育クラブ又は西亀有学童保育クラブ

②住吉小学校

柴又学童保育クラブ又は高砂学童保育クラブ

3 今後の取組について

令和8年度の学童保育クラブ入会申請受付から通年学童と夏季一時学童の申請時期を一元化し、区民に複数の放課後支援サービスを同時期に案内することで、選択の幅を広げ待機児童の発生を抑制する。

## 郷土と天文の博物館のプラネタリウム投映休止について

生涯学習課

郷土と天文の博物館では、平成30年度に機器を更新した光学式プラネタリウムと平成20年度に設置したデジタル式プラネタリウムシステムの2つを使用してプラネタリウムの投映を行っている。令和7年度にデジタル式プラネタリウムシステムの機器更改作業を行うため、プラネタリウムの投映休止について報告するもの

### 1 プラネタリウムの投映休止予定期間

令和7年7月1日（火）から10月31日（金）まで

### 2 休止期間及び再開の周知方法

博物館ホームページ及び広報かつしかに掲載する。

## お花茶屋図書館の改修について

中央図書館

### 1 概要

老朽化が進むお花茶屋図書館は、だれもが気軽に利用できる図書館の環境づくりを目指し、施設のリフレッシュだけでなく、「ゆったり、安らぎ、心地よい」といった空間や図書館サービスを提供できる図書館としてリニューアルを予定しており、休館期間やその間に提供する図書館サービスについて報告するもの

### 2 施設概要

- (1) 所在地 お花茶屋二丁目1番15号
- (2) 建築年月 昭和52年2月
- (3) 延床面積 1,754.82㎡
- (4) 構造 鉄筋コンクリート造4階建て

### 3 改修内容

別紙1のとおり

### 4 休館期間

令和7年9月1日（月）から令和8年7月23日（木）まで

### 5 休館期間におけるお花茶屋図書館臨時窓口の設置

#### (1) 設置場所

宝町憩い交流館1階ホール（宝町二丁目38番19号） 別紙2のとおり

#### (2) 設置期間

令和7年9月2日（火）から令和8年7月22日（水）まで

- ア 開館時間 火曜日から土曜日まで 午前9時から午後8時まで  
日曜日及び休日 午前9時から午後5時まで  
12月29日・30日及び1月3日 午前9時から午後5時まで
- イ 休館日 月曜日（休日の場合は、その直後の休日でない日）  
毎月第4木曜日  
12月31日、1月1日・2日

(3) 提供するサービス

予約資料の貸出、図書資料等の返却・検索及び予約、区立図書館の利用登録、  
読書相談、ブックポストの利用

6 周知方法

広報かつしか、区公式ホームページ、区立図書館ホームページ及び各図書館内掲  
示等

## 改修内容

令和6年3月に策定した「葛飾区立図書館の基本的な考え方【取組方針】」に掲げる「目標3 だれもが気軽に利用できる図書館の環境づくり」のうち、「方針1 図書館の改修に併せた利便性の向上と環境整備」の取組を推進していく。

### 目標3 だれもが気軽に利用できる図書館の環境づくり

#### 方針1 図書館の改修に併せた利便性の向上と環境整備

##### 取組(1) 利便性の向上とプライバシーへの配慮

- 自動貸出機、セルフ予約棚、簡易返却機の導入(1階)  
図書資料等の貸出・返却や予約受取ができる自動貸出機、セルフ予約棚、簡易返却機を導入し、職員を介さず、利用者自身で手続きが完結する環境を整備する。

##### 取組(2) 多様な利用者への配慮

- 安全・安心して利用できる環境づくり  
段差のある1階正面出入口に昇降機を設置する。また、バリアフリートイレ(1・3階)の全面改修を行うとともに、老朽化が進むトイレ(各階)の洋式化・温水洗浄便座の設置を行う。さらに、職員が目が行き届きづらい動線に防犯カメラを設置することで、だれもが利用しやすい環境に配慮する。

##### 取組(3) 魅力的な空間づくり

- ゆったりと閲覧できる空間(1階)  
高書架(雑誌架)を撤去し、書棚を低くすることで、フロア全体の見通しを良くし、お年寄りや障がいのある方も使いやすくリニューアルする。また、雑誌・新聞コーナーをリニューアルにより、閲覧スペースを拡充することで、あらゆる世代の利用者がゆったりと過ごせる空間をつくる。
- 親子で安らげる空間(2階)  
児童室のフリースペースを床暖房とし、子どもがはだして本を楽しめる場をつくるとともに、子どもが気軽に読書相談できるサービスカウンターを設置する。また、赤ちゃんの駅や子どもが寝ころぶことができる親子のフリースペースを設置し、乳幼児期から親子で本を親しめる空間をつくる。
- 心地よく学習できる空間(3階)  
持込みパソコン室を設けて個人席を拡充するとともに、学習や調べものの合間にちょっとした休憩ができる飲食可能なスペースを設けることで、心地よい環境で学習等に取り組める空間をつくる。

お花茶屋図書館 臨時窓口設置場所



## 中央図書館の改修について

中央図書館

### 1 概要

令和6年9月に策定した「葛飾区立図書館の改修の考え方」に基づき、中央図書館の照明設備のLED化や空調機器の入替え等を行うとともに、館内サインの見直しにも取り組むことで、だれもが快適に利用できる施設となるよう改修を実施するもの

### 2 施設概要

- (1) 所在地 金町六丁目2番1号 ヴィナシス金町ブライトコート3階
- (2) 建築年月 平成21年7月
- (3) 延床面積 5,023.56㎡
- (4) 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造

### 3 改修内容

- (1) 照明設備のLED化
- (2) 空調機器の入替え
- (3) 図書館業務システム機器の入替え
- (4) マイボトル用ウォーターサーバーの設置
- (5) 館内サインの見直し

### 4 改修期間

令和7年10月1日（水）から令和8年3月中旬まで

### 5 休館期間

令和7年10月1日（水）から令和7年10月14日（火）まで

※来館者サービスは全て休止

## 6 部分開館の実施

令和8年3月27日（金）からの通常開館までの間、改修の進捗状況に応じて部分開館を実施し、来館者サービスを順次再開する。（別紙のとおり）

### (1) 部分開館：メインカウンターエリア

#### ア 実施期間

令和7年10月15日（水）から令和7年12月30日（火）まで

(ア) 開館時間 月曜日から土曜日まで 午前9時から午後10時まで  
日曜日及び休日 午前9時から午後8時まで  
12月29日・30日 午前9時から午後5時まで

(イ) 休館日 毎月第4木曜日及び12月31日

#### イ 提供するサービス

予約資料の貸出、図書資料等の返却・検索及び予約、区立図書館の利用登録、読書相談、ブックポストの利用

#### ウ 提供できないサービス

館内での図書資料等の閲覧、館内に配架している図書資料等の貸出、子どもデッキの利用、ボランティア団体への会議室等の貸出、空き会議室の学習室としての開放

### (2) 部分開館の拡大：一般書・児童書エリアまで拡大

#### ア 実施期間

令和8年1月3日（土）から令和8年3月25日（水）まで

(ア) 開館時間 月曜日から土曜日まで 午前9時から午後10時まで  
日曜日及び休日 午前9時から午後8時まで  
1月3日 午前9時から午後5時まで

(イ) 休館日 毎月第4木曜日

#### イ 提供するサービス

メインカウンターエリアでのサービスに加え、館内での図書資料等の閲覧、館内に配架している図書資料等の貸出

#### ウ 提供できないサービス

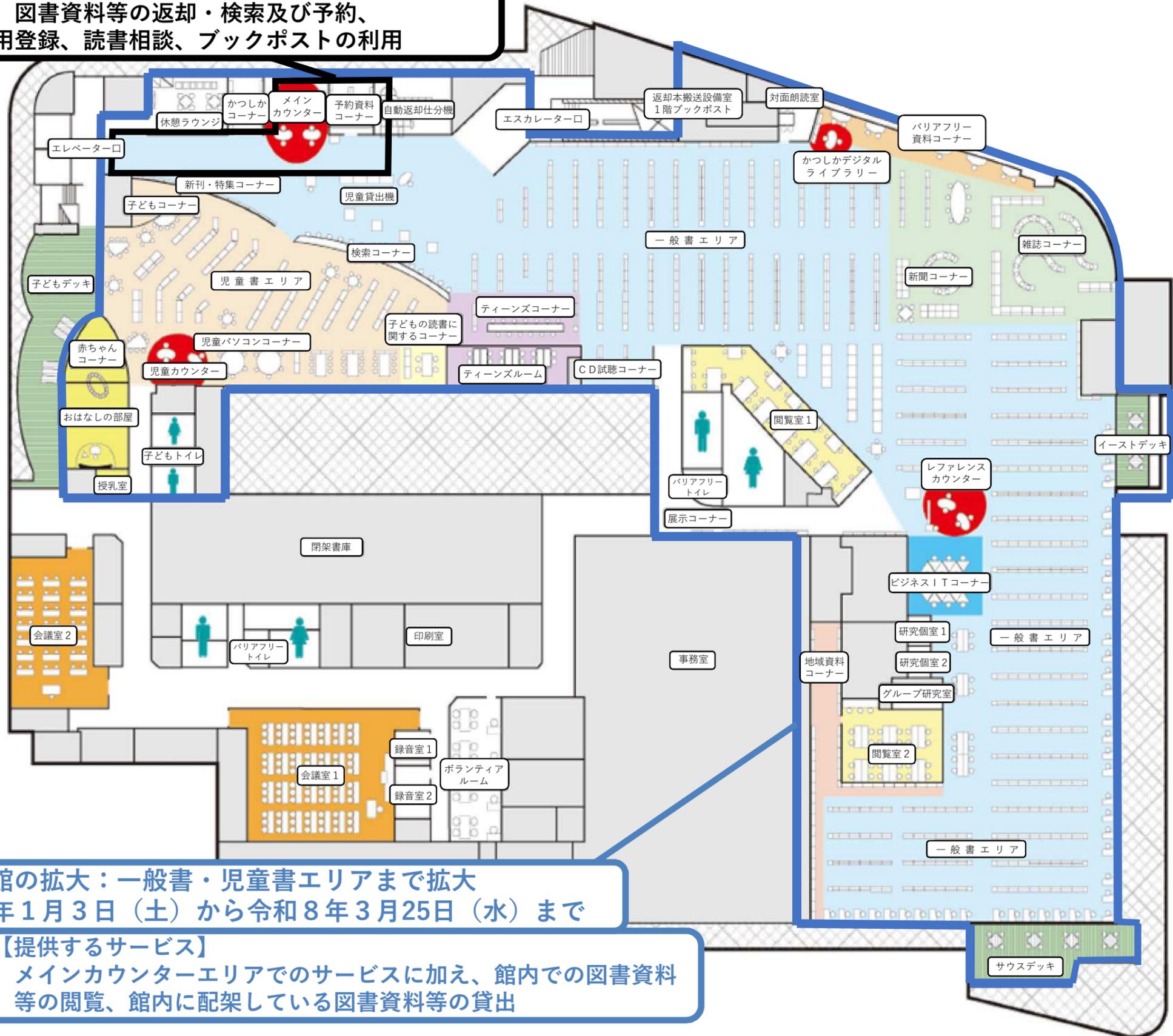
子どもデッキの利用、ボランティア団体への会議室等の貸出、空き会議室の学習室としての開放

## 7 周知方法

広報かつしか、区公式ホームページ、区立図書館ホームページ及び各図書館内掲示等

部分開館：メインカウンターエリア  
令和7年10月15日（水）から令和7年12月30日（火）まで

【提供するサービス】  
予約資料の貸出、図書資料等の返却・検索及び予約、  
区立図書館の利用登録、読書相談、ブックポストの利用



部分開館の拡大：一般書・児童書エリアまで拡大  
令和8年1月3日（土）から令和8年3月25日（水）まで

【提供するサービス】  
メインカウンターエリアでのサービスに加え、館内での図書資料  
等の閲覧、館内に配架している図書資料等の貸出